

平成 30 年第 1 回定例会

むかわ町議会会議録

平成30年 3月6日 開会

平成30年 3月8日 閉会

むかわ町議会

平成30年第1回むかわ町議会定例会会議録目次

招集告示	1
応招・不応招議員	2

第 1 号 (3月6日)

議事日程	3
本日の会議に付した事件	4
出席議員	4
欠席議員	4
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	4
事務局職員出席者	5
開会及び開議	6
議事日程の報告	6
会議録署名議員の指名	6
会期の決定	6
諸般の報告	8
町長行政報告及び提出事件の概要説明	8
一般質問	10
野田省一議員	10
大松紀美子議員	15
三上純一議員	23
北村修議員	30
議案第1号の上程、説明、質疑、討論、採決	47
議案第2号の上程、説明、質疑、討論、採決	48
議案第3号の上程、説明、質疑、討論、採決	49
議案第4号の上程、説明、質疑、討論、採決	51
議案第5号の上程、説明、質疑、討論、採決	52
議案第6号の上程、説明、質疑、討論、採決	55
議案第7号の上程、説明、質疑、討論、採決	56

議案第 8 号の上程、説明、質疑、討論、採決	5 8
議案第 9 号の上程、説明、質疑、討論、採決	6 4
議案第 1 0 号の上程、説明、質疑、討論、採決	6 6
議案第 1 1 号の上程、説明、質疑、討論、採決	6 8
議案第 1 2 号の上程、説明、質疑、討論、採決	6 9
議案第 1 3 号の上程、説明、質疑、討論、採決	7 5
議案第 1 4 号の上程、説明、質疑、討論、採決	7 7
散会の宣告	7 9

第 2 号 (3月7日)

議事日程	8 1
本日の会議に付した事件	8 1
出席議員	8 1
欠席議員	8 2
地方自治法第 1 2 1 条の規定により説明のため出席した者の職氏名	8 2
事務局職員出席者	8 3
開 議	8 4
議事日程の報告	8 4
議案第 1 5 号から議案第 2 1 号の一括上程、説明、質疑、討論、採決	8 4
議案第 2 2 号から議案第 2 8 号の一括上程、説明、質疑、予算審査特別委員会設置、付託	1 1 7
諸般の報告	1 2 9
休会について	1 2 9
散会の宣告	1 2 9

第 3 号 (3月8日)

議事日程	1 3 1
本日の会議に付した事件	1 3 1
出席議員	1 3 1
欠席議員	1 3 2

地方自治法第 1 2 1 条の規定により説明のため出席した者の職氏名	1 3 2
事務局職員出席者	1 3 3
開 議	1 3 4
議事日程の報告	1 3 4
議案第 2 2 号から議案第 2 8 号の一括上程、委員長報告、質疑、討論、採決	1 3 4
意見書案第 1 号の上程、説明、質疑、討論、採決	1 3 8
所管事務調査報告の件	1 4 0
発言の申し出	1 4 0
閉議及び閉会	1 4 2
署名議員	1 4 3

むかわ町告示第51号

平成30年第1回むかわ町議会定例会を次のとおり招集する。

平成30年2月23日

むかわ町長 竹 中 喜 之

1 日 時 平成30年3月6日（火）午前10時

2 場 所 むかわ町産業会館 第1研修室（3階）

○応招・不応招議員

応招議員（13名）

1 番	山 崎 満 敬 議員	2 番	佐 藤 守 議員
3 番	中 島 勲 議員	4 番	大 松 紀美子 議員
5 番	三 上 純 一 議員	6 番	星 正 臣 議員
8 番	小 坂 利 政 議員	9 番	山 崎 真 照 議員
1 0 番	津 川 篤 議員	1 1 番	北 村 修 議員
1 2 番	木 下 隆 志 議員	1 3 番	野 田 省 一 議員
1 4 番	三 倉 英 規 議員		

不応招議員（なし）

平成30年第1回むかわ町議会定例会

議 事 日 程 （第1号）

平成30年3月6日（火）午前10時開会

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 会期の決定
- 第 3 諸般の報告
- 第 4 町長行政報告及び提出事件の概要説明
- 第 5 一般質問

町長提出事件

- 第 6 議案第 1 号 むかわ町道の路線の認定に関する件
- 第 7 議案第 2 号 定住自立圏形成協定の一部を変更する協定の締結に関する件
- 第 8 議案第 3 号 東胆振3町障害支援区分認定審査会共同設置の規約変更協議に関する件
- 第 9 議案第 4 号 東胆振3町介護認定審査会共同設置の規約変更協議に関する件
- 第10 議案第 5 号 むかわ町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例案
- 第11 議案第 6 号 むかわ町四季の館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例案
- 第12 議案第 7 号 むかわ町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例案
- 第13 議案第 8 号 むかわ町国民健康保険税条例の一部を改正する条例案
- 第14 議案第 9 号 むかわ町国民健康保険条例の一部を改正する条例案
- 第15 議案第10号 むかわ町国民健康保険給付費支払準備基金条例の一部を改正する条例案
- 第16 議案第11号 むかわ町介護保険給付費準備基金条例の一部を改正する条例案
- 第17 議案第12号 むかわ町介護保険条例の一部を改正する条例案
- 第18 議案第13号 介護保険法の一部改正に伴う関係条例の整理に関する条例案

第 19 議案第 14 号 むかわ町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例案

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

出席議員（13名）

1 番	山 崎 満 敬 議 員	2 番	佐 藤 守 議 員
3 番	中 島 勲 議 員	4 番	大 松 紀美子 議 員
5 番	三 上 純 一 議 員	6 番	星 正 臣 議 員
8 番	小 坂 利 政 議 員	9 番	山 崎 真 照 議 員
10 番	津 川 篤 議 員	11 番	北 村 修 議 員
12 番	木 下 隆 志 議 員	13 番	野 田 省 一 議 員
14 番	三 倉 英 規 議 員		

欠席議員（なし）

地方自治法第 121 条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町 長	竹 中 喜 之	副 町 長	渋谷 昌彦
支 所 長	田 所 隆	会 計 管 理 者	藤 井 清 和
総務企画課長	高 田 純 市	総務企画課主幹	西 幸 宏
総務企画課主幹	酒 巻 宏 臣	総務企画課主幹	大 塚 治 樹
町民生活課長	萬 純二郎	町民生活課主幹	飯 田 洋 明
健康福祉課長	高 橋 道 雄	健康福祉課主幹	今 井 喜代子
健康福祉課主幹	藤 田 浩 樹	産業振興課長	成 田 忠 則
産業振興課主幹	東 和 博	産業振興課主幹	松 本 洋
産業振興課主幹	今 井 巧	建設水道課長	山 本 徹

建設水道課 主 幹	江 後 秀 也	建設水道課 主 幹	兄 後 敏 彦
地域振興課長	石 川 英 毅	地域振興課 主 幹	菅 原 光 博
地域振興課 主 幹	中 澤 十四三	恐竜ワールド 戦略室主幹	加 藤 英 樹
恐竜ワールド 戦略室主幹	田 口 博	地域経済課長	為 田 雅 弘
地域経済課 主 幹	吉 田 直 司	国民健康保険 穂別診療所 事務 長	藤 江 伸
教 育 長	長谷川 孝 雄	生涯学習課長	齊 藤 春 樹
生涯学習課 参 事	中 村 博	教育振興室長	金 本 和 弘
選挙管理委員 会事務局長	高 田 純 市	選挙管理委員 会事務局次長	石 川 英 毅
選挙管理委員 会事務局次長	西 幸 宏	農業委員会 事務局 長	鎌 田 晃
農業委員会 支 局 長	為 田 雅 弘	監 査 委 員	辻 圓 治

事務局職員出席者

事 務 局 長	八 木 敏 彦	主 査	長谷山 美 香
---------	---------	-----	---------

◎開会及び開議の宣告

○議長（三倉英規君） おはようございます。

ただいまの出席議員数は13名でございます。定足数に達しておりますので、ただいまから平成30年第1回むかわ町議会定例会を開催いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

開会 午前10時00分

◎議事日程の報告

○議長（三倉英規君） 本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付のとおりでございます。

◎会議録署名議員の指名

○議長（三倉英規君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、9番、山崎真照議員、10番、津川篤議員を指名いたします。

◎会期の決定

○議長（三倉英規君） 日程第2、会期の決定の件を議題といたします。

さきに議会運営委員長から、2月28日開催の第1回議会運営委員会での本定例会の運営にかかわる協議の経過と結果について報告の申し出がありましたので、これを許します。

三上議会運営委員長。

〔三上純一議会運営委員長 登壇〕

○議会運営委員長（三上純一君） 議長のお許しをいただきましたので、2月28日に開催いたしました第1回議会運営委員会の経過と結果について報告いたします。

委員会での協議は、第1回定例会の運営に関する件であります。

まず、副町長及び議長から、町長及び議員等からの提出を予定している審議案件の概要説明がありました。

今期定例会に町長から提出される審議案件は28件で、その内訳は議案28件であります。

提出審議案件の取り扱いについては、協議の結果、会議規則第37条の規定により、一括して議題とする案件は、会期日程表に記載のとおり、議案第15号から議案第21号までの7件、

議案第22号から議案第28号までの7件であります。

なお、議案第22号から議案第28号までの新年度会計予算7件については、議長発議により、議長を除く全議員で構成する平成30年度むかわ町各会計予算審査特別委員会を設置し、それに審査を付託することで協議が調っております。

次に、議員等からの提出を予定している審議案件は3件であり、その内訳は意見書案1件、報告2件であります。

意見書案についてであります。議員より提出のありました意見書案は2件であります。2月23日に総務厚生文教常任委員会協議会が開催され、協議の結果、受理番号2番は、意見書第1号として所定の賛成者をつけ提出されております。

なお、議会運営委員会終了後、受理番号1番については、会議規則第20条の規定により、提出者より撤回の申し出があり、議長が許可をしたところでございます。

陳情等文書表の2件の取り扱いについては、印刷配付としておりますので、御了承をお願い申し上げます。

所管事務調査報告は、各常任委員会より調査終了に伴う報告書が提出されております。

次に、一般質問については、野田省一議員ほか3名から7項目の通告がありました。その取り扱いは通告どおりといたします。

次に、本定例会の会期については、以上の審議案件数とその取り扱いから、お手元に配付の会期日程表のとおり、9日を予備日とし、本日から9日までの4日間としたところでございます。

質問される方は要領よく簡潔に質問され、答弁される方は簡潔明瞭に答弁をいただき、時間の短縮に御理解を賜るとともに、規律ある会議運営の点からも、私語などは厳に慎まれるようお願い申し上げます。

次に、議会中継であります。情報公開を推進するため、本会議及び予算特別委員会の中継につきましては、むかわ四季の館道の駅付近ロビーと穂別町民センターロビー及び穂別診療所待合ロビーで放映しますので、お知らせいたします。

最後に、4年間、議会運営委員会で決定させていただきました案件について、各議員の御理解を賜り、つつがなく終了を迎えようとしておりますことに深く感謝を申し上げたいと思います。

以上申し上げて、平成30年第1回議会運営委員会の報告といたします。

○議長（三倉英規君） 報告が終わりました。

委員長報告に対し、質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三倉英規君） 質疑なしと認めます。

これで委員長報告は報告済みといたします。

お諮りします。

本定例会の会期は、ただいまの議会運営委員長から報告のとおり、本日から9日までの4日間にしたいと思います。

御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三倉英規君） 異議なしと認めます。

したがって、会期は本日から9日までの4日間に決定いたしました。

◎諸般の報告

○議長（三倉英規君） 日程第3、諸般の報告を行います。

議長としての報告事項は、お手元に印刷配付しております諸般の報告及び議会だより第83号のとおりですので、御了承願います。

◎町長行政報告及び提出事件の概要説明

○議長（三倉英規君） 日程第4、町長行政報告、町長提出事件の概要説明を行います。

町長から行政報告及び提出事件の概要説明の申し出がありましたので、これを許します。
竹中町長。

〔竹中喜之町長 登壇〕

○町長（竹中喜之君） おはようございます。

本日、ここに平成30年第1回むかわ町議会定例会を開催するに当たりまして、議員の皆様には時節柄何かとお忙しい中を御出席いただき、厚くお礼を申し上げます。

概要説明の前に、諸般の行政状況について御報告を申し上げます。

このたび、恐竜化石を生かした地域産業等の振興・発展に向け、去る2月8日、群馬県みどり市におきまして、桐生大学、桐生大学短期大学部との相互協力協定書を締結しましたので、御報告を申し上げます。

むかわ町恐竜ワールド構想推進計画では、地域資源を生かした産業振興の項目について、

産業創出や商品開発などの提案をしてきております。町の恐竜産業の振興等と大学側が進めてきております社会貢献活動等が一致したことから、このたびの相互協力協定締結に至っております。

この協定内容につきましては、5項目で構成しており、恐竜を初めとする古生物の産業振興、芸術分野技術の普及啓発、地域振興、学校教育の振興などに関し、連携協力関係を深めることを目的としております。桐生大学短期大学部ではアート・デザイン学科を有していることから、本町が恐竜産業の取り組みを進める上で必要と考えております町民主体となった斬新かつ洗練されたデザインによる関連グッズなどの開発に向けた助言等に期待をしているところでございます。また、桐生大学では看護学科と栄養学科を有しており、今後、連携項目等の拡大などを検討していきたいと考えております。

なお、本協定書の期間は平成33年までの3カ年としており、その後も何らかの意思表示がない場合は、引き続き1年ごとに自動更新されることとなります。

以上、行政報告といたします。

さて、本定例会で御審議いただく事件につきましては、議案28件であります。

まず、議案第1号 むかわ町道の路線の認定に関する件につきましては、町道の新設認定につき、道路法の規定に基づき議会の議決を得ようとするものであります。

議案第2号 定住自立圏形成協定の一部を変更する協定の締結に関する件につきましては、東胆振広域圏定住自立圏構想の推進におきまして、追加項目が生じたことから、苫小牧市との定住自立圏形成協定の一部を変更するものでございます。

議案第3号 東胆振3町障害支援区分認定審査会共同設置の規約変更協議に関する件及び議案第4号 東胆振3町介護認定審査会共同設置の規約変更協議に関する件につきましては、東胆振3町で共同設置しております両審査会の事務局担当町を平成30年度よりむかわ町に変更するため、議会の議決を求めるものでございます。

議案第5号 むかわ町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例案につきましては、介護保険法の一部改正により、居宅介護支援事業所の指定等について道から権限移譲されるため、町で条例を制定するものでございます。

議案第6号 むかわ町四季の館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例案につきましては、施設利用条件の緩和を図るため、条例の一部を改正するものであります。

議案第7号 むかわ町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例案につきましては、国民健康保険条例の一部改正に伴う協議会名称の変更、

学校運営協議会制度の導入、障害者認定審査会の事務局長となることに伴う非常勤特別職報酬別表の整理及び追加を行うものでございます。

議案第8号 むかわ町国民健康保険税条例の一部を改正する条例案、議案第9号 むかわ町国民健康保険条例の一部を改正する条例案、議案第10号 むかわ町国民健康保険給付費支払準備基金条例の一部を改正する条例案につきましては、平成30年度税制改革及び国民健康保険の都道府県化に伴い、所要の改正を行うものでございます。

議案第11号 むかわ町介護保険給付費準備基金条例の一部を改正する条例案、議案第12号 むかわ町介護保険条例の一部を改正する条例案、議案第13号 介護保険法の一部改正に伴う関係条例の整理に関する条例案につきましては、基金管理及び介護保険法の改正に伴い、所要の改正を行うものであります。

議案第14号 むかわ町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例案につきましては、高齢者の医療の確保に関する法律の一部改正により、所要の改正を行うものであります。

議案第15号から議案第21号につきましては、平成29年度のむかわ町一般会計補正予算（第6号）、むかわ町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）、むかわ町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）、むかわ町介護保険特別会計補正予算（第3号）、むかわ町上水道事業会計補正予算（第1号）、むかわ町下水道事業会計補正予算（第1号）、むかわ町病院事業会計補正予算（第1号）について、所要の補正を行うものでございます。

議案第22号から議案第28号につきましては、平成30年度のむかわ町一般会計予算、むかわ町国民健康保険特別会計予算、むかわ町後期高齢者医療特別会計予算、むかわ町介護保険特別会計予算、むかわ町上水道事業会計予算、むかわ町下水道事業会計予算、むかわ町病院事業会計予算について提出するものでございます。

以上につきまして、後ほど説明員から御説明を申し上げますので、何とぞ御審議、御決定を賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

○議長（三倉英規君） これで町長行政報告、提出事件の太要説明を終わりました。

◎一般質問

○議長（三倉英規君） 日程第5、一般質問を行います。

順に発言を許します。

◇ 野 田 省 一 議員

○議長（三倉英規君） まず、13番、野田省一議員。

〔13番 野田省一議員 登壇〕

○13番（野田省一君） それでは、提出しました項目について一般質問をさせていただきます。

まず、1点目であります。学校給食の食材の地元の購買状況についてお伺いをいたします。

学校給食が開始より半年、順調に経過していることと思われませんが、現時点での状況についてお伺いをいたします。

食材の地元購買の状況はどのようになっているか。

2つ目として、食材の購入は地元商店でも参加できるように配慮、細分化して地元商店の参加をできるようにできないものか。

3つ目に、学校給食の本来の目的を達成することは肝要であるが、副次的目的として地元購買も期待できる。地元購買への考えはないのかお伺いをいたします。

○議長（三倉英規君） 齊藤生涯学習課長。

○生涯学習課長（齊藤春樹君） 1点目の地元購買の状況についてお答えいたします。

給食食材の購入については、まず食材発注を希望する事業者の方に事業者登録を行っていただき、登録いただいた食材納入事業者に対して献立に基づく食材の見積依頼書を送付し、各事業者から返信された応札内容を確認して、原則、最も廉価となった食材部分についてそれぞれの事業者にも個別に発注することとして進めております。

現在この登録事業者としては13件あり、そのうち町内事業者は6事業者、登録率としては46%となっております。

地元購買についてですが、まだ年度途中につき経過数字となりますが、昨年5月からことし1月までの累計金額ベースでは、町内6事業者で554万円、約23.2%、町外7事業者では1,837万3,000円、76.8%となっております。

次に、第2点目の地元商店の参加についてでございますが、教育委員会といたしましては、学校給食における食の安全の確保が第一であり、その実現のため、学校給食に求められる衛生基準をクリアする食材の納入と衛生的な調理、この2つが大変重要な点と考えております。その前提の中で、給食費としていただいている範囲内で適正な献立が提供できるよう進め、保護者の皆様の御理解をいただく形を目指しております。

したがって、公正な競争原理の中で少しでも安全で廉価な食材の確保をこれまでどおり進

めていきたいと考えておりますので、町内事業者であるかどうかという基準として発注方式は行っておりません。

細分化してはという点については、例えば8月の実績、11日間の実績ベースでございますけれども、1日分の献立に必要な食材としては平均値で24品目31件の発注となっております。使用日、品目、規格、数量、納入先を記して見積依頼書として登録事業者に送り、それぞれ応札額を返信していただいて、その中で品目ごとに廉価となっているものを事業者ごとにまとめて発注しており、十分に細分化しているものと考えております。

3点目の地元購買への考えについての質問ですが、教育委員会といたしましては、まずは安全・安心な給食の提供が第一であり、同時に適正な給食費負担となるよう進め、その中で地場産品等の活用などこれまでの実績を踏まえて引き続き給食事業の充実を目指していきたいと考えておりますので、御理解をいただきたいと思っております。

○議長（三倉英規君） 野田議員。

〔13番 野田省一議員 登壇〕

○13番（野田省一君） 給食が始まる前に、議会、委員会等でもいろいろと議論があった部分だとは思っていたんですけども、地元購買としての目標というのはある程度お持ちなのか、今の話だとちょっとないのかなと思うんですが、その辺、今後決めていく必要、ある程度見ていく必要があるのではないかなと思うんですが、ちょっとその考えをお聞きしたいと思っております。

根本的な今の目標ということに関しては、やはり小さいお店が参入できないのが現状です。今、数字23%ということでお話を聞いていましたけれども、町内でも大手の例えばJAさんですとか、そういった部分が大きいのかなというふうに思うんですが、小規模な商店、個人商店というか、JAさん除いたほかであればパーセンテージどのぐらいなのか、もしわかれれば伝えていただきたいと思います。

やはり地元商店、小さなところは、給食に移行したことによって、少なからずとも地元購買、今までお母さんたちが買っていた食材が地元から少なくとも買われなくなっている事実もございます。その中、やはり地元の商店さんにもいろいろお聞きしましたがけれども、とてもこの状況では参入できないと、1者はもう諦めかけてきているところでもあります。もう一者も、やりたいけれども、現実的に非常に難しいというような現状があります。町長がよくおっしゃる地元力耕上ということから考えても、やはり地元の商店をこれ以上疲弊させていくような方向にただ黙って、始まったばかりなので、6カ月ぐらいですから静観して

いましたけれども、このままいくとやはり地元商店さんがもういいと白旗を上げるような手前に来ているかなというふうに捉えられるものですから、今回ちょっと6カ月という時点でこの質問をさせていただいたんですけれども、その目標的なものはお持ちでないのかという点についてお答えいただきたいと思います。

○議長（三倉英規君） 齊藤生涯学習課長。

○生涯学習課長（齊藤春樹君） 御質問いただいた地元購買の一定の率、目標率があるのかという御質問でございますけれども、地元購買の比率、目標という率は持っておりません。給食検討会から引き続いていろんな検討をさせていただいた中で、地元食材の活用という部分、町内、それから道産品、国内品と、そういった部分での一定の比率は目標として持っていますけれども、地元事業者の購買という部分ではお持ちしておりません。

それから、小さいお店の比率はどのぐらいになりますかという御質問ですけれども、正確な数字はないんですが、1%未満になると思います。ただ、今、中途経過での数字のお話ですけれども、給食を始めた当初については、何よりも給食の安全ということで、実績のある納入業者ということで、地元事業者がほとんど参入できないような中で発注をしていたと。それが次第に応札方式ということで、それぞれ注文に応じて幾らで納品できますという応札をいただいて、その中で一番廉価なところという形に変わってきている中では、徐々に地元の事業者さんから買う品目等もふえていますけれども、残念ながら、本当に小規模の事業者さんではやっぱり単価的に合わないというような部分がございますので、そういった実績にはつながってございません。

○議長（三倉英規君） 野田議員。

〔13番 野田省一議員 登壇〕

○13番（野田省一君） 小さいお店から買っているのは1%未満と。小さいお店から10%にしてくれ、50%にしてくれという話ではないんですよ。もともと食材として地元のお母さん方が買ってくれていた分ぐらいに相当するぐらいせめて買ってくればなという思いもあって、いろいろと調べてみると、やはりこの半年間で2万とか3万とか、何かその前後、概算ですけれども、事業者聞いたところその程度だということで、例えばなんですけれども、一定の商品、ある特定の商品に関して指名入札とか随意契約とか、こういった考えはできないんですか。

○議長（三倉英規君） 齊藤生涯学習課長。

○生涯学習課長（齊藤春樹君） 数字的なものと、小規模事業者5万円とかという数字は

1件でございます。その部分で、それ以外の食材について単品で指定して、年間数量の中で単価を決めて個別なものがないかというお話でしたが、今の段階ではそういったことまで考えておりません。

近隣の状況といいたいまいしょうか、前にも学校給食の調査検討会の中でも議論があったんですが、地元の商店さんでタッグを組んでいただいて、言ってみれば、今は北海道給食会というのがうちが一番大きく取引しているところで、それは全道的に展開しているところですが、そうじゃなくて、例えば苫小牧市でしたら苫小牧市の給食会みたいな、そういった地元業者さんが連携して、そこを窓口で資材を購入するということができれば一番ベストと考えましたが、なかなかそこも今の時点では実現しなかったというところで、今後いろいろな検討ができるのかなとは思っておりますけれども、今の時点ではそういった考えはございません。

○議長（三倉英規君） 野田議員。

〔13番 野田省一議員 登壇〕

○13番（野田省一君） 指名してできないという、難しいというような回答ですが、町長、これどうですかね。地元力耕上ということを見ると、何百万もしてくれという話ではなくて、やはり零細企業でお父さんとお母さん2人でやっているようなお店です。でも、例えば地域によって、穂別地区に限ってしまいますけれども、これら2店、3店、今参加しているところは2者みたいですが、父さんと母さんだけでやっているお店を、このままやはり黙っているとだんだん縮小していくというか、前回の一般質問にも出しましたけれども、やはり地元でのお店がなくなることが非常に危惧されている状況でもあります。そんな中で、やはり政治的な判断をいただいて、その政治的判断をする真ん中にあるのがやはり町長だと思いますので、やはり地元力の耕上ということも考えたら、そういった単品での指名入札とか、あるいは随意契約とか、そういうような考え、お互いこれからあと数カ月でどうなるかわからない立場ですが、現時点でのお考えがあればお聞かせいただきたい。

○議長（三倉英規君） 渋谷副町長。

○副町長（渋谷昌彦君） 地域振興というか産業振興という観点での御質問かと思っておりますので、ちょっとお答えをさせていただきたいと思っております。

確かに給食については、地元食材、そして安全・安心ということが第一ということであり、また、副次的に町内の事業の活性化という側面も確かにあろうかというふうに思っております。

います。ただ、給食の食材につきましては、教育委員会のほうで発注はしておりますけれども、これは公共事業と違った、そういう発注方式ではございません。いわゆる給食費の中身、食材費は一般の方からいただいた私費を集めての財源として購入しているものでございますので、余りそこに固執して入札方式をとるということがちょっとなじまないのかなというふうに思っております。

現段階でできることとして、かなり細かく細分化しながら受注機会の確保というのをできるだけ図るようというところで今努めているところでもございます。今後におきましては、先ほど齊藤課長も申しておりましたけれども、地元力をいろいろ束ねながら受注できるような体制とかそういうものをつくっていただければ、より一層地元の中に落ちていくのかなというふうに思っておりますので、現段階としてはそういったことで御理解をいただければというふうに思っております。

○議長（三倉英規君） 野田議員。

〔13番 野田省一議員 登壇〕

○13番（野田省一君） 今の現時点でいろいろと言いつらい部分もあるかと思うんですが、やはり本当に小さな商店がなくなることによって地域が疲弊するという観点から考えていただければ、やはりこの問題、確かにそんな金額的には大きな問題でもないと思うし、あと地域を束ねればということも、実はやはり小規模がゆえに、お父さんとお母さんだけでやっているお店ですから、それをさらにまとめるだけの今現実的にお店としては余裕のある状況ではないということは、私たちも地元に行って、あるいは非常にそばにいて感じておりますので、やはりそれだけを願って束ねてくれというところでは、手を差し伸べるところにはならないと思います。

この問題は、また続けて、今後どうなるかわかりませんが、注視しながら、ぜひそのことについても地元になんか少しでもお金を落としてあげられるように、もちろんその前提としては安心・安全ということが大前提でありますけれども、そのことも確保できる商材というのは確かにあると思いますので、規格品であればどの業者さんが納めても一緒だと思いますので、そういうこともぜひ今後研究していただきたいと思いますと思います。

以上で終わります。

◇ 大 松 紀美子 議員

○議長（三倉英規君） 次に、4番、大松紀美子議員。

〔４番 大松紀美子議員 登壇〕

○４番（大松紀美子君） 一般質問をさせていただきます。

まず初めに、嘱託職員の待遇改善について伺います。

平成30年１月１日現在の職員数が広報むかわ３月号に載りました。本庁は97人、総合支所は70人で、計167人です。前年より本庁は２人、支所は１人減っていることになります。

人件費で言えば、平成18年合併時の人件費は17億2,700万円でした。直近の平成27年決算は11億3,862万5,000円と、10年前の65.9%まで下がっています。正規職員数を減少させ、嘱託職員や臨時職員を補充し、住民サービスを行っているのが実態です。その嘱託職員の待遇に差があることを放置しているのはなぜなのか。

同じ嘱託職員でありながら、割り増し報酬として100分の100を年２回支給されている人といない人がいます。全ての嘱託職員に支給すべきと考えます。この嘱託職員の割り増し報酬の考え方について伺います。また、今年度の嘱託職員数と割り増し報酬の支給状況についても伺います。

○議長（三倉英規君） 渋谷副町長。

○副町長（渋谷昌彦君） 嘱託職員の待遇改善についてお答えをいたします。

嘱託職員の給与等の取り扱いについては、むかわ町嘱託職員任用取扱要綱で定められておりまして、割り増し報酬の取り扱いにつきましては、週の勤務時間が35時間を超える者のうち、その月額に100分の100を乗じて得た額を割り増し報酬として１年度内に２回を限度として支給できるというふうにしているものでございます。

今年度の任用者数は、鵜川地区で26名、穂別地区では任用根拠が異なりますサイエンスガイド４名を除くと26名となっております。割り増し報酬を受けている者は、鵜川地区３名、地区内の割合といたしましては11.5%、穂別地区は８名、割合といたしましては30.8%となっております。

○議長（三倉英規君） 大松議員。

〔４番 大松紀美子議員 登壇〕

○４番（大松紀美子君） 私も事前にちょっと調べさせていただいていましたので、サイエンスガイドさんを除いているんですけれども、ちょっとまたサイエンスガイドさんの場合は条例がありましてちょっと別になっておりますけれども、私は含めてちょっと聞かせていただいております。

確かにこの取扱要綱の中で第６条の中でうたわれているんです。勤務内容及び勤務時間を

考慮して町長が定める額とする、ただしということで、35時間。これ35時間を超えるということでは、今の現状の割り増し報酬を支給している職員の方は週何時間を働いていることになるんですか。

○議長（三倉英規君） 西総務企画課主幹。

○総務企画課主幹（西 幸宏君） ただいまの御質問にお答えします。

現在割り増し報酬として支払いをしている職員の勤務時間につきましては、先ほど申し上げた人数で全ての者が週37時間半、37時間30分というような時間設定のものでございます。

○議長（三倉英規君） 大松議員。

〔4番 大松紀美子議員 登壇〕

○4番（大松紀美子君） 37時間30分、週5日、1日30分ですね。1日30分働くことで年2回の100分の100の割り増し報酬を受け取れるか受け取れないかということになるんですよね。こういうそもそもの、私はすごく不公平だなという感じがしておりまして、このことはきっと合併前からのことだと思うんです。合併したときにこの課題が解決されないで、10年ちょっとこのまま過ぎているのではないかというふうに思うんですけれども、これは私は単純にちょっと不公平だなと、同じ嘱託職員でありながら。さっき一番先に申し上げましたけれども、職員がすごい減っているわけですね。行政改革ということで減らされていると。しかし、住民サービスはどんどん複雑になっていって、やっぱり多くの人間の手が要ることは間違いないですよね。その正規職員にかわって嘱託職員の方や臨時職員の方が頑張って住民サービスを行っているわけですよ。こういう状況にあるということの不公平感をどのように感じていますか。

○議長（三倉英規君） 渋谷副町長。

○副町長（渋谷昌彦君） 現実的にはそういった感情はというか、感覚はあるんだろうというふうに思っています。

1点御理解いただきたいのは、嘱託職員と言われておりますのは、一般職の非常勤職員という扱いなんですけれども、その職員については、法的には報酬と費用弁償のみということで、一切手当は支給できないものというふうになっているところであります。まずそういった大原則があるということは御理解をいただきたいというふうに思っております。

そんな中で、先ほど合併のお話もございましたけれども、合併以前の両町の取り扱いという違いも確かにございました。そういった流れが引き継いでいるということもございます。

合併時の基本的な考え方としては、結局、厳しい両町の財政事情、そしてまた今後の経済

状況ということを鑑みると、やはり合併をして今後の未来に向けて持続可能なまちづくりをしていこうというようなことでスタートしたものというふうに考えております。そういった中で、合併の最大効果というのがもちろんスケールメリットということになるんでしょうけれども、そんな中でやはり経常経費の削減という、小さなところで削減をしていくと、小さな町にしていくというようなことがあろうかと思います。そこで、やはり先ほど人件費の話もされておりましたけれども、やはり別々の町ではなくて一つになって、そういった人件費についても極力下げていくというようなことで、持続可能なまちづくりというところに多分というか考え方があったわけでございます。

そういった中では、嘱託職員については、基本的な原則に基づきまして、鷗川町の取り扱いがそうであったように、基本的には手当を支給しないということを大原則としてスタートしたものというふうに捉えております。ただ、合併時にそういうふうに既に受けていた者がいたという中で、そこを切っていくということには当然なっていないという既得権の問題もございますので、そこはその人がかわるまではその体制を続けていくということで現在に至っているものというふうに捉えているところでございます。その間の調整につきましても、るるされてきたと思いますけれども、なかなかできないでいるのも実態でございます。

ただ、現在のところ、合併時の割り増し報酬以外に実は割り増し報酬を出している実態もでございます。それは特殊勤務、例えば火葬場の職員であるとか、そういったような職員ですとか、災害関係でいつ何どき出てこなきゃならないというような特殊な職員については割り増し報酬の形で与えているのも事実でございます。ただ、一般的な事務的な職員については、法にのっとりまして原則どおりに徹しているのが実態というところでございますので、御理解をいただければというふうに思っております。

○議長（三倉英規君） 大松議員。

〔４番 大松紀美子議員 登壇〕

○４番（大松紀美子君） 合併前、それから同じ町になった、そういう経過というのは私も知っていますし、なかなかこの問題が解決できないという事情もわかるんですよ。しかし、35時間働いている者と37時間30分、たった2時間半、1日30分の違いで、仕事に私は差別はないと思っていますから、どの仕事であっても皆さんやっぱり大切に一生懸命働いていらっしゃると思いますから、この不公平感をなくすということをやっぱり考えていかないとならないんじゃないかと私は強く思うんです。

サイエンスガイドさんのことは別に条例がありますから今はちょっと触りませんが、

やはりこの嘱託職員報酬だけで生活を支えている方とか大勢いらっしゃいますよね。それから、資格を持ちながら嘱託職員で働いていらっしゃる方もいますよね。今は本当にこういう社会の経済状況ですから、大変な方々も、一度やめてしまうと正規で働けないということもあって、そういう自分の能力を生かしてやっていらっしゃる方たくさんいますよね、私もいろいろ資料いただきましたけれども。やっぱりそういう方々にしてみると、なぜなんだろうという思いは私はあると思うんです。

やっぱり報酬の額というのは当然働く意欲につながりますし、大勢の167人いる職員の方と同じように、住民サービスを提供するために頑張っているわけですから、やっぱりこの辺で、確かに大変な課題です。全員に勤務時間延ばして支給するとすると、何%でしたっけ、30.8%と11.5%ですから、まだまだそれを除いた数字というのは高くなりますから、それだけでももちろん費用もかかりますけれども、やっぱりこの辺できちんと支給していくという方向で私は検討すべきだというふうに思いますけれども、町長。

○議長（三倉英規君） 竹中町長。

○町長（竹中喜之君） 割り増し手当の支給云々はちょっと置きますけれども、議員御存じかと思いますが、昨年5月に地方公務員法、地方自治法の一部改正というのが行われたところでございます。この中で、臨時・非常勤の職員が一般職の非常勤職員、会計年度任用職員というんですか、こういった形で初めて法に明確に位置づけられているといったようなことは押さえられているかと思います。給与体系だとか、あるいは雇用の安定といった中においてはまだまだ法に明確化されておられません。しかし、こういった今までにない中での、不十分な点はありますけれども、今後の自治体の臨時あるいは非常勤職員の中での処遇改善への第一歩にもつなげていけるのかなと捉えているところでもございます。

そういうことから、今後におきましては、今、議員からの御指摘の中身も含めた中において、国から今後この会計処理に向けての事務処理マニュアル等が提示される予定と伺っているとところでもございます。町としましては、そういったものも参考にしながら、嘱託職員の任用のあり方、職場の環境も含めた中において検討課題として調査検討していきたいと考えているところでもございます。

○議長（三倉英規君） 大松議員。

〔4番 大松紀美子議員 登壇〕

○4番（大松紀美子君） ぜひ前向きに検討していただきたいと思います。とっております。

次に移ります。

生活保護費削減による影響と対策についてです。

ことは5年に一度の生活扶助基準の見直しの年に、10月からですがけれども、なっており、政府は最大5%もの基準引き下げの方針を決めています。

生活保護の問題は、制度を利用している人だけの問題ではありません。現在の社会状況では、貧困は特別の事情ではなく、倒産や失業、リストラ、病気、親や家族の介護などで職を失えば、誰もが貧困に陥ってもおかしくない状況に置かれています。

保護基準の引き下げは、住民税、保育料、介護保険料、就学援助、最低賃金、医療費の軽減など47制度に連動し、多くの住民生活に重大な影響を与えます。また、政府は、ひとり親世帯に支給される母子加算を3年かけて約20%削減することも示しました。児童養育費加算ゼロ歳から2歳児も引き下げるなど、国を挙げての子育て支援といいながら、真逆なことを行おうとしています。この2つで全国では約28万人の保護世帯の子どもたちに影響すると言われています。

1つ、基準の引き下げは行うべきではないと考えますが、町長の見解を伺います。

2つ目、減額の対象世帯数と、そのうち子どもを持つ世帯は何世帯なのか伺います。

3つ目に、就学援助、介護保険、保育料、国民健康保険への影響はどうか伺います。
また、これらの対策についても伺います。

○議長（三倉英規君） 静粛に願います。

高橋健康福祉課長。

○健康福祉課長（高橋道雄君） それでは、ただいまの生活保護費削減による影響と対策についての御質問にお答えをいたします。

生活保護制度は、生活に困窮する方に対し、その困窮の程度に応じて必要な保護を行い、健康で文化的な最低限の生活を保障するとともに、自立を助長することを目的としています。が、むかわ町の保護の実施機関は、福祉事務所である胆振総合振興局において生活保護費の算定及び支給額の決定を行っているところでございます。また、生活保護の内訳につきましては、基本的には町への通知はされず、全て被保護者へ通知される仕組みとなっているところでございます。

1点目の基準の引き下げについてですが、国が定める基準、最低生活費に生活扶助費がございまして。生活扶助費は、衣食、光熱水費など日常生活の需要を満たすために必要なものとされております。

この生活保護基準については、5年に一度、定期的に社会保障審議会生活保護基準部会に

において、全国の消費実態調査のデータを用いて専門的・科学的見地から検証されていますが、具体的な内容、つまり基準額の詳細が示されていない現状であることから、胆振総合振興局の担当ケースワーカーに確認したところ、国からの伝達会議が今後3月下旬に予定されており、そこで示されるとのことでございます。

次に、2点目ですが、本町の生活保護の受給者は120世帯で、そのうち子どものいる世帯は9世帯となっております。御質問の減額対象となる世帯は、生活扶助の基準額の詳細の通知がされておきませんので、個別の算定比較が確認できない状況でございます。

最後に、3点目の就学援助、介護保険、保育料、国民健康保険につきましては、現段階での影響は不明のためお示しできないところでございますが、国では、見直しに伴うほかの制度に生じる影響について、できる限り影響が及ばないよう対応することを基本的な考え方としているとして示していることから、今後の動向を注視しながら、胆振総合振興局と連携を密にしながら、情報共有に努めてまいりたいと考えているところでございます。

○議長（三倉英規君） どうぞ。

〔4番 大松紀美子議員 登壇〕

○4番（大松紀美子君） 課長のおっしゃることはわかるんですよ。でも、生活保護を受けていない世帯よりももっと大変な暮らしをしている人たちの基準に合わせて、国は簡単に言うて引き下げると言っていることですから、実はとんでもないことをやろうとしているんです。貧困をもっともっとふやそうとしていることですから。ただ、担当者の方としてはそういうふうに答えることになるでしょうけれども、私はこの1番目で、こういう国のやろうとしていることに対して町長の見解はどうか、どういう考えなのか、多分同じであろうと思っていますけれども、改めて見解を伺いますということで、1番目は。だから、町長の考え方をお聞きしたいんです、私は。

○議長（三倉英規君） 竹中町長。

○町長（竹中喜之君） 基準引き下げについての見解でございますけれども、繰り返しますけれども、今回の基準の見直しの中身については、北海道あるいは市町村に対して個別に影響するか、具体的な通知がないのでお示しはできないことは御理解していただきたいかと思います。

そこで、私の見解ということでございますけれども、これは言わずもがなでございます。基準の見直しに当たりましては、この制度だけでなく、他の制度の影響に関しても客観的な、あるいは慎重な検証のもとに進められるべきと考えているところでございます。この制

度そのものが国の責任をもって生活保障すべきであるものと捉えております。

○議長（三倉英規君） 大松議員。

〔4番 大松紀美子議員 登壇〕

○4番（大松紀美子君） 5年に一度の見直しですから、2012年の3月議会でもお伺いしたときに、例えば国保だとかいろんな、就学援助への影響はないと考えているという御答弁だったんです、実は。しかし、5年に一遍の引き下げで、この間さまざまなものに影響してきたのではないかなと思うんですけれども、その辺の調査とかはしたことありますか。

○議長（三倉英規君） 高橋健康福祉課長。

○健康福祉課長（高橋道雄君） 今お話がありました平成27年、3年前のときにもそういう引き下げがございました。先ほど申し上げましたとおり、生活保護費につきましては、胆振総合振興局のほうで算定、全て支給をやっております。そういった意味では、町のほうには算定内訳等は一切来てございません。必要に応じて可能な範囲で聞き取ることは可能だとは思いますが、そういった中では、そのときの影響がどうなっているかというのは、この3年間で町が把握するものがないという状況でございます。

○議長（三倉英規君） 大松議員。

〔4番 大松紀美子議員 登壇〕

○4番（大松紀美子君） 確かにここで支給しているわけじゃないから、そういうことになるんですけれども、しかし、この引き下げによって、どんどん引き下げられることによって、町のいろんな、47制度と私言いましたけれども、47でないにしても、一体むかわ町民にとってどういう影響があったのか、基準が引き下げられたら、対象になっている人たちが外れていくということですから、だから、そういうものをやっぱり町として調査するとか、知っておく必要が私はあると思うんです。前に質問したときにも、影響は全くないような言い方をされているんですけれども、そうではないと思うので、その辺の調査というか、押さえておくということは必要だと思うんですけれども、いかがですか。

○議長（三倉英規君） 高橋健康福祉課長。

○健康福祉課長（高橋道雄君） 今の部分につきましては、可能な範囲で、今後そういう改定内容の通知があるかと思います。そういった意味で、どのような方にどういう影響が出るかという部分は、恐らくモデルケース、あるいは基準によって示されると思いますので、そういった中で、こちらのほうでそういう影響を受ける方がどういう方かというのを想定しながら、振興局に情報収集をしていくということは今後努めてまいりたいと思います。

○議長（三倉英規君） 大松議員。

〔4番 大松紀美子議員 登壇〕

○4番（大松紀美子君） ぜひお願いしたいと思います。

生活保護基準は、憲法第25条で、健康で文化的な最低限度の生活を保障するための基準、最低基準を定めたものですから、やはりこのような改悪は絶対に行うべきではないということを書いて、私の質問を終わります。ありがとうございました。

◇ 三 上 純 一 議員

○議長（三倉英規君） 次に、5番、三上純一議員。

〔5番 三上純一議員 登壇〕

○5番（三上純一君） 通告いたしました1点について質問いたします。

J R日高線鵠川様似間の116キロですが、この復旧へのむかわ町の対応と見解について伺うものでございますが、この問題については、平成27年6月定例で4番議員、あるいは平成28年3月定例で11番議員がこの問題で質問、指摘しておりますけれども、改めてこれまでの対応について伺うものでございます。

平成27年1月7日にJ R日高線が高波を受けて不通となってから丸3年が経過しました。このことについてJ R北海道は、平成28年12月21日、浦河町における説明会で、同線区の復旧を断念、廃線としてバスに転換する方針を示しました。

こうしたことを受けて、沿線の自治体がさまざまな対応を図ってきましたが、むかわ町はどのようなスタンスでこの問題に取り組んできたか伺います。

また、むかわ町は昨年、平成29年1月23日、日高線の利用客について鵠川駅で調査しておりますけれども、どのような利用実態にあったのか伺います。

また、この廃線による汐見地区の影響をどのように捉えているのか伺います。

この3点について伺います。

○議長（三倉英規君） 竹中町長。

○町長（竹中喜之君） ①番目について私のほうから答弁させていただき、2、3につきましては担当のほうから残余について答弁をさせていただきたいかと思います。

J R日高線の現在までの経緯につきましては、質問の説明にもありますとおり、平成27年1月の高波被害以降、運休が続いているところでございます。J R北海道からは、平成28年11月18日に自社単独での維持困難な線区、路線ではなくて線区の公表が行われております。

同年12月21日に鵜川様似間の復旧断念、バス転換協議の打診、翌29年2月18日には復旧断念、バス転換の正式公表となったところでもございます。

これを受けて、日高管内の日高線沿線自治体協議会は3月25日に、復旧と断念することなく存続を求め、J R日高線（鵜川～様似間）沿線地域の公共交通に関する調査・検討協議会というのを設立し、協議が進められてきているところでもございます。

むかわ町を含め、東胆振1市4町につきましては、平成29年12月15日以降、東胆振首長懇談会を4回開催し、日高線については苫小牧様似間全線をもって路線の存続を求めていくこと、自治体に過大な負担を転嫁することがあってはならないこと、さらに、今後も1市4町の枠組みで調査分析・情報共有を行っていくこと、これらを確認し、昨年5月30日に東胆振1市4町の市町長がJ R北海道本社を訪れ、要望書を提出してきているところでございます。

要望内容につきましては、東胆振定住自立圏の中心市と近隣町を結ぶ通学や通院などの暮らしを支え、さらに人口流出を食い止める重要な役割を担っている路線であることを強調し、日高線を存続し、さらに不通区間の早期復旧への努力、そして一方、室蘭線は貨物輸送の重要な役割から維持存続を東胆振懇談会として要望してきているところでございます。

また、日高線の苫小牧様似間を考えると、既に協議が開始されております日高線沿線自治体協議会との情報の共有というのが必要なことから、平成29年4月から東胆振1市4町を代表しまして、むかわ町がJ R日高線（鵜川～様似間）沿線地域の公共交通に関する調査・検討協議会にオブザーバーとして参加をしております。新聞報道にもありましたように、この調査・検討協議会では、DMV、B R T、そしてバス転換のメリット、デメリットが調査検討されてきているところでございます。

協議会としての最終的な採択案は現在のところまだ出ておりません。しかし、新聞報道によりますと、日高町村会としては、鵜川から日高門別までと静内から様似間を鉄路、日高門別から静内間をバスとして、将来的には日高門別静内間はDMVを要望するというふうなことが発表されていたかと思います。

本年2月10日に発表されました道内の鉄道公共交通も含めた鉄路のあり方を考える鉄道ネットワーク・ワーキングチームのフォローアップ会議というのがあります。ここのまとめで示されたところでございますけれども、日高線を一路線として存続を考えているむかわ町あるいは東胆振1市4町としましては、今後は日高管内との連携というのをより深めながら、具体性のある公共交通のあり方というのを模索していくことが必要であり、東胆振1市4町首長懇談会を年度内にも開催し、検討していかなければならないと考えているところでござ

います。

○議長（三倉英規君） 高田総務企画課長。

○総務企画課長（高田純市君） 私から利用実態調査と汐見地区利用客の影響等についてお答えさせていただきます。

昨年、平成29年1月22日及び23日に鵠川駅での利用実態調査を行いました結果、平日の上り利用客者数193人のうち代行バスをそこから乗り継いだ者68人を除きまして町内利用者は125人、下り利用者は188人のうち代行バス乗り継ぎ者76名を除きますと町内利用者が112人、休日につきましては、上り利用客者数が98人のうち代行バスからの乗り継ぎ者31人を除き67人、下りにつきましては88人のうち代行バス乗り継ぎ者24人を除き町内利用者64人という結果になってございます。平日町内利用者125人のうち約85%に当たります106人が苫小牧方面に通学する高校生であったという調査結果になったところでございます。

次に、汐見地区の利用客の影響につきましては、昨年8月28日から9月3日、また10月2日から8日までの2週間に代行バス利用者をJR北海道が調査した結果がございまして、これによりまして、2週間の調査期間中に2回以上乗車した方、実人数で3名、うち苫小牧の高校に通学する高校生1名の方が片道だけでしたけれども利用されているという状況でございまして、そのほか2週間のうち一度だけ利用した方が10名というふうになっていると聞いております。このほかに旅行客ですとかという方もいらっしゃいますので、総体の人数は異なりますが、おおむね使われている方についてはこういう内容だったという内容でございまして、

また、代行バスにつきましては、JR北海道の日高線鵠川苫小牧間は現在上下合わせて17便と申しますか、17本というんでしょうか、が運行しておりますが、苫小牧行きの始発と苫小牧からの最終便が鵠川に着いてからの静内行き、これにつきましては代行バスが現在運行されていない状況でございまして、したがって、代行バスにつきましては上下15便という内容でございまして、

この代行バス、2週間の期間中に1人も乗らなかった時間帯の便数が15便のうち5便あったというような結果にもなっております、また、1便、1回の便に2人以上同時に乗車あるいは降車した者が結果的にいなかったというような内容になっているところでございます。

この調査結果が全く全てとは申しませんが、現在のところは代行バスによりまして地域の利用者の不便はある程度緩和されているというふうに考えているところでございます。

○議長（三倉英規君） 三上議員。

〔5番 三上純一議員 登壇〕

○5番（三上純一君） 先ほど町長の答弁の中で、東胆振1市4町の首長の懇談会、これ先ほど町長、平成29年と申し上げたけれども、28年でなかったですか、ちょっと私の間違いかもしれないけれども。

〔「28年」と言う人あり〕

○5番（三上純一君） 28年ね。今、先ほど町長が答弁されたように、その1市4町の首長の中で意見交換が行われたと。日高線については苫小牧様似間の全区間で維持存続を求めるということの方針が確認されておりましたね、今言われたとおり。今言われたように、この内容については、日高管内7町と歩調を合わせるというような内容だと受けとめていました。当初からこのJR北海道の方針に猛烈に反発していた日高管内の自治体とは明らかに温度差が感じられたんですけれども、そのように受けとめたのは私だけかもしれませんけれども、そういう感じを受けましたけれども、スタンスとしてはそういう点はどうでしょうか、町長の意見としては。

○議長（三倉英規君） 竹中町長。

○町長（竹中喜之君） なかなか流れている情報がいろいろなところから、先ほど私申し上げましたように、日高線を路線としてみなさないで、線区として分断的な流れの中でこの間も来ているのかなと思って、ただ、この間、重ねて申し上げますけれども、東胆振の1市4町におきましては、JR北海道に要望書を昨年5月に出してきておりますけれども、あくまで苫小牧様似間という日高線、これを一路線として復旧と存続というスタンスは今の段階変わってはおられません。ただ、存続をする場合におきましても、白と黒の鉄路を残す場合においても、その中の間において手段というのはどういった向き合い方をすればいいのかなというのは今後の課題と受けとめているところでございます。

○議長（三倉英規君） 三上議員。

〔5番 三上純一議員 登壇〕

○5番（三上純一君） 当然、全線復旧するか、あるいはどこまでがどうなのかというのは、いろいろ各自治体で思惑もあるようで、なかなか足並みがそろわない。いろんな問題があるみたいですが、むかわ町としてはやっぱり浜田浦駅、鶴川駅、汐見駅があります。先ほど利用実態についてはそんなにたくさん多くはないというふうなお話ですが、これは明らかに日高沿線自治体の7町の問題ではあるけれども、むかわ町も当然こういう駅がやっぱりある、存在しているということからいうと、やっぱりもっと当事者意識というか、そ

ういうものを持って発信していくべきだなというふう感じたんですけども。それと、高波の被害というのは厚賀大狩部間がほぼですよ。日高町の三輪町長さんは、鶴川日高門別間の先行復旧をＪＲに求めていたという経緯もございます。

これに対して町長は当時、最終的に目指しているのは全面復旧だと。まあ当然ですよ。そういう前置きをした上で、先行復旧、いわゆる日高門別までの先行復旧、これについて、日高、平取、むかわの交流の活発化につながるのであれば応援したいというコメントを出しています。明らかに私から見ると第三者的、当事者意識が欠けていると言わざるを得ないんですけども、もう少し当事者としての強い発信をすべきだと思いますし、日高門別で折り返す、そういう案もいろいろ指摘されて、その折り返し点の設備に１億円ぐらいかかるというようにも言われていますけれども、そういうことに関する捻出だとか協力体制とか、そういうものをもっと前向きに考えていくべきでないかなというふうに思うんですけども、その辺はいかがでしょうか。

○議長（三倉英規君） 竹中町長。

○町長（竹中喜之君） 先ほども申し上げましたけれども、東胆振の１市４町の懇談会での議論経過、それと日高町村会におきましても、日高沿線の、構成町は変わりません、７町の協議会、そしてその協議会を受けての調査・検討会議、この調査・検討会議に東胆振１市４町を代表してオブザーバーとして情報の収集と交換という形でこの間向き合わせていただいているところでもございます。個別の例えば日高駅から鶴川駅、あるいは静内からどこどこといったような個別の案件というのもその中での話題には出ていることは事実でございますけれども、組織としての一つの方向性が出されているとは私は受けとめておりません。そういった中で、先ほども申し上げましたけれども、調査・検討会議の調査は行ったけれども、今後に向けての整理をどうするのかといったところも含めて、東胆振１市４町の懇談会と日高との向き合う場面というのは今後必要になってくるものと捉えているところでもございます。

あわせて、北海道のほうでは現在、北海道全体の、仮称ですけども、交通政策の指針というのが今の道議会を経て決定する運びとなっているところでもございます。夏ごろまでには、ここでの方向性というのを取りまとめ、あわせてこの間もオール北海道として要請してきております国の支援内容についても協議を進めたい考えと伺っているところでもございますので、こういった交通指針というのが決定する中においても、それぞれの自治体でどんな協議を具体的に進めていけばいいのかというのをもっと深掘りしていきたいなと思っております。

ます。

○議長（三倉英規君） 三上議員。

〔5番 三上純一議員 登壇〕

○5番（三上純一君） 方針はある程度理解できましたけれども、このＪＲ日高線の沿線地域の自治体の首長らでつくっているＪＲ日高線沿線地域の公共交通に関する調査・検討協議会というのがあります。これは先ほど来からの関連の話になるんですけども、むかわ町としてどのような立ち位置でその辺連携していくのかということと、苫小牧地方総合開発期成会、ここにも３年前からこの総合開発期成会の要望事項に盛り込んでいくというような答弁がございました。それ以降どういう進展があったのか、どういう要望事項をまとめて、それがどういうふうな進展を見ているのか、その辺改めて伺っておきます。

○議長（三倉英規君） 竹中町長。

○町長（竹中喜之君） 日高の調査・検討会議ですか、こっちのほうはちょっと担当のほうから持ち合わせまして、苫小牧地方の総合開発期成会の関係でございますけれども、平成29年度、昨年度、ＪＲ北海道の引き続きの自助努力を求め、さらに国の支援がなければ到底解決できるものではないと、こういったことを含めた中での苫小牧地方総合開発期成会という中の最重要要望事項として、国そして道に対して要望活動を行ってきているところでもございます。まだ今後についてのことを述べるのはちょっと不用意発言になるかと思いますが、このままでいきますとまだ解決がないということで、引き続き期成会の要望事項にも盛り込まれるものではないかと思っていますところでございます。

○議長（三倉英規君） 高田総務企画課長。

○総務企画課長（高田純市君） 日高沿線自治体協議会のほうの調査・検討協議会の今後どうなっていくのかという内容でございます。

ＪＲ日高線（鶴川～様似間）沿線地域の公共交通に関する調査・検討協議会は、昨年４回開催されまして、これは首長が出席する会議でございますが、これは１１月に開催されました調査結果の報告内容が開催されました。この後、現在まだ開催されていない状況でございます。実際には課長職級の事務レベルでの会議がこのほか６回ございまして、そういう打ち合わせをしているところでございます。むかわ町は東胆振１市４町の代表としまして、日高線の今現在代行バスを運行しております接点の町、駅としてオブザーバーとして参加しているところではございますが、この昨年１１月に開催されました第４回の調査・検討協議会の中で調査結果が報告されたんですが、この後、実質的に本会議といいますか日高沿線自治体協議

会のほうにどういうふうにつなげていくのか、そこでまた会議が行われるのかという内容につきましては今後検討するという内容になってございました。

しかしながら、本年2月の初めに町村会として、新聞報道でも報道されました、先ほど来出ておりました日高門別鵠川間をJR、静内から様似を再び鉄路で結ぶというような考え方が示されたところでもございまして、この内容につきましても、まだ担当レベルでの会議、あるいは首長を集めての会議というものはまだされておきませんので、その詳細についてもまだこれからかというふうにと考えるところでもございます。ただ、むかわ町としましては、汐見駅を含めましてむかわ町の線区の一部でもございまして、代行バスの接点ともなっているところもございます。

また、先ほど来、町長からお話のありました北海道交通政策総合指針というものができますが、これは御存じのとおり、フォローアップ会議の報告が2月10日に行われまして、この報告に基づきまして北海道の各線区におけます考え方、協議のあり方というものを指導等が今後強力に行われるものと考えております。

したがって、今後、日高沿線協議会との関係も含めまして、本町の今まで町長が申し上げましたスタンスをもちまして取り組んでいくと、3月、4月、5月、6月というような夏に向けた方策、考え方、あり方というものを考えていくことになるというふうにと考えております。

○議長（三倉英規君） 議場の温度が上がっておりますので、上着の着用は自由とさせていただきます。

三上議員、どうぞ。

〔5番 三上純一議員 登壇〕

○5番（三上純一君） 先ほども話をしましたけれども、各自治体でいろいろ思惑がある。しかも、日高管内と胆振1市4町との考え方も若干の立ち位置が違う。そういう感じで、それぞれが動きの様子を見ている。これも一つの駆け引きなんだろうけれども、そういったことが前面に来て、なかなかこの問題が前に進まないという実態があるように思うんです。

ただ、1点だけ強く要望しておきたいのは、やっぱりこのJR日高線の関係は、鵠川駅はもちろん、浜田浦駅もそうですけれども、汐見駅もあるし、これから高齢化になっていく中で、やっぱり車の運転免許を返納する方もふえていくし、そういう意味では利用客はもっともっとふえていくんだろうなというふうに推測しておりますので、もう少し当事者意識をきちっと持ってやっぱり事の対応に当たっていただきたいというふうな思いであります。交通

弱者の暮らしに欠かせない鉄路だというふうに私は思っておりますので、ぜひ存続あるいは交通網のさまざまな整備について前向きに、しかも、何回も言いますが、当事者意識を持ってこの対応を図っていただきたいというふうに思っております。

質問を終わります。

◇ 北 村 修 議員

○議長（三倉英規君） 次に、11番、北村 修議員。

〔11番 北村 修議員 登壇〕

○11番（北村 修君） 最初に、私自身のことでありますけれども、先ほど貴重なお時間をいただいて過分なるものをいただくことになりました。これもひとえに皆様方の、さらには町民の皆さんのおかげというふうに感謝を申し上げる次第でございます。この後もそれなりに努力をさせていただきたいということを御礼として述べさせていただきます。

質問に入りますが、最初に、第1回定例会に当たって質問に入るわけですが、今定例会は、この3月が改選期ということでございまして、したがって、予算も骨格予算ということになっております。そういう状況ではありますけれども、私は、今直近する町民をめぐる課題について、さらには予算との関連もありますけれども、継続していく事業等々のかかわりについて、どうしても今議論しておかなきゃならない問題があると思われまので、それらについて質問をするものであります。

最初に、除排雪の体制についてであります。

この2月に大雪ということになりました。我が町としては本当に余り例を見ない状況になったわけでございます。その除雪等々の対応について、この間どのように取り組まれたかということをお聞きするものであります。

3月に入りまして、ショベルカー等々も使って入り口まで除雪が行われるようになったというような話もございますけれども、どのような体制で行われたのか最初に伺うものであります。

2つ目に、今度の大雪とのかかわりで、るる除雪に当たったの問題も出てきたかというふうに思います。町民の皆さんからは非常に除雪が遅いという御指摘が随分あちこちで私自身聞かされます。それらについて対応がどうであったのかを含めて伺うわけであります。お聞きするところによりますと、本町の除雪の体制にあっては、町としての直接的な機会はずかであって、ほとんどが委託という状況になっているわけですが、そこで重機あるいはオペ

レーター等の不足等々も言われておりますが、それらを含めてどういう状況になっておるのか伺っておきたいというふうに思います。

3つ目には、今回の大雪の中で、本当にこれまで気がつかなかった点といいますか、改めていかなきゃならない点というのは見つけられたんじゃないかというふうに思っております。例えば地域の町道の住宅がないところ、こういうところでは、いわゆる大雪の上に吹雪になりまして、ホワイトアウトのような状態になって、道路がどこにあるかわからない、道路を示すスノーポールというんでしょうか、そういうものもかなり破壊されていたり、あるいは点滅が壊れていたりということで、わからなくなっているというような事態がかなり見受けられました。そういうところを含めて改善等々があるんじゃないかというふうに思うんですが、団地等々での除排雪などを含めて、そうした点、どのようにお気づきになっておられるか伺うものであります。

○議長（三倉英規君） 江後建設水道課主幹。

○建設水道課主幹（江後秀也君） 町道等における除排雪体制につきましてお答えいたします。

現在、むかわ町におきましては、12台の車道用除雪機械及び5台の歩道用除雪機械により新雪除雪、拡幅除雪、路面整正、排雪作業を実施してきております。

1点目についてでございますが、ことしの降雪データは気象庁穂別観測所のデータでございますが、2月における降雪量は107センチ、最大積雪深は70センチ、平均気温はマイナス9.6度となっております。これは過去3年平均と比べると3割弱ほど降雪量は多く、平均気温においては4度も低いため、降った雪が解けず、積雪量の増加につながっている状態であると推測しております。

2月における除雪稼働時間は、鶴川地区で延べ790時間、穂別地区で700時間、計1,400時間稼働しておりまして、通常の新雪除雪に加え、交差点部の見通し確保のためのカット排雪、車道狭小化解消のための拡幅除雪、路面凹凸解消の路面整正を現場パトロール及び住民からの情報により実施してきておりますが、例年2月に比べ約2倍ほどの稼働状況にございます。

2点目についてでございます。

除雪の出動体制は、職員及び委託業者のパトロールにより路面状況や降雪状況を勘案して、バス路線や通学路等優先路線から作業を進めております。通常、夜に降り続いた約10センチ程度の新雪除雪におきましては、午前2時を作業開始時刻のめどとして出動しまして、約8時間ほどかけて作業が完了するところでございます。ただし、ことしは気象状況の変化も多く、朝方からの短時間における急激な降雪や気温上昇に対応すべく、緊急的な出動による日

中作業により除雪作業時間帯のずれも生じております。

除雪機械、オペレーターにつきましては、17台の限られた体制でありますけれども、効率的な除雪を進めているところでございます。

3点目でございますが、職員及び委託業者において道路パトロールを実施し、路面状況、道路安全施設を確認の上、除雪作業を進めております。また、道路安全施設の破損等につきましては、交通安全施設工事にて破損箇所、必要箇所を勘案して補修を進めている次第でございます。

3月に入りまして、除雪の期間はあと1カ月ほどとなりますが、町道交通路確保のため、変化する路面状況に対応すべく除雪作業を進めてまいりますので、御理解くださいますようお願い申し上げます。

○議長（三倉英規君） 北村議員。

〔11番 北村 修議員 登壇〕

○11番（北村 修君） そこまではわかっているんですが、もう少し聞きますが、今言われた10センチ程度、朝2時くらいから、これは委託業者と交わしている仕様書の中にうたわれているんですが、その中で業者自身が判断をしてという状況ありますね。鵜川地区で言えば例年だとそんなになりませんからいいかもしれませんが、今回のように非常に降り方も、あるいは降る量も非常に例年と違った形になっている、その際の出動という点では非常に判断の難しさがあったのではないかというふうに思うんですが、その場合にはどのようにされておるのか、委託業者から担当のところに連絡がない限りそういう話し合いは行われないのかどうか、そこら辺を含めて一つ伺っておきたいというのと、それからもう一つは、細かいこととなりますけれども、路線で例えば穂別地区、鵜川地区と分けていますけれども、穂別に委託している業者で鵜川地区のところを担当しているところがありますよね。そのところがなかなか状況がつかまれないようで、おくれるということもありました。こういうようなときにはどのような対応をされてきたのか伺っておきたい。

3つ目に、一般道だけではなくて公営住宅、これは公共的な施設でもあるわけですが、そういうところの除雪等々をどのようにされておるのか。公営住宅の中では本当に母子世帯の方や高齢者の方々があの1メートルも積もった中を本当に前だけをかくというような非常に大変な事態もありましたけれども、そういう場合の排雪等々というのはできていかないのかどうか、それらを見ておられるのかどうか含めてお伺いしたい。

○議長（三倉英規君） 山本建設水道課長。

○建設水道課長（山本 徹君） ただいまの御質問にお答えします。

まず、除雪開始のタイミングという話ですが、通常、先ほど説明したとおり、前日の雪の場合につきましては、業者の判断によりまして、場合によってはずれる場合もありますが、2時程度に開始するという基準で動いております。ただ、今回のような朝方、または気温の変化で道路が緩んだりとか、そういう部分につきましては、パトロールを実施しておりまして、業者のパトロール、そして町職員の直営のパトロールを実施、また住民からの連絡の中で現地を確認したりしまして、町職員、担当職員と業者と協議をした中で除雪開始時間を設定しまして行っているところであります。

2つ目の質問の穂別地区からの鵜川地区の除雪のおくれということなんですが、一部、穂別地区の業者が鵜川地区の除雪についても行っているんですが、そういう中で、場所は旭岡、有明方面を主にやっているとすけれども、市街地と雪の降り方がまた違う状況、また穂別とも違う状況であります。そういう中で、地域の連絡員を決めまして、その部分で連絡を密にして穂別からの除雪を行っているところであります。

続いて、公営住宅の部分のお話をいただきました。公営住宅の除雪につきましては、町道の除雪と同様に、通路については一緒に除雪をしております。そういう中で、町営住宅の通路等でも見通しが悪いところ等があれば、町道と同様に、いろいろ危険なところがあれば除雪または排雪作業等の検討をして対応しているところであります。通常はあくまでも通路のみ町道と一緒にやっているということです。

以上です。

○議長（三倉英規君） 北村議員。

〔11番 北村 修議員 登壇〕

○11番（北村 修君） 穂別と鵜川の委託関係なんですけれども、奥で言えば雪が降ったかどうかで判断していただく情報連絡員というのはキキンニにありますよね。しかし、委託しているのは有明ですよね。そうすると、やっぱり若干条件が違ったりするので、そういう関係の中でそういうのがおくれたりということがあるんじゃないかというふうに思うんですが、それらを含めて、今回、先に言いました除雪が非常におくれている、遅いと、そういう町民の皆さんの苦情に今後どう応えようとしているのか改めて伺っておきたい。

○議長（三倉英規君） 山本建設水道課長。

○建設水道課長（山本 徹君） ただいまの御質問にお答えいたします。

除雪が遅い部分、先ほどもお話ししたとおり、開始時刻が遅くなり、通常除雪体制の中で

は一通り回った場合に8時間、9時間の時間がかかります。そういう中で、開始時刻が気象状況によりまして変化し、開始時刻がずれますと、どうしても住民の皆様方にいつごろ入るという要は広報なりというのは非常に難しい状況であります。ただし、そういう気象の変化の中で、業者任せにはせず、町職員も連携をとりながら行っていきたいと考えていますので、御理解いただければと思います。

○議長（三倉英規君） 北村議員。

〔11番 北村 修議員 登壇〕

○11番（北村 修君） そのようなことでいいのかというふうに疑問を持ちます。担当している業者の御意見なんかも聞きますと、やっぱり重機の問題、オペレーターの問題というのはある。それから、これは従来のスペースですよね、今の台数というのは。今回のように鶴川地区みたいに3割増し、4割増しという形で大雪が来たときには、やっぱりそれなりの体制をふやしていかなきゃならないと思うんですよね。そうすれば、それなりの車、要員を確保していく、そして一定程度やっていく。これしかないんだから、これで8時間かかったところを20時間かかったってしょうがないやという、そういう場合ではないというふうに思うんですよね。やっぱりそういう対応が必要じゃないか。そういうことをぜひ今後検討していただきたい。

時間の関係で次の問題に移ります。

2つ目に、選挙の日程との関連についての質問であります。

ここで、今回の選挙の日程のつくり方についての考え方が1つ、それから2つ目が、それにかかわって町議会の日程がどのように決められたのかという質問をしているわけですが、答えは多分、選挙管理委員会が決めましたというふうになるのかなというふうに思っていますが、そういう問題ではなくて、選挙日程が、町長任期、議員の任期にずれがある。これをどこで調整して日程を決めて統一するかという形になったんだというふうに思いますが、そういう協議がどのように行われてこういう事態がつけられたのかということを私はまず1つ目にお聞きしたいというふうに思います。

そしてあわせて、2つ目にありますように、当初予定でいきますと、第1回定例会が今回の場合には9日に終了して、そして3日置いて13日に選挙開始ということになります。こういう日程が果たして行政として本当によいことなんだろうかというふうに思うわけですが。例えばそういう点では、この新年度予算の日程についてはそれなりの時間をとる、大事にするというような立場があってよかったのではないかというふうに思うわけですが、

そこら辺の検討状況について伺っておきたいと思います。

○議長（三倉英規君） 高田総務企画課長。

○総務企画課長（高田純市君） 任期満了によります町長・町議会議員に係ります選挙期日につきまして、選挙管理委員会としてお答えをさせていただきます。

町長・町議会議員選挙の日程につきましては、昨年12月1日開催の定時の選挙管理委員会におきまして決定したところでございます。

町長の任期満了が3月22日、町議会議員の任期満了が4月22日でございます。いずれも任期満了前30日以内に選挙を行うところでございますけれども、双方の任期満了の日が90日以内である場合におきましては、公職選挙法第34条の2の選挙期日の特例が適用されまして、この場合は3月3日から4月22日の間に選挙の期日とすることができます。

選挙管理委員会といたしましては、この2カ月間に町長・町議会議員選挙をそれぞれ行う場合、選挙人及び70名を超えます選挙事務従事者の負担、あるいは1回の投開票に係ります選挙経費など事務効率を考慮いたしまして、同時選挙が適切妥当との判断に至ったところでございます。

同時選挙とした場合につきましては、3月22日以降の期日としますと町長不在の期間が生じますことから、選挙可能期間のうち3月22日以前で町議会議員の任期に最も近い日曜日であります3月18日が適切と判断され、決定したところでございます。

なお、選挙告示日につきましては、選挙期日が決定いたしますと、法律の定めによりまして5日前の3月13日となったところでございますので、御理解をいただきますようお願いを申し上げます。

次の定例町議会の招集期日につきましては、総務企画課長としてお答えしたいと思います。が、同時選挙の期日が3月18日、告示が13日となりましたことから、議会招集につきましては告示日前の日程であること、また、正式公表に時間を要します国ですとか北海道の政策あるいは制度といったものを町長提案事件に反映させ、また予算編成に盛り込み内容の精度を高めるため、2月中の開催が困難であるという考え方から、このたびの本日開会日として町議会にお示しをしてきたところでございまして、タイトな日程となりましたが、御理解、御了承くださいました町議会に感謝を申し上げる次第でございます。

○議長（三倉英規君） 北村議員。

〔11番 北村 修議員 登壇〕

○11番（北村 修君） 議会に感謝を申し上げられてもしようがないんですけれども、選挙

と予算議会の日程について、わずか3日間程度というこの日程のつくり方が本当によかったのかどうかということは私は考えなきゃいけないというふうに思っています。今、町長の政策に反映するということも言われました。しかし、これは改選期でありますから、そこは重視するべきところではないですよ。基本的には骨格予算という形になるということはおわかりのわけですから、ですから、それであれば、例えば財務省からの地方財政計画、こういうものが出され一つの方角性がある程度早い段階でできるわけありますから、これは2月を含めた第1回定例の日程のあり方というのもあってもよかったのではないかと。そういうふうな中で、やっぱり町民の皆さんにも関心を持ってもらう、我々議会としてもそれなりの対応が本当にできるというような状況の中でやっぱり対応すべきでなかったかというふうに思うわけですが、改めてお伺いしますし、また、私は、そういう議会がかかわる日程ですから、せめて議員さんの意見を聞くような、そういうこともあってもよかったのではないかと。議員さんの政治日程も変わっていくわけですから、従来とは、そうすれば、そういう機会もあってもよかったのではないかとというふうに思っているんですが、そこら辺のところを含めて見解を伺っておきたい。

○議長（三倉英規君） 高田総務企画課長。

○総務企画課長（高田純市君） 私の言い方、説明の仕方が悪かったところがございます。町長の新年度の施策内容に盛り込む内容でのというような受けとめ方をされましたら大変失礼いたしました。町長の提案事件に反映させる、つまり議会に議案として今回28件の議案がございますが、その内容に内容を精査したものを出したいという内容での説明だったつもりでございます。

したがいまして、国の政策あるいは道の方針といったようなものが、2月のぎりぎりまで、3月ぎりぎりまで内容がずれ込んでくるというのが通例でございます。それらをできるだけ、予算は骨格予算ではございますけれども、あるいは経常的な制度内容につきましても改正がございます。これらを盛り込んだ内容を入れたいという内容での御説明のつもりでしたので、御了承をいただきたいと思います。

また、選挙日程につきまして、2月を含めてという内容でございました。確かにおっしゃるとおりかもしれません。十分な議会日程を確保することは必要なことと思われまします。今回につきましては、この日程、タイトな日程になりますことから、町議会の議会事務局等を通じまして打診を申し上げまして調整を図ってきたところでございます。

4年ごとの改選期におきましては、毎回今回のような日程調整が必要となることが想定さ

れます。今後におきましては、このたびにも増して慎重な日程調整等について心がける所存でございますので、御理解を賜ればというふうに考えるところでございます。

政治的な日程等との調整という部分につきましては、事務局との調整という部分での御理解をいただければと思います。

○議長（三倉英規君） 北村議員。

〔11番 北村 修議員 登壇〕

○11番（北村 修君） わかりました。

3点目に入ります。

恐竜ワールド構想と博物館再整備についてであります。

時間が限られておりますので、私、3つの点を挙げておりますが、前段に単刀直入に私の意見を申し上げて、質問に入りたいというふうに思います。

恐竜ワールド構想に基づいては、そもそものプランの中では29年度基本計画を策定していくという状況にございました。そういう準備を進めていたのだろうと思いますけれども、そういう中で、博物館エリア再整備基本計画という形で業務委託をして、その計画にかえるというふうな内容で進められているということにございました。それは3月の中ごろまでにそれが示されてくるということにございました。それに基づいて2月の段階で私ども議会、正式には委員会ですか、ここにある程度の委託にしていた内容についてのことが報告書の抜粋として私どもに示され、その中に4つほどの案があって、これらの中から検討をしていきたいという内容でありました。

こうした状況の中で、既に多くの町民の皆さんにもそのことは非常に伝わっているような状況にございます。率直に言いまして、私がお会いしお話をする町民の多くの皆さんが、この計画どれにするにしろ、15億、20億というお金をかけてやるべきことなのかと率直な御意見がございます。まさに私もそこは本当に考えどころだなというふうに思います。

私は、この計画に盛られた内容そのものについて、ここに示されるコンセプトそのものについては非常にすばらしいものだと思います。中身が世界的な発見とされるものであって、さらには草食の恐竜という点、海であったところに発見されているという非常に壮大なロマンを感じる内容であることは間違いありません。しかし、そのこととこうした大がかりな事業を進めていくこと自体がどうなのかという点では、多くの皆さんが疑問を持たれるのは当然だというふうに思っております。その上で御質問をさせていただきたいというふうに思います。

まず第1点は、ワールド構想における基本計画策定の中身が博物館周辺エリア再整備計画というふうにいえば変化をしていくわけですが、その経過、あるいはその趣旨について伺っておきたいと思うものであります。

2つ目には、委託した業務内容を3月中というふうにしていました。早目にということで2月に我々に抜粋で説明をいただきました。その後、本格的なものが計画どおりなら3月中旬までになっているはずですが、それらの推移はどうなっておるのかについて伺っておくものであります。

また、この計画書といいますか、報告書に示された以外に検討されている事業とか、あるいは関連してくるところがあるのではないかとというふうに予想されるわけですが、それらについてどのように考えておられるのか伺っておきたいと思えますし、そしてまた、この中では施設建設にかかわる、再整備にかかわる総額費用が出ておりますけれども、それらに対する財源の方向性だとかそういうものが全く示されておられません。そういう考え方についても伺っておきたいと思えます。

3点目には、内容を伺うわけでありましてけれども、私はこの問題の冒頭に提起しましたけれども、そもそもこのワールド構想の中で、博物館等々の問題について、博物館本来の役割を果たすということを従来どおり重点にしていこうという立場が示されております。私は大事なことだと思う。

そういう点で、そういう進め方をし、さらに本格的な学術研究、今、小林先生がいろいろなところでいろいろな研究成果を次々と打ち出しております。さらに、やがてこれの研究結果はその後に出されるんでありましようけれども、それらを含めてこれらの地域一帯を含めた本格的な学術研究ということが求められていくんだろうというふうに思います。そういうことになれば、これは相当大規模な施設あるいは研究体制等々が予測されるのではないかとというふうに思っております。その場合、我が町単独でそこを抱えてやるということになるのか、それとも、そういう事の性格上、これはやっぱり基本は国なり道なりの段階ということにして進めていくのか、ここのところの判断が私は問われてくるんだろうというふうに思っています。それらを含めてこれらについての見解をまず伺いたいと思うのであります。

○議長（三倉英規君） 昼食のため、しばらく休憩いたします。

再開は午後1時30分といたします。

休憩 午後 零時03分

再開 午後 1時30分

○議長（三倉英規君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

田所支所長。

○支所長（田所 隆君） それでは、恐竜ワールド構想と博物館再整備について、3点の質問に対し、質問の要旨に沿ってお答えをさせていただきます。

1点目の御質問に対してですが、博物館周辺エリア再整備基本計画を策定する業務は、むかわ町恐竜ワールド構想推進計画に基づき業務委託をしております。当初計画の名称につきましては、平成27年に策定しましたむかわ町恐竜ワールド構想において「町立博物館等の展示を含めたリニューアル」、あるいは「施設連携及び今後の利活用を検討する」と記載されております。今般の博物館周辺エリア再整備基本計画策定では、博物館周辺に展開される施設群を一つのエリアとし、その施設群における一体的なリニューアル、もしくは再整備を図ることで博物館周辺エリアの効率的な利活用につなげることを主眼に作成しており、表現は異なりますが、恐竜ワールド構想における基本的な考え方に基づいて業務を進めておりますので、御理解をお願いします。

次に、今般のこの基本計画報告書、この成果品の納入期日は3月15日となっていることから、納品後に改めて議会及びまちづくり委員会へ計画書について御説明するとともに、今後コンパクトな概要書を作成し、町民に配布し、パブリックコメントに取り組む予定としており、町民からの意見聴取は5月ごろからと考えております。

次に、施設への進入路に関する御質問として、博物館等への道路整備に関しましては、町道山手線、通称緑の道と言いますが、この町道山手線を利用することになりますが、この町道につきましては平成5年から平成10年度にかけポケットパーク4カ所を含む整備を完了していることから、新たな道路整備は考えてはおりません。

次に、財源に関する御質問ですが、各常任委員会でも御説明しておりますが、町の財政状況を考慮し、国や北海道の補助金など、引き続き有利な財源を求めるためあらゆる努力をしていきたいと考えておりますので、御理解及び御協力くださるようお願いいたします。

最後、3点目です。学術研究に関しましては、現在でも大学等の研究機関及び研究者等への資料の貸し出しなどで地元産化石の研究を進めてきておりますが、今後、町においてさらなる大規模な研究部門への設備投資をする考えはございません。今後も引き続き、国立科学

博物館や北海道博物館などとの良好な関係を維持しつつ、学術研究活動を積極的に展開していきたいと考えております。

○議長（三倉英規君） 北村議員。

〔11番 北村 修議員 登壇〕

○11番（北村 修君） 幾つか再質問をさせていただきます。

まず、最初に1番目のところでありますが、基本的にワールド構想の流れとは変化はないということでありました。しかし、これまでの、昨年、何回かのワールド構想説明の折にそのところを幾つか質疑、私もしたというふうに思っておりますが、基本は博物館としての機能、これを重点的にやっていきたいということでありました。そういうこととは、この流れというのは若干変わっているというふうにとらざるを得ないと思いますが、いま一度そのところをお願いします。

○議長（三倉英規君） 田所支所長。

○支所長（田所 隆君） 博物館としての機能の整備に関する基本計画という部分は、当然、今回の基本計画の中には盛り込まれます。施設整備あるいは展示計画などで、今後、成果品の中にはさらに詳しく盛り込まれるものでございます。

一方、恐竜ワールド構想の当初の構想の中には、この穂別市街地の中核ゾーンには研究、展示、体験、そういった施設を展開するというような形に恐竜ワールド構想には盛り込まれております。それに沿った形で今回博物館周辺エリアの再整備基本計画という形で整理をさせていただきますので、御理解をいただきたいと思います。

○議長（三倉英規君） 北村議員。

〔11番 北村 修議員 登壇〕

○11番（北村 修君） 次に、財源の問題について伺いたいというふうに思います。

今度の計画では、4つの案のうち2つほどが15億から16億、もう二つが20億という形になっております。これらについて、現段階で財源の見通しが不明な中でこの計画どおり進めようということなんでしょうか。

これによると、実施計画については今年度の後半になっております。やはり、あり方の問題について後にまた質疑しますけれども、こういう状況をつくり出すということになれば、少なくともそこら辺の見通しはある程度、おおむねの段階でも持っていなければ進まないんじゃないかというふうに思いますが、改めて伺います。

○議長（三倉英規君） 田所支所長。

○支所長（田所 隆君） 財源の問題でございますが、学校の改築、あるいは病院の改築というようないわゆる制度補助、義務教育国庫補助等のような補助金は博物館の整備に当たってはございません。ですから、補助金、交付金といったものを今後さまざまな調査を行いながら探して、あるいは補助制度創設要請をしながら財源を確保する。また、そのほかにも、さまざまな関係機関との連携を踏まえながら財源の確保に当たっていく。今後、先ほども申しましたが、あらゆる努力をしていながら財源確保に当たっていきたいというふうに考えております。

○議長（三倉英規君） 北村議員。

〔11番 北村 修議員 登壇〕

○11番（北村 修君） 極めて具体的ではない話でありまして、そういう中で今年度から実施計画というのはおよそあり得ない状況だなというふうに判断をせざるを得ません。我が町に起債ができないわけでもありませんし、基金が全くないわけでもありません。そういうものにまでいくというようなことになれば、これは私は大変なことだと思っています。

今、我が町でいえば、これ以上新たなものに投資するというよりも、現状で高齢者の暮らしの問題などに対する、後半出ますけれども、それらの費用の問題等々がありますし、施設の面でいえば、今、公共施設の整備補修等の整備計画というのはあります。こうしたものを見ても壮大な費用が見込まれますし、直近で見ても、四季の館等々で施設の問題を初め運営の問題等々ですぐさまやっていかなきゃならない問題があります。そうしたときにこのような大規模工事がいかなものかというのは、町民の皆さん当然のことだというふうに私は思います。

そういう点では、今、説明の中でこれからいろいろなものを探し出すということでありまして、これではおよそ前に進むものではないという指摘をしておきたいと思います。

続いて、施設に関連する、私は進入道路の問題でお尋ねしましたけれども、仮にこの施設を建設していくとなれば、単に進入路の問題だけではないにさまざまなことが予想されてくるだろうというふうに私は思います。ましてや、この計画の中ではマックス3万人というふうなことも見込んでおられるようであります。そういうことになれば、単にこの博物館周辺の進入路だけではなくて、町全体として道路を含めてそういう整備も検討していかなきゃならないのではないかというふうに思うわけでありまして、そこら辺についてはどのように考えているのか、まず伺っておきたいと思います。

○議長（三倉英規君） 田所支所長。

○支所長（田所 隆君） 私の立場からは、あくまでも博物館周辺エリアの再整備基本計画の中身の説明でございますので、いわゆる町全体を見渡した、いわゆるインフラ整備、社会資本整備というものはこの基本計画には盛り込まれておりません。今後、町の道路整備等の考え方は所管のほうで整備計画を考えるというふうに思われます。

○議長（三倉英規君） 北村議員。

〔11番 北村 修議員 登壇〕

○11番（北村 修君） 所管としては、田所支所長としては、博物館、この周辺エリアの再整備ということだけでの周辺ということになるんだというふうに思いますけれども、私が懸念していて今質問したのは、この間の委員会の説明でマックス3万人の人が来てもらうようなというようなことも言いました。そういうことになれば、単にそこの周辺だけの問題にとらわれないで、やっぱり穂別地域に入っていくそういう道路等の整備、あるいはそれに関連する、そういうことが町全体として普及できるような、そういう条件整備というのがどうしても必要になってくるんだというふうに私は思っています。そういう意味で御質問させていただきました。ぜひその点も今後検討していただきたいというふうに思います。

それで、次に移りますが、この本格的な、本格的なといいますか、学術研究のところで、大規模な施設投資等については考えていないと、それらについては別な形で行うと、このいわゆる恐竜研究のやつですね、いうことであります。それであれば、なぜにこういう大規模な施設を設置していかなきゃならないというふうになるんですか。改めてそこを伺います。

○議長（三倉英規君） 田所支所長。

○支所長（田所 隆君） まず、今般の基本計画は、むかわ町まち・ひと・しごと創生総合戦略にうたわれている恐竜と化石を生かしたまちづくりと、これのいわゆるリーディングプロジェクトの一つとして取り組む中身でございます。その中身というのは、恐竜ワールド構想上の、また恐竜ワールド推進計画上のまずはこの第一段階でまちづくりの方向性を博物館や発掘現場等の核となる施設、あるいはエリアの魅力向上が第一弾の取り組みだというふうになっております。

それで、戦略室としましては、この必要性を鑑み、また今般抜粋で基本計画に盛り込みました、新設する、新しく建てる建物というのは展示棟でございます。展示棟というのは、いわゆるむかわ竜、あるいは首長竜、そういったレプリカ、あるいは本物の化石等を展示をするという展示棟、これが新しく建てるという建物でございます。これは、施設工事費にして約8億8,000万円から12億7,000万円とちょっと幅はありますが、約10億円前後で整備をする

と。それ以外の経費につきましては、あくまでも既存の施設の改修ということであります。既存施設の改修がなぜ必要かといいますと、全てを新設するとなると大規模な施設になってしまい、さらなる工事費がかかると。使える施設については使う形で、そして目的を新たに、施設、エリア全体を一つの博物館エリアとして整備をしていきたいというものでございます。

そういった部分で、建物の事業費というのは大きく分けて2つに分かれると。新しく建てる建物と改修する建物というふうに御理解をいただきたいと思います。

○議長（三倉英規君） 北村議員。

〔11番 北村 修議員 登壇〕

○11番（北村 修君） いわばレプリカを入れる、今発注している、それが巨大になるよと。そういうものとしても、そういう新しい施設が必要だということであります。私は、そういうことであれば、ここまでお金をかけなくても、もっと恐竜を広い意味で全町的なものとするという意味でも、例えば仁和の学校なりが、今学校がたくさん閉鎖されてあいています。そういうところを、既存のものを活用しただけでもいいんじゃないかと。そして、やはりいろんな計画をもっと積み重ねながら、この施設をどうするかとか、そういうことで検討していいんじゃないかというふうに思うんですが、その点が一つであります。

そして、今度の再編整備については、恐竜研究とかではなくてと言いました。では、そのところは国・道との関係でどのようにしようとしているのか、改めて伺っておきたいと思っています。

○議長（三倉英規君） 田所支所長。

○支所長（田所 隆君） 博物館周辺エリア再整備基本計画の中では、博物館を核とした中で体験エリア、さらには研究エリア、そして収蔵エリア、また展示エリアというふうに複合的な目的を持った用途が一つのエリアに入っているということが大きな魅力向上につながるものと理解しておりますので、一部展示エリアを違う場所に置くというようなことは我々は考えていないところでございます。

○議長（三倉英規君） 竹中町長。

○町長（竹中喜之君） 恐竜ワールド構想、内容そのものについては、冒頭で北村議員が触れたように、壮大なロマンを持っているものということでは一致をしているのかなと思っています。ところでございます。

そこで、恐竜の持つ価値でございますけれども、これはこの間小林先生も触れられている

かと思えますけれども、非常に多様な価値があるかと思えます。学術面、さらには教育面、資産価値の面、広報的な面、あるいは産業的な価値といったようなことが触れられているかと思えます。ワールド構想では、これらの価値というのをつなぎながら、陸のむかわ竜というのを核に、海の首長竜、こういったところも、海生生物も含めながら、改めてそういった価値というのをまずは皆さんで共有し合おうと。そして、その価値を磨いて、生かして、つないでいくと。そして、将来に伝えていくのがこの構想の一つのストーリーともされております。

そこで、御質問の学術研究の関係でございますが、議員御承知のとおり、先ほどの答弁の中でも触れられておりますが、平成26年9月に、発掘調査の段階でございますが、学術団体の連携として、まずは北海道大学総合博物館と町の間で相互連携協定というのを締結してきているところでもございます。この中身につきましては、恐竜を初めとする古生物の普及、啓発に関すること等々が記載されております。さらに、これからその発展性として、相互の協力の形態などについて、両者の間で今後もさらに研究も含めながら進めていこうという協定書になっているところでもございます。

そこで、関係機関とのかかわりといったことも含めながら、施設の位置づけ、これには、御承知のとおり、周辺エリアの動線には道民の森といったエリアもございます。こういった道民の森を博物館とかかわりを持った中でどういうふうな道としてかかわりを持つのか、あるいは先ほど言った北海道大学総合博物館がこの博物館とどういうかかわりをさらに持てるのかといった、今、連携役割分担が可能かどうか、その辺のところもあわせて並行して詰めていくことが必要とされているところでもございます。

あわせて、今回、道議会のほうで高橋知事の執行方針、これはもう既に議員もごらんになっているかと思えますが、新たに地域の活性化に向けた取り組みの推進の中で、胆振総合振興局と地域が一体となった地域に根差したプロジェクトというのを改めてさらに推進するとして言及されているかと思えます。この中で、恐竜化石などの地域資源というのを活用した取り組みというのを展開するといったことも表記されていたかと思えます。

既に、今年度、胆振の総合振興局におきましては、つい最近でございますけれども、北海道命名150年の節目ということで、道庁赤れんがを舞台にした胆振の四大遺産の一つとしてむかわ竜アカデミー in 赤れんがというのが開催されているところでもございます。あわせて、ことし1月には北海道におきまして、北海道そのものを恐竜王国にしていこうじゃないかということで、全道的な自治体との恐竜化石を生かしたネットワーク化といったことも進

められているところでもございます。

こういったところを、先ほど申し上げましたように、工期というのを好機に捉えながら、今のむかわの町の宝から胆振の、北海道の、そして日本の宝、世界の宝としてどういうふう
に段階的に息の長い価値創造に努めていくことが今まさに求められているのではないかなと
思っているところでございます。また、それに沿った計画というのにも必要とされているかと思
います。

あわせて、これは財源の関係の一部にかかわるかと思いますが、参考までに合併特
例債の発行期間の再延長というのが今回の議会で議員立法として提案される予定でございま
す。もうされているのかどうかちょっと定かではございませんけれども、そういった中、こ
の間東日本大震災等々から期間延長がされてきた地域がありますが、北海道においてもご案
内のとおりの一昨年の台風災害、さらには熊本の震災と、こういったことを受けて、状況が
状況ということで国に対して合併市町村においてさらに再延長をとということで有利な起債の
延長を求め、さらにそれが今国会で実現の道にたどるのかなと思います。あわせて、その辺
も参考にいただければなと思っているところでございます。

○議長（三倉英規君） 北村議員。

〔 11 番 北村 修議員 登壇〕

○ 11 番（北村 修君） 今のことについて後で質問しますが、先に、この案でいきますと、
それぞれでランニングコストはどれぐらい見込まれているんでしょうか、5 年なり 10 年の計
画で。教えてください。

○議長（三倉英規君） 田所支所長。

○支所長（田所 隆君） 一応、成果品の段階では、事業手法あるいは運営手法という形の項
目である程度のランニングコスト、あるいはイニシャルコストも含めた中身が出てくるん
ですが、今現在はまだお話しできる段階ではございません。申しわけございません。

○議長（三倉英規君） 北村議員。

〔 11 番 北村 修議員 登壇〕

○ 11 番（北村 修君） ランニングコストについても、現段階では難しいと。そういう状況
の中で、私はこの計画そのものをこのとおりに進めるというのはやはりいかなものかと、そ
の後に次出す議会の委員さん方のそれぞれの委員会からの内容についても慎重にせよという
意見であります。

そこで、先ほど町長から答弁があった問題について質問しますが、私は、今、竹中町長が

言われた北海道を挙げてやろうという状況になってきている、そしてこのすばらしいロマンを持った、海と水族館と動物園というふうな形でのロマンを持った、こういうものが本当にでき上がっていくためには、今本当につくり上げていっているその努力、その中から道や国が本当に学術研究も含めてそういうものをこのむかわ町でやりましょうというようなところまで持っていった中で、そして今のような大きな計画を実施に移していく、そういう方向を検討すべきでないかというふうに思うんです。

やはり、町としてやっていくのは、そういう中にあって、本当に地域住民がかかわって、そこで何らかの経済効果を生み出していくような、そういうものが地域でできていくものだというふうに思うんですけれども、そういうふうなことを待ちながら、これらの計画については急がないでその立場をきちっと持ちながらやっていくということになっていく必要があるというふうに思うんですが、改めてそのこのところを伺っておきたい。

○議長（三倉英規君） 竹中町長。

○町長（竹中喜之君） 重ねた答弁となるかと思いますが、先ほど申し上げましたように、かわり方として、例えば北大博物館とのかかわり、北海道とのかかわり、その他国とのかかわりと、こういったことも今並行しながら進めている段階であるということは御理解をいただきたいかと思います。

そういった中で、ワールド構想を進めるに当たり、博物館、そしてその周辺エリアという全体といったことも踏まえながら、町以外のさまざまな関係機関との具体的にどういったかわり方を連携役割分担が可能なかということも並行して、そこには期間的にパブリックコメントを5月ごろから整えながら、先ほど議員、恐らく新年度ということ今年度と置きかえたのかもわかりませんが、実施設計ではなくて基本計画を受けての基本設計……

○11番（北村 修君） 実施設計が30年だよ。

○町長（竹中喜之君） 基本設計でいいんだね。基本設計が新年度に予定ということで御理解願いたいかと思います。

○議長（三倉英規君） 北村議員。

〔11番 北村 修議員 登壇〕

○11番（北村 修君） 私が言ったのは、ここで見れば実施、今年度、30年度後半に実施設計となっているということで言わせていただきました。

いずれにしても、財源の問題、あるいはランニングコストの問題も含めて、いずれもこれからこの具体化については検討するという内容で、急がれるものではありません。財源につい

て、合併特例債ということも町長から言われました。しかし、これが延期されたとしても、我が町はこれまでかなり大きいものをやっています。そして、今後、かんばいを初め、いろんなものがまだ見えています。それを借りたとしたら、これらがいろんな複層作用のようになって財政計画が非常に大変になるということは明らかであります。

そういう点では、本当に住民の意見をよく聞く、地域協議会を含めて、そうしたものをパブリックコメントだけにとどまらずやって、本当に納得のいくような形で、もし進めるのであれば進めていかなきゃならないと思いますし、私はやはりもっとじっくりと腰を据えて、これまで20年前に私どもの町が経験したようなことが起きないようにぜひ取り組みをしていただきたいということを申し上げて終わります。

◎議案第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（三倉英規君） 日程第6、議案第1号 むかわ町道の路線の認定に関する件を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

江後建設水道課主幹。

〔江後秀也建設水道課主幹 登壇〕

○建設水道課主幹（江後秀也君） 議案第1号 むかわ町道の路線の認定に関する件につきまして提案理由の説明を申し上げます。

議案書1ページをお開きください。

本件は、むかわ町美幸二丁目において、道路用地の寄附行為に伴い周辺民家の生活道路に供するために町道認定を行うもので、道路法第8条第1項及び第2項の規定に基づき議会の議決を求めるものでございます。

説明の都合上、別冊の議案説明資料の図面により説明いたします。議案説明資料1ページをお開きください。

認定しようとする路線ですが、むかわ町役場庁舎西側に位置します美幸5号としまして、起点、勇払郡むかわ町美幸二丁目85番19地先から終点、勇払郡むかわ町美幸二丁目85番7地先の道路延長75メートルの路線を新たに認定するものです。

以上で提案理由の説明を終わらせていただきます。よろしく御審議、御決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長（三倉英規君） 提案理由の説明が終わりました。

これから説明に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三倉英規君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三倉英規君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第1号 むかわ町道の路線の認定に関する件を採決いたします。

お諮りします。

本件は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三倉英規君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第1号は原案のとおり可決されました。

◎議案第2号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（三倉英規君） 日程第7、議案第2号 定住自立圏形成協定の一部を変更する協定の締結に関する件を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

高田総務企画課長。

〔高田純市総務企画課長 登壇〕

○総務企画課長（高田純市君） 議案第2号 定住自立圏形成協定の一部を変更する協定の締結に関する件について御説明を申し上げます。

議案書の3ページをお開きいただきたいと思います。

本件は、苫小牧市と締結しております定住自立圏形成協定の一部を変更する協定の締結に当たりまして、むかわ町定住自立圏形成協定の議決に関する条例の規定により議会の議決事件となっておりますことから、今定例会に提出するものであります。

現行協定につきましては、連携して取り組む政策分野6分野のうち、生活機能の強化に係る分野の福祉の項目が高齢者等の見守りSOSネットワーク及び昨年追加いたしました障害

者等の地域生活支援の実施となっておりますが、高齢者人口が増加する中、切れ目のない医療と介護を包括的かつ継続的に提供するため、東胆振圏域におきましてネットワーク化を図り医療介護連携体制を構築することを目的といたしまして、議案書4ページにございますとおり、本協定の別表第1、(2)の福祉項目に新たに「在宅医療・介護連携推進事業の実施」を追加するものでございます。

以上、議案第2号の説明といたします。よろしく御審議、御決定くださいますようお願いをいたします。

○議長（三倉英規君） 提案理由の説明が終わりました。

これから説明に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三倉英規君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三倉英規君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第2号 定住自立圏形成協定の一部を変更する協定の締結に関する件を採決します。

お諮りします。

本件は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三倉英規君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第2号は原案のとおり可決されました。

◎議案第3号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（三倉英規君） 日程第8、議案第3号 東胆振3町障害支援区分認定審査会共同設置の規約変更協議に関する件を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

藤田健康福祉課主幹。

〔藤田浩樹健康福祉課主幹 登壇〕

○健康福祉課主幹（藤田浩樹君） 議案第3号 東胆振3町障害支援区分認定審査会共同設置

の規約変更協議に関する件について御説明させていただきます。

議案書5ページ、議案第3号をお開き願います。

本件は、厚真町、安平町、むかわ町の東胆振3町で行っている障害支援区分認定審査会の共同設置について、審査会の事務局担当町を平成30年度より安平町からむかわ町に変更するため規約の変更の協議を行うことから、議会の議決を求めるものであります。

説明の都合上、別冊議案説明資料の3ページ、議案第3号資料の新旧対照表をお開き願います。

第3条の認定審査会の執務場所を「安平町追分本町六丁目54番地安平町役場追分庁舎」を「むかわ町美幸二丁目88番地むかわ町役場本庁舎」に改め、第4条から第9条までの規定中、「安平町」を「むかわ町」に改めるものであります。

附則といたしまして、平成30年4月1日から施行するものとしております。

議案書5ページにお戻り願います。

本件は、地方自治法第252条の7第2項の規定により、東胆振3町障害支援区分認定審査会共同設置の規約を変更するための協議をすることについて、同条第3項の規定により、準用する同法第252条の2の2第3項の規定に基づき議決を求めるものでございます。

以上で提案の説明を終わります。御審議、御決定を賜りますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（三倉英規君） 提案理由の説明が終わりました。

これから説明に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三倉英規君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三倉英規君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第 3 号 東胆振 3 町障害支援区分認定審査会共同設置の規約変更協議に関する件を採決します。

お諮りします。

本件は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三倉英規君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第 3 号は原案のとおり可決されました。

◎議案第 4 号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（三倉英規君） 日程第 9、議案第 4 号 東胆振 3 町介護認定審査会共同設置の規約変更協議に関する件を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

今井健康福祉課主幹。

〔今井喜代子健康福祉課主幹 登壇〕

○健康福祉課主幹（今井喜代子君） 議案第 4 号 東胆振 3 町介護認定審査会共同設置の規約変更協議に関する件について御説明させていただきます。

議案書 7 ページをお開き願います。

本件は、厚真町、安平町、むかわ町の東胆振 3 町で行っている介護認定審査会の共同設置について、審査会の事務局担当町を平成30年度より安平町からむかわ町に変更するため規約の変更の協議を行うことから、議会の議決を求めるものであります。

説明の都合上、議案説明資料の 5 ページ、議案第 4 号資料の新旧対照表をお開き願います。

第 3 条の認定審査会の執務場所を「安平町追分本町六丁目54番地安平町役場追分庁舎」を「むかわ町美幸二丁目88番地むかわ町役場本庁舎」に改め、第 4 条から第10条までの規定中、「安平町」を「むかわ町」に改めるものであります。

附則といたしまして、平成30年 4 月 1 日から施行するものとしています。

議案書 7 ページにお戻り願います。

本件は、地方自治法第252条の 7 第 2 項の規定により、東胆振 3 町介護認定審査会共同設置の規約を変更するための協議をすることについて、同条第 3 項の規定により、準用する同法第252条の 2 の 2 第 3 項の規定に基づき議決を求めるものでございます。

以上で提案の説明を終わります。御審議、御決定賜りますよう、よろしくお願いいたします。

す。

○議長（三倉英規君） 提案理由の説明が終わりました。

これから説明に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三倉英規君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三倉英規君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第4号 東胆振3町介護認定審査会共同設置の規約変更協議に関する件を採決します。

お諮りします。

本件は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三倉英規君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第4号は原案のとおり可決されました。

◎議案第5号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（三倉英規君） 日程第10、議案第5号 むかわ町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例案を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

今井健康福祉課主幹。

〔今井喜代子健康福祉課主幹 登壇〕

○健康福祉課主幹（今井喜代子君） 議案書9ページ、議案第5号 むかわ町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例案について説明を申し上げます。

本条例は、在宅の要介護認定者が介護サービスを利用する際に介護支援専門員が居宅サービス計画を作成する等の事業の人員及び運営に関する基準等を定めるものです。

議案説明書 7 ページをお開きください。

本条例は、地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法令の整備等に関する法律第 6 条の規定による介護保険法の改正により、指定居宅介護支援事業者の指定等は道から権限移譲され、市町村の条例に委任されるため、町が条例を制定するものです。これまで、指定居宅介護支援事業所の各基準等は道条例である北海道指定居宅介護支援等事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例に規定されていました。この条例を遵守することで適切な運営を行えることから、同条例を基本とした上で、町の類似する条例であるむかわ町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営等に関する基準を定める条例を参照としています。また、条例の内容に、説明資料中段に記載している平成30年 4 月から施行される介護保険法の改正に伴う規定や町独自の規定も条例案に組み入れております。

条例案の内容につきましては、議案書 9 ページから 21 ページの議案第 5 号を御参照ください。

本条例は、4 月からの介護保険法の改正に伴う規定を組み入れていることから、附則といたしまして、平成30年 4 月 1 日から施行するものとしています。

以上で議案第 5 号について提案内容の説明を終わらせていただきます。よろしく御審議、御決定を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（三倉英規君） 提案理由の説明が終わりました。

これから説明に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

大松議員。

○4 番（大松紀美子君） 説明資料の 7 ページの真ん中辺、介護保険法改正に伴う規定の中で、定められた回数以上の訪問介護について居宅サービス計画への記載と町への届け出というのがあるんですが、これをちょっと具体的に教えてください。

それから、議案書の 17 ページの、その説明だと思うんですけども、19 条についてもちょっと詳しく、これ関連、同じことだと思うんですけども、教えてください。

○議長（三倉英規君） 今井健康福祉課主幹。

○健康福祉課主幹（今井喜代子君） まず、介護保険法に伴う規定の訪問介護についての部分なんですけれども、こちらのほうにつきましては、まだ定められた回数というところは出されてはいないところなんですけれども、こちらのほうは、最近は特定施設ということで訪問介護を頻回に入れている事業所というところが都会のほうでは結構あるというところがあり

まして、そちらのほうを町のほうで届け出をして、許可をしてからその回数を定めるということでの規定が定められたところでございます。ということでの改正をこちらの条例の中に盛り込んでおります。

それと、19条の中身ですけれども、こちらのほうですね、指定居宅介護の中身につきまして町のほうに提出をしていくというところで、正当な理由なしに指示に従わない場合ということでの規定でございますので……。のところになりますよね。

○議長（三倉英規君） 大松議員。

○4番（大松紀美子君） 19条は、要するに施設側に、セーブというか、そういうものをかけるというか、指示に従わないでその事業所が利用者に要介護状態を明かさせるようなことになってはいけないんだよということをやっているんだね、きっと。そうですね。

それから、最初の介護保険法の改正のところでは、これはサービスを制限するとかということにつながるものではないというふうに思っていていいんですか。

○議長（三倉英規君） 今井健康福祉課主幹。

○健康福祉課主幹（今井喜代子君） 今の大松議員の解釈で正しいかと思しますので、特にこちらのほうで回数制限をかけるというよりかは、中身を適正に把握していくということが目的であります。

○議長（三倉英規君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三倉英規君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三倉英規君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第5号 むかわ町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例案を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三倉英規君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第5号は原案のとおり可決されました。

◎議案第6号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（三倉英規君） 日程第11、議案第6号 むかわ町四季の館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例案を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

松本産業振興課主幹。

〔松本 洋産業振興課主幹 登壇〕

○産業振興課主幹（松本 洋君） それでは、議案第6号 むかわ町四季の館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例案の御説明をさせていただきます。

議案書23ページ、議案第6号をお開き願います。

本一部改正条例案は、学習及び芸術文化鑑賞機会の増大、四季の館の収益向上に寄与することなどを目的として、四季の館において町内に住所を有しない者でも商用等営利行為を行うことができるよう所要の改正を行うものでございます。

説明の都合上、議案説明資料8ページの新旧対照表をお開き願います。

第6条中第5号を削り、第6号を第5号に繰り上げるものでございます。

議案書23ページにお戻り願います。

本一部改正条例は、附則において平成30年4月1日から施行しようとするものでございます。

以上で提案の説明を終わります。御審議、御決定を賜りますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（三倉英規君） 提案理由の説明が終わりました。

これから説明に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

4番、大松議員。

○4番（大松紀美子君） 四季の館の、これ言っている意味はわかるんですけども、これまでも町外者の方が、商業行為というんですか、どこからどこまでの範囲が商業行為かわからないんですが、あったと思っていたんですけども、こういう記載があるのを私は知らないでいたんだなと思ったんですけども、そうではなかったんですか。やはりそれをきちっと

整理をしようということで、今回の改正になったのでしょうか。

○議長（三倉英規君） 松本産業振興課主幹。

○産業振興課主幹（松本 洋君） それでは、ただいまの質問にお答えしたいと思います。

もともと、29年度の実績におきまして、そろばん教室ですとか、あと道新文化センターにおいての社交ダンス等、ほぼそういうそろばん教室、道新文化センター等が8割なんです、そういった学習・文化関係の利用で商用行為として使用されていたんですが、こちらの部分につきましては学習・文化に係る部分ということもありましたので特例措置として許可していたという経緯があったと承っております。その他の部分については、過去、町内の方からの、御紹介というか、名義ですとかで使用していたものが慣例化したものがあったというふうに承っておりますが、そういうことで使用許可した部分があるんですが、このたび実態に即した条例内容にしたほうがよろしいかと思ひまして、改正を行いたいということで御提案させていただきました。よろしくお願いいたします。

○議長（三倉英規君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三倉英規君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三倉英規君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第6号 むかわ町四季の館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例案を採決します。

お諮りします。

本件は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三倉英規君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第6号は原案のとおり可決されました。

◎議案第7号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（三倉英規君） 日程第12、議案第7号 むかわ町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例案を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

西総務企画課主幹。

〔西 幸宏総務企画課主幹 登壇〕

○総務企画課主幹（西 幸宏君） 議案第7号 むかわ町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例案につきまして提案理由の御説明を申し上げます。

議案書の25ページをお開き願います。

この一部改正条例につきましては、国民健康保険法改正に伴い国民健康保険が都道府県単位化され、これまでの国民健康保険運営協議会の役割が変わり、今後は保険事業の運営について協議していくことになりますことから、協議会の名称を変更するものでございます。また、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の改正に伴い、新たに発足するむかわ町学校運営協議会の委員及び議案第3号におきまして御決定いただきました東胆振3町で共同設置します障害認定審査会の委員につきまして、その報酬の額を定めようとするものでございます。

説明の都合上、別にお配りしております議案説明資料集9ページのむかわ町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例新旧対照表をごらんいただきたいと思います。

別表6の項におきまして、「国民健康保険運営協議会」を「国民健康保険事業運営協議会」に改め、行政不服審査会の次に「学校運営協議会」を加えるものでございます。この項に区分されます当該委員の日額につきましては、会長が7,000円、一般の委員が6,500円であります。

また、同表10の項におきまして、介護認定審査会の次に「障害認定審査会」を加えるものでございます。この項に区分されます当該委員の日額につきましては1万2,000円であります。

なお、附則といたしまして、この条例は平成30年4月1日から施行するものでございます。

以上、提案の説明を申し上げましたが、よろしく御審議、御決定賜りますようお願いいたします。

○議長（三倉英規君） 提案理由の説明が終わりました。

これから説明に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三倉英規君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三倉英規君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第7号 むかわ町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例案を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三倉英規君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第7号は原案のとおり決定されました。

◎議案第8号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（三倉英規君） 日程第13、議案第8号 むかわ町国民健康保険税条例の一部を改正する条例案を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

飯田町民生活課主幹。

〔飯田洋明町民生活科課主幹 登壇〕

○町民生活課主幹（飯田洋明君） 議案第8号 むかわ町国民健康保険税条例の一部を改正する条例案につきまして、提案理由を御説明いたします。

議案書27ページをお開き願います。

本条例改正につきましては、国民健康保険に係る平成30年度税制改正及び都道府県単位化に伴い所要の改正を行うものであります。

説明の都合上、別冊議案説明資料11ページをお開き願います。

第2条第1項の改正につきましては、法律改正にあわせて課税額の定義を整理するものでございます。現行では、第2条第1項の中で基礎課税額、後期高齢者支援金等課税額及び介護納付金課税額についてそれぞれ定義してございますが、改正案では第1号から第3号としてそれぞれ整理することとしております。

12ページになります。

第2条第2項から第4項の改正につきましては、課税限度額の改正でございます。第2項では基礎課税額の限度額を54万円に、第3項では後期高齢者支援金等課税額の限度額を16万円に、第4項では介護納付金課税額の限度額を13万円にそれぞれ改めるものでございます。

第3条第1項及び第4条の改正につきましては、所得割額の割合「100分の6.5」を「100分の6.92」に、資産割額の割合「100分の40.0」を「100分の25.0」に改めるものでございます。

続きまして、13ページになります。

第5条の2の改正につきましては、法律番号について整理するものでございます。

第6条及び第7条の改正につきましては、後期高齢者支援金等課税額に係る所得割額の割合「100分の2.0」を「100分の2.41」に、資産割額の割合「100分の40.0」を100分の「25.0」にそれぞれ改めるものでございます。

第8条及び第9条の改正につきましては、介護納付金課税被保険者に係る所得割額の割合「100分の0.95」を「100分の1.05」に、資産割額の割合「100分の15.0」を「100分の10.0」にそれぞれ改めるものでございます。

14ページになります。

第23条の改正につきましては、国民健康保険税の減額に係る限度額を第2条第2項から第4項までと同様に、「51万円」を「54万円」に、「14万円」を「16万円」に、「12万円」を「13万円」にそれぞれ改め、同条第2号の改正により5割軽減基準額の被保険者1人当たりの加算額「27万円」を「27万5,000円」に、同条第3号の改正により2割軽減基準額の被保険者1人当たりの加算額「49万円」を「50万円」にそれぞれ改めるものでございます。

附則といたしまして、第1条に施行期日、第2条に適用区分について規定しているところでございます。

以上で議案第8号 むかわ町国民健康保険税条例の一部を改正する条例案につきまして、提案理由の説明とさせていただきます。よろしく御審議、御決定くださいますようお願いいたします。

○議長（三倉英規君） 提案理由の説明が終わりました。

これから説明に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

北村議員。

○11番（北村 修君） 幾つか質疑をさせていただきます。

1つは、いずれにしても、都道府県化ということもあって保険税の限度額を引き上げると。まあ国の基準までとはなっていないようですけれども、引き上げると。こういうことであります。資産割について減額していくような方向ですが、そこでお尋ねいたします。

これは30年度分として、平成でいえばいくのか、それともこれから数年ということで行くのか。前段の説明では30年度、まあ2018年だね、ここでは30年度は現状のような方向でいきながら31年度以降ぐんぐんと上がるというふうになっておりますが、そういうこととして解釈していいのか。だから、この資産割についてもまだ半分残すという形になっているか、そこら辺のところをまず御説明をいただきたい。

それともう一つ、あわせて質問しておきます。

今回の改正によって、1人当たりの負担額というのはどのぐらいに変化するのでしょうか。

○議長（三倉英規君） 萬町民生活課長。

○町民生活課長（萬 純二郎君） それでは、質問にお答えさせていただきたいと思います。

先月の全員協議会等で御説明もさせていただいたんですけれども、基本的にはこういうような改正についてはなだらかな形でやりたいという考えを持ちまして、3年程度の中で変えていくということを考えております。

資産割の部分につきましても、3年かけて所得割へ転換していく、また限度額につきましても、3年ほどかけながら近づけていくという考え方でおります。

○議長（三倉英規君） 飯田町民生活課主幹。

○町民生活課主幹（飯田洋明君） 今回の改正に伴います影響額についてでございますが、1人当たりの影響額にまでちょっと資料ございませんが、現在の被保険者の状況で、トータルで限度額を上げたことによりまして400万円程度負担がふえるということになっております。

○議長（三倉英規君） 北村議員。

○11番（北村 修君） 今の最後のところ、大事なところが聞こえなかったんで、後でもうちょっとそれ、1人当たりにしたらは出ていないということなのかな。1人当たりにして、まあ平均のところ、所得割がある方で何ぼか、それから所得割がない応益割の方だけだっ

たらどのぐらいの負担ということになるのか、改めて説明いただきたい。こういうことがわからないと、この議案審議というのはなかなかできないと私は思いますので、よろしくお願いしたいというのが一つです。

もう一つ。資産割をなくするという点でも3年かけて、それから限度額を3年かけて上げていくというのは、毎年国のほうで変わっていくわけです。現在ですと、最高限度額が88万円かな、90万円かな、すごく高いんです。そこまでいくということなのか、改めてお伺いしておきたい。

あわせて、今回のこのやつは、都道府県化に伴うという流れの中で、今まで町でやっていたやつを大幅に変えざるを得なくなるわけであります。後のこれは事業会計の部分の問題になりますけれども、この中ではいわゆる都道府県化をスムーズに何としてでもやれとして国は3,400億円の自治体への支援をしています、それらの活用というのはこういう中ではどういうふうになっているのか。この3年間かけてやっていく段階のところに埋めているというだけの話なのか、そこら辺についてお伺いしておきたい。

○議長（三倉英規君） 萬町民生活課長。

○町民生活課長（萬 純二郎君） まず、限度額ですが、今回、国のほうでは93万までという形でございます。今回の23条で2割、5割の軽減が広がっているのは、いわゆる限度額を上げた部分、中所得者、低所得者等の軽減をプラスすると、負担を減らすという部分での措置の部分と一緒に入っている部分でございます。

ただ、当町につきましては、これまで数年限度額を上げないで進めていたんですけれども、今回ある程度やらないといろんな部分での支障が出てくるかと考えております。ただ、一律に上げるというふうには考えてはおりません。毎年見直す中で、ただ3年間である程度のところまで、都道府県単位化になりますので、公平性等も意識しながら対応したいと考えているところでございます。

〔「 」という人あり〕

○議長（三倉英規君） 萬町民生活課長。

○町民生活課長（萬 純二郎君） すみません。

国からの部分等なんですけれども、全体、今回の制度改正により、いわゆる道への納付金という形で制度が変わりました。納付金は28年度ベース、29年度ベースに比べてどうだったかという、むかわ町はマイナス25%ほどの形で額は下がっております。ただ、被保者数が違う部分がございます。一概に比較できない部分はあるんですけれども、その部分に国・

道からの部分の交付金等が入っているという形になります。

○11番（北村 修君） いやいや、保険料 。応益割と応能割の負担の 。

○議長（三倉英規君） 萬町民生活課長。

○町民生活課長（萬 純二郎君） 資産割から所得割の転換の部分につきましては、一番新しいところでのモデルケースにつきましてはまだ完全にできていない部分があります。一人一人によって、また確定申告によって、次の6月の課税額ではっきりする部分があります。それぞれちょっと違う部分があるんですけども、基本的には前回の全員協議会で示したように、所得割をこれまでかかっていた人たちは下がるけれども、ある程度、所得割のみの世帯については若干その分が振りかえられる部分で変わっていくという部分となります。

ただ、トータルでは、応能割としましてはただ資産割から所得割に振りかえっている部分になりますので、トータルの部分については変わらないような形となります。

○議長（三倉英規君） ほかに質疑ありませんか。北村さん3回やりました。

○11番（北村 修君） 3回目だ、おれ。

○議長（三倉英規君） どうぞ。

○11番（北村 修君） すみません、3回目です。よろしくお願いします。

応益割で1人当たりのやつが、これは出ないということなのかい。出ないと、まだ出ないと。あ、そうか。

それにしても、3年かけてということだけれども、しかし既に30年度から、このもらった資料と前に配付された資料によれば、上がっていきますよね。例えば、医療分でも6.5から6.92ですからね。こんなふうに変わっていくわけです。

いわゆる都道府県化に伴う都道府県、そして市町村への支援金といいますか、国保税、国保料が今度引き上がって負担となったりしないようにということで3,400億円国が出しているわけですが、これらについては、そうしたら我が町としてはそれらのものについてはまだ何らの姿が見えないというふうに捉えていいということですね。

先ほどの答弁ですと、道の会計の段階にはその一定の部分、マイナス25%分として入っているんじゃないかということですが、我が町の中としては見えないというふうに捉えていいのかどうかということでもう一回お願いしたいというのと、やっぱりそこら辺のところはきっちりと、どうやって被保険者の皆さん、町民の皆さんの負担を押し下げていくかという立場に立って努力してもらわないと困ると思うんですね。ですから、その辺ちゃんとやってこの条例提案にしてもらいたいと思うんですよ、こうなるであろうというのではなく

て。

さらに言えば、これは後の事業会計のときの質問になりますけれども、やっぱり他町村がやっているように、一般会計からの繰り入れをして保険税を少しでも軽減していくという対策、このところに向かうという姿勢はどうだったんでしょうか。それ、今のうちに聞いておきたいと思います。

○議長（三倉英規君） 萬町民生活課長。

○町民生活課長（萬 純二郎君） お答えします。

基本的に、前回も説明した部分の中で、まず納付金があって、そこから保険料軽減分とか国から出る部分については控除して、それから保険料を掛けるという考え方でございます。その部分が大体5,000万ずつぐらいあったかと思うんですけれども、その分が入ってくる部分を控除して実際の賦課額としていくという考え方になっております。

また、一般会計からの繰り入れ等の部分は、いろいろ論議はあるかとは思いますが、保険者努力支援制度交付金というのがあるんですけれども、そこら辺は満度にもらうという考えでももちろんいるんですけれども、一般会計からの繰り入れや赤字補填の一般会計からの繰り入れ等がそこに対しての影響する部分が今通知されてきております。できるだけ影響がない形で、満度にもらえるような形を検討したいと考えているところでございます。

○議長（三倉英規君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三倉英規君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の討論はありませんか。

北村議員。

○11番（北村 修君） 国民健康保険税条例の第8号の条例案ではありますが、今質疑をさせていただいたように、3年かけてまだ限度額もどこまでという見通しも立っていないという状況の中でどこまで負担が大きくなっていくのか見通しができないんじゃないかというのが今の質問での私の感覚であります。

国民健康保険税については、毎年の決算で明らかなように、1,000万円以上の滞納が繰り返される、この中身は払いたくても払えないという実態がございまして。貧困と格差が広がるという状況の中で、今度の中では均等割の引き上げ部分も含まれております。そうした中で、

さらにそうした未済になる部分がふえていくんじゃないかということも十分予想されます。国民健康保険は、何といても本町では町民の半数の世帯、人々の医療保険にかかわる、命にかかわる大事なものであります。こうしたものをもっとやっぱり町民の立場に立って検討し、推進すべきだということを強く思いますので、この条例案ではちょっと認めがたいという反対の立場の討論とさせていただきます。

以上であります。

○議長（三倉英規君） 次に、原案に賛成者の討論はありませんか。

佐藤議員。

○2番（佐藤 守君） この案件につきましては、都道府県化に伴う全員協議会の中で説明をきちっとした中で、3年間、緩やかな方向をもってむかわ町は進めていくと。ましてや、こういった都道府県化に伴ってむかわ町が独自にそれらを全額負担して今までどおりやっているかということになると、その辺は非常に難しいと思いますので、私は賛成の意見いたします。

○議長（三倉英規君） ほかに討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三倉英規君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第8号 むかわ町国民健康保険税条例の一部を改正する条例案を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立多数〕

○議長（三倉英規君） 起立多数です。

したがって、議案第8号は原案のとおり可決されました。

◎議案第9号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（三倉英規君） 日程第14、議案第9号 むかわ町国民健康保険条例の一部を改正する条例案を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

萬町民生活課長。

〔萬 純二郎町民生活課長 登壇〕

○町民生活課長（萬 純二郎君） それでは、日程第14、議案第9号 むかわ町国民健康保険

条例の一部を改正する条例案について提案理由の説明をさせていただきます。

議案書29ページ、議案第9号をお開き願います。

この改正は、国民健康保険の都道府県単位化に伴い、運営協議会名称等を改め、葬祭費支給額を2万円から3万円に増額することから、本条例の一部を改正するものであります。

説明の都合上、議案説明資料集15ページ、議案第9号資料の新旧対照表をお開き願いたいと思います。

第1条の条例趣旨の理由を「国民健康保険の事務」とし、第2条で運営協議会名称を「国民健康保険事業運営協議会」と改め、第5条で葬祭費を「3万円」に改めるものでございます。

議案書の29ページ、議案第9号へお戻り願います。

附則において、この条例は平成30年4月1日から施行するものとし、葬祭費の適用については死亡日の属する年度とすることの経過措置を設けるものであります。

以上、提案理由の説明を申し上げました。よろしく御審議、御決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長（三倉英規君） 提案理由の説明が終わりました。

これから説明に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三倉英規君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三倉英規君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第9号 むかわ町国民健康保険条例の一部を改正する条例案を採決します。
お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三倉英規君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第9号は原案のとおり可決されました。

しばらく休憩いたします。

再開は15時30分といたします。

休憩 午後 2時53分

再開 午後 3時30分

○議長（三倉英規君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎議案第10号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（三倉英規君） 日程第15、議案第10号 むかわ町国民健康保険給付費支払準備基金条例の一部を改正する条例案を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

酒巻総務企画課主幹。

〔酒巻宏臣総務企画課主幹 登壇〕

○総務企画課主幹（酒巻宏臣君） 議案第10号 むかわ町国民健康保険給付費支払準備基金条例の一部を改正する条例案について御説明を申し上げます。

議案書の31ページをお開きください。

本件は、国民健康保険の都道府県単位化に伴い国民健康保険財政の仕組みが変わることを受けまして必要な改正を行うものでございまして、現行の規定では保険給付費に限定した内容となっておりますが、保険給付に必要な費用は全額北海道から交付され不足を生じることがなくなる一方、北海道に納付しなければならない納付金やその他の科目については収入不足等により財源に不足を生じる可能性があることから、国民健康保険事業に必要な場合に基金の処分ができるよう規定を改めるものでございます。

条例の改正箇所につきましては、説明の都合上、別冊配付してございます議案説明資料により御説明申し上げます。

議案説明資料の16ページ、議案第10号資料の新旧対照表をお開き願います。

まず、題名及び第1条、基金の名称でありますが、現行の「国民健康保険給付費支払準備基金」を「国民健康保険事業基金」に改めるとともに、基金の目的を現行の「国民健康保

給付費の支払準備基金に充てる」を「国民健康保険給付の安定に資するため」に改めるものでございます。

第2条につきましては、基金への編入方法でございます。現行では、決算剰余金が生じた場合のみの規定となっているものを、第1項で「基金は国民健康保険事業勘定予算で定める額を積み立てるものとする」とし、さらに同条第2項に「前項の規定にかかわらず、国民健康保険事業勘定の各会計年度において歳入歳出決算剰余金を生じたときは、その額の全部または一部を基金に編入するものとする」に改めるものでございます。

次に、第6条につきましては、基金の処分に関する規定でございます。現行の第6条第1号の「保険給付費に要する費用に不足を生じたとき」を「第1条に規定する基金の設置目的のため必要があると認めるとき」に改めるとともに、現行の同条第3号中の「保険給付費等」を「国民健康保険事業費納付金等」に改めるものでございます。

一番下段の附則において、改正条例の施行期日を平成30年4月1日とするものでございます。

以上で議案第10号 むかわ町国民健康保険給付費支払準備基金条例の一部を改正する条例案の説明を終わらせていただきます。よろしく御審議、御決定いただきますようお願い申し上げます。

○議長（三倉英規君） 提案理由の説明が終わりました。

これから説明に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三倉英規君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三倉英規君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第10号 むかわ町国民健康保険給付費支払準備基金条例の一部を改正する条例案を採決します。

お諮りします。

本件は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三倉英規君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第10号は原案のとおり可決されました。

◎議案第 11 号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（三倉英規君） 日程第16、議案第11号 むかわ町介護保険給付費準備基金条例の一部を改正する条例案を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

酒巻総務企画課主幹。

〔酒巻宏臣総務企画課主幹 登壇〕

○総務企画課主幹（酒巻宏臣君） 議案第11号 むかわ町介護保険給付費準備基金条例の一部を改正する条例案について御説明申し上げます。

議案書の33ページをお開き願います。

同基金につきましては、3年を期間とする介護保険事業計画の期間中、この計画に基づき介護保険給付を行うに当たり、3年間の介護保険料と介護給付費が変動することをあらかじめ想定し、介護保険特別会計の年度間の収支調整の機能を果たすことを設置及び運用の目的としているものでございまして、第7期の介護保険事業計画のスタートにあわせて、介護保険特別会計の決算剰余金の全額または一部を基金に積み立てることができるようにするとともに、文言整理のため一部を改正するものでございます。

条例の改正箇所につきましては、説明の都合上、別冊配付しております議案説明資料により御説明申し上げます。

議案説明資料の17ページ、議案第11号資料の新旧対照表をお開き願います。

まず、第2条の積み立てに関する規定でございしますが、同条第1項の改正につきましては文言の整理でございまして、文中「介護保険特別会計保険事業勘定」から「保険事業勘定」という文字を削除し、「介護保険特別会計」とするものでございます。

さらに、同条2第2項として、「前項の規定にかかわらず、介護保険特別会計の各会計年度において歳入歳出決算剰余金が生じたときは、その額の全部または一部を基金に編入するものとする」を加えるものでございます。

第4条につきましては文言の整理で、条文中の「保険事業勘定」を削除するものでございます。

第6条の処分に関する規定でございますが、現行の第1号の文中、「保険給付費に要する費用」の後に「充てる財源」を加え、「費用に充てる財源に不足が生じたとき」とし、第2号は文言整理として「その他特別の事業」を「その他特別の事情」に改め、その下の第3号につきましては、第1号の規定と趣旨が重複することから削除するものでございます。

一番下段の附則において、改正条例の施行期日を公布の日からとするものでございます。

以上で議案第11号 むかわ町介護保険給付費準備基金条例の一部を改正する条例案の説明を終わらせていただきます。よろしく御審議、御決定いただきますようお願い申し上げます。

○議長（三倉英規君） 提案理由の説明が終わりました。

これから説明に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三倉英規君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三倉英規君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第11号 むかわ町介護保険給付費準備基金条例の一部を改正する条例案を採決します。

お諮りします。

本件は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三倉英規君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第11号は原案のとおり可決されました。

◎議案第12号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（三倉英規君） 日程第17、議案第12号 むかわ町介護保険条例の一部を改正する条例案を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

中澤地域振興課主幹。

〔中澤十四三地域振興課主幹 登壇〕

○地域振興課主幹（中澤十四三君） 議案第12号 むかわ町介護保険条例の一部を改正する条例案について提案理由を御説明させていただきます。

議案書35ページをお開きください。

この改正につきましては、地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律による施行並びに介護保険法施行規則の第1号被保険者の保険料率に関する基準の一部改正に伴い、所要の改正を行うものです。

議案説明資料18ページをお開きください。

現行では、第6条第3項、「平成27年度から平成29年度まで」の各年度における保険料率のところを「平成30年度から平成32年度まで」に改めるものです。

次には、現行第18条「第1号被保険者の配偶者もしくは第1号被保険者の属する世帯」というところを「被保険者の配偶者もしくは被保険者」と改めるものでございます。

議案書の35ページにお戻りください。

改正分はただいま御説明させていただきました。介護保険第7期期間中の介護保険料率を定める必要があることから、介護保険法の一部改正により関係条例における引用条項に改正が生じたことから所要の改正を行うものです。

附則として、平成30年4月1日から施行するものであります。

以上、提案の説明を終わらせていただきます。御審議、御決定賜りますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（三倉英規君） 提案理由の説明が終わりました。

これから説明に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

大松議員。

○4番（大松紀美子君） 7期の事業計画の素案を、概要版をいただいているんですけども、その11ページで7期の介護保険料が示されているんですけども、6期のときと比べて、7、8、9の段階の、7段階で言えば本人が町民税課税で前年の合計所得金額が120万円以上200万円未満の方、前年は190万まででした。それから、8段階では所得金額が200万円以上300万円未満になっているんですけども、第6期は290万でした。第9段階では、所得金額が300万円以上の方というところが6期は290万以上ということで、10万円ずつちょっと変化しているんですね、6期の計画より。

このところの意味はどういうものがあるのか。この変更によって、多分保険料を払う人、ふえていくのではないと思うんですけれども、この辺をどのように見込んでいるのか。どうしてこういう提案になったのか、それからどのぐらい見込んでいるのか。まあ基準額は、ほかの町村は上がっている中で変化しないでいくということは大変いいことだとは思いますが、この辺のちょっとしたところが変わっているみそは何なのかというところですね。

○議長（三倉英規君） 高橋健康福祉課長。

○健康福祉課長（高橋道雄君） ただいまの部分の変更につきましては、町といたしましては国のほうで定めている基準に基づきまして設定してきているところでございますので、そういった中で今回の見直しということで考えております。

○4番（大松紀美子君） どれぐらいの。対象となる人はどのぐらいで、幾らぐらい想定。

○健康福祉課長（高橋道雄君） これに係る対象者につきましては、ちょっと今の段階では数値を把握しているという状況ではございません。

○議長（三倉英規君） 大松議員。

○4番（大松紀美子君） これから示されていくことになるんですけれども、しかしこの計画をつくる段階で、このような、ただ単に国が示した限度額、限度額というか、6段階であれば120万円未満の方とかというところが、国の計画が7、8、9で変わってきたから変えたに過ぎないということになっちゃうんですけれども、そういう計画の立て方。

結局、この方たちは、保険料が上がっていくという方もいるわけですね、当然ね。大体もう皆さん、例えばサービスの中身でどういうふうなことが必要かとかという答えられていて、概要版も町民の中に示されていきましたけれども、自分の保険料が自分の収入によってこんなふうに変化するということまではわからないですね。

だから、やっぱり提案する以上はどういうふうに変化していくのかということが私たちの中にも示していただかないとちょっと困るなと思うんですけれども、いかがですか。

○議長（三倉英規君） 高橋健康福祉課長。

○健康福祉課長（高橋道雄君） この辺は国のほうで基準を定めていますので、ある意味もう国、あるいは各自治体もそれに準じてという形の部分はございますが、町としてもその辺につきましては、皆様に変更がある部分についてはお伝えしていく形で考えたいと思います。

○議長（三倉英規君） 大松議員。

○4番（大松紀美子君） 私どものほうにもどういう変化になっていくのかというあたりは、やっぱりこういうときにちゃんと示していただけたらなというふうに思うんですけども、いつごろ示してもらえますか。

○議長（三倉英規君） 高橋健康福祉課長。

○健康福祉課長（高橋道雄君） これにつきましては、今、計画を最終的に策定するという段階でございますので、この計画自体、今定まった部分につきまして定まった段階で周知をしていくという形で考えています。

○議長（三倉英規君） ほかにありませんか。

北村議員。

○11番（北村 修君） 今この12号議案の説明を受けたんですが、これね、前段でいいですか、何かの委員会だったか協議会だったか、何かで第7期計画等の説明をしたんですよね、一応。ただ、それはあくまでもそのときの説明という形であるわけですから、こういう条例改正のときにはここにちゃんと示すように、保険料率を次のように3年間定めますというふうにしてやるわけだから、改めてそこら辺のところもきちっと皆さんにわかるように。

これは、せっかくネット中継もされているんでしょう。見ている方もわかるような形で、傍聴に来ている方もわかるような形で説明をするということが大事じゃないかということをもまず前段としておきます。

その上で質問しますが、今回は基準額をそのまま据え置きますよというのが基本なのね。そう思っていたんだけど、今言われたように、見たらそのままでなかったんだよね。それはありますけれども、第1点質問したいのは、第5期から第6期、29年までの保険料率、基準額でいえば5万5,200円、そして今度据え置きをするという理由は、この第5期を終わった段階で7,000万ほどの準備基金が積み立てられるよと。それを回すから第7期は保険料率を改定しなくていいよということですよ。

これをよく見ると、第5期から第6期にかけて、この基準額を含めて、それぞれの段階でこの基準額に対する割合というのも全部変えてきているんです、第1段階以外は変えてきていると。最も所得のない第2段階でも0.5から0.75というふうに変えた。最高のところで、1.5が1.7というふうに変えた。それで、さらにそれを、6段階であったものを9段階まで細分化したという中で、いろんな形でこの介護保険料が保険者のままとしてはふえるような形をつくった。その結果が7,000万の基金につながったのではないかというふうに思うんですが、であれば、私はやはりこの間介護保険料を少しでも軽減してほしいという希望がありま

した。そういうものにまず応えていけたのではないかという感じがするんですが、さらに今回基準額そのままという形でありましたけれども、これももっと精査をすれば据え置きじゃなくて引き下げも可能ではなかったのかという思いすらするんですが、そういう検討はどのようにされたのかお伺いしておきたい。

○議長（三倉英規君） 高橋健康福祉課長。

○健康福祉課長（高橋道雄君） 介護保険料の算定、これにつきましては、この計画期間中におきます第1号被保険者、この介護保険料につきまして、このたび国が示したシステムを用いまして給付見込み額、あるいは被保険者数、それから被保険者の所得段階、それから国の調整交付金等を勘案しまして保険者ごとで決めるというものになってございます。これにつきましては、これまでも第5期、第6期、第7期、基本的にはこの考え方で通してきているところでございます。

結果的に第7期で第6期での基金積み立て、およそ5,000万から今回7,000万円近くにふえているというこの2,000万がふえた要因につきましては、さまざまな要因があるかと思えます。むかわ町につきましては、要介護認定、要介護支援認定の部分が想定したよりも下がっているというようなことがございます。それから、本町の場合、施設利用者が多い部分がございますので、施設利用の部分の保険料も大きく影響しているということでございます。

そういった中で、結果的に今回第6期の3年間で給付金が想定よりも下がってきたということでございます。ただ、第7期につきましては、今後2025年を迎えて確実に高齢者がふえていく、それから要支援者もふえていくという見通しを持ちながら今後も進めていく必要がございますので、そういった中での推計を行いながらこのたび算定しているものでございますので、その辺の基本的なスタンスというのは今後も、今回も継続して算定しているところでございます。

○議長（三倉英規君） 北村議員。

○11番（北村 修君） それは、保険者側として先を見通した形の中で対応、そのとおりなんだろうというふうに思います。しかし、第6期で言えば、例えば我が町内の特別養護老人ホームにあっても、この間施設長さんと話を聞きましたけれども、まだ十数名入れるよと。だけれども、受け入れ側としてその介護をする人がいないんだと。だから、満度に受け入れられないというような話がありました。

そのようにして、何が言いたいかというと、介護保険料を払って介護サービスを受けようとする人たちが、そういう中で満度な介護を受けられないという事態も出てきているんです。

しかし、それでも5期から6期に大きく引き上げた保険料の中で頑張って払ってきたと。だけれども、本当に大変な思いをして払ってきたという、そういうふうな状況を、やっぱり住民一人一人の状況を鑑みてこういうものを組み立てていく必要があるのではないか。25年に、言っちゃいますが、我々の年代が後期高齢者になると。邪魔者が来るぞという形で、だから金がかかるんだと、そういうことだけではなくて、やっぱり今ある、こういう状況の中で大変な思いをされた人たちの立場に立ちながらこういう介護サービスというのをつくっていく必要があるんじゃないか。そういう検討というのは本当にやっていく必要があるんじゃないかと思うんですけども、その辺の検討はどうだったんですか。改めて伺っておきたいと思っています。

○議長（三倉英規君） 高橋健康福祉課長。

○健康福祉課長（高橋道雄君） ただいまお話のあったように、今介護認定を受けている方、それから介護サービスを利用している方、その方々が適正な負担で利用できるようにという形で、今回につきましても介護給付の準備基金のほうも、これまで余剰金としていた部分を取り崩して介護保険料に充てていくという形で今回5,000万ほどの取り崩しを3年間で考えたところでございます。そういった部分で、3年間の調整機能という形で、利用者の負担を公平に持っていくという形で今回も保険料の設定を考えたところでございます。

○議長（三倉英規君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三倉英規君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三倉英規君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第12号 むかわ町介護保険条例の一部を改正する条例案を採決します。

お諮りします。

本件は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三倉英規君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第12号は原案のとおり可決されました。

◎議案第 13 号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（三倉英規君） 日程第18、議案第13号 介護保険法の一部改正に伴う関係条例の整理に関する条例案を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

中澤地域振興課主幹。

〔中澤十四三地域振興課主幹 登壇〕

○地域振興課主幹（中澤十四三君） 議案第13号 介護保険法の一部改正に伴う関係条例の整理に関する条例案についての提案の理由を御説明申し上げます。

議案書の37ページをお開きください。

この改正する条例案は、地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律の一部改正に伴い、むかわ町地域密着型サービスの事業人員、設備及び運営の基準に関する条例を改正する必要があることから所要の改正を行うものであります。

議案説明資料の19ページをお開きください。

第3条、現行では第3条4項の「法人とする」を改め、第3条4項改正案では「法人又は病床を有する診療所を開設している者とする」ということで、医療連携を強めております。

また、次の20ページをお開きください。

新規に加わったものとして、第6条第3項、「指定介護予防支援事業所は、指定介護予防支援の提供の開始に際し、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、利用者について、病院又は診療所に入院する必要がある場合には、担当職員の氏名及び連絡先を当該病院又は診療所に伝えるよう求めなければならない」。

21ページ下段のほうの32条、こちらも新規の改正案としまして、「担当職員は、指定介護予防サービス事業者から利用者に係る情報の提供を受けたときその他必要と認めるときは、利用者の服薬状況、口腔機能その他の利用者の心身又は生活の状況に係る情報のうち必要と認めるものを、利用者の同意を得て主治の医師若しくは歯科医師又は薬剤師に提供するものとする」。

22ページをお開きください。

同条の2項、「担当職員は、介護予防サービス計画を作成した際には、当該予防サービス計画を主治の医師等に交付しなければならない」。

以上、改正点の説明をさせていただきました。

議案書37ページにお戻りください。

改正分はただいま説明させていただいた内容でございますが、介護保険法の一部改正により関係条例における引用条項に改正が生じたこと、指定介護予防支援において医療機関との積極的な連携推進の内容が追加されたことから所要の改正を行うものでございます。

附則といたしましては、この条例は30年4月1日から施行するものであります。

以上、提案の説明を終わらせていただきます。御審議、御決定賜りますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（三倉英規君） 提案理由の説明が終わりました。

これから説明に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

○議長（三倉英規君） 大松議員。

○4番（大松紀美子君） この条例改正で、具体的にどのように具体例で変わっていくのか。

きっと利用者にとっていいことなんだろうと思うんですけども、診療所と書いていますから、むかわも穂別診療所がありますし、具体的にどんなふうになっていくのかというのを聞きします。

○議長（三倉英規君） 中澤地域振興課主幹。

○地域振興課主幹（中澤十四三君） 具体的に地域に住まわれる利用者の方がどのように改善されるのかというふうに御質問を承りました。

従来は、このむかわ町内の医療機関の中でも、個人情報の提供、それから本当に細かい口腔内容の細かいところまで提供された方、まだ十分に行き渡っていない方もいらっしゃいました。今後は、具体的な、今説明した内容を積極的に情報提供し、個人のケアプランに関して、それから療養に関してもっと積極的に情報提供することで、療養環境、介護生活状況を改善していくというふうに使っていきたいと思います。

具体的に内容としましては、サービス担当者会議、それから御本人様の相談の中で生かしていくものと承っております。

○議長（三倉英規君） 大松議員。

○4番（大松紀美子君） 要するに、医療機関が、保険者が知り得た、今言われたような内容のことを、医療機関にその人が、例えば私がかかったときに、そういう個人情報のことを医療機関に伝えてもいいですよって決めたということですか。

○議長（三倉英規君） 中澤地域振興課主幹。

○地域振興課主幹（中澤十四三君） 従来の介護保険の中では、居宅療養介護要介護1以上の介護サービスを受けている方を中心に行っていたんですけれども、これはもう地域密着型ということで、介護予防、それから要支援、それから今後介護保険を受けられる素地のある方とかは、本人、家族の同意を得ながら、積極的にそういう情報を医療機関に提供しながら具体的な支援を展開していくというふうに幅が広げられたというふうになりました。

○議長（三倉英規君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三倉英規君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三倉英規君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第13号 介護保険法の一部改正に伴う関係条例の整理に関する条例案を採決します。

お諮りします。

本件は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三倉英規君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第13号は原案のとおり可決されました。

◎議案第14号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（三倉英規君） 日程第19、議案第14号 むかわ町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例案を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

萬町民生活課長。

〔萬 純二郎町民生活課長 登壇〕

○町民生活課長（萬 純二郎君） 日程第19、議案第14号 むかわ町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例案について提案理由の説明を申し上げます。

議案書39ページ、議案第14号をお開き願います。

この改正は、高齢者医療の確保に関する法律の一部改正により、国民健康保険の住所地特例を受けて従前の市町村の被保険者である者が後期高齢者医療制度に加入した場合、当該住所地特例の適用を引き継ぐことに改正されたことから本条例の一部を改正するものであります。

説明の都合上、議案説明資料集23ページ、議案第14号資料の新旧対照表をお開き願いたいと思います。

第3条第2号の引用法令項目に住所地特例の引き継ぎを規定した高齢者の医療の確保に関する法律の第55条の2を加えるものであります。

議案書の39ページの議案第14号へお戻り願います。

附則において、平成30年4月1日から施行するものであります。

以上、提案理由の説明を申し上げました。よろしく御審議、御決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長（三倉英規君） 提案理由の説明が終わりました。

これから説明に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三倉英規君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三倉英規君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第14号 むかわ町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例案を採決します。

お諮りします。

本件は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三倉英規君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第14号は原案のとおり可決されました。

◎散会の宣告

○議長（三倉英規君） 以上で本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会したいと思います。

御苦労さまでした。

なお、あすの開会時刻は午前10時といたします。

散会 午後 4時06分

平成30年第1回むかわ町議会定例会

議 事 日 程 （第2号）

平成30年3月7日（水）午前10時開議

町長提出事件

- 第 1 議案第15号 平成29年度むかわ町一般会計補正予算（第6号）
- 第 2 議案第16号 平成29年度むかわ町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）
- 第 3 議案第17号 平成29年度むかわ町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）
- 第 4 議案第18号 平成29年度むかわ町介護保険特別会計補正予算（第3号）
- 第 5 議案第19号 平成29年度むかわ町上水道事業会計補正予算（第1号）
- 第 6 議案第20号 平成29年度むかわ町下水道事業会計補正予算（第1号）
- 第 7 議案第21号 平成29年度むかわ町病院事業会計補正予算（第1号）
- 第 8 議案第22号 平成30年度むかわ町一般会計予算
- 第 9 議案第23号 平成30年度むかわ町国民健康保険特別会計予算
- 第10 議案第24号 平成30年度むかわ町後期高齢者医療特別会計予算
- 第11 議案第25号 平成30年度むかわ町介護保険特別会計予算
- 第12 議案第26号 平成30年度むかわ町上水道事業会計予算
- 第13 議案第27号 平成30年度むかわ町下水道事業会計予算
- 第14 議案第28号 平成30年度むかわ町病院事業会計予算

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

出席議員（12名）

1番	山崎満敬議員	2番	佐藤守議員
3番	中島勲議員	4番	大松紀美子議員
5番	三上純一議員	6番	星正臣議員
8番	小坂利政議員	9番	山崎真照議員
10番	津川篤議員	11番	北村修議員

13番 野田省一議員

14番 三倉英規議員

欠席議員（1名）

12番 木下隆志議員

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	竹中喜之	副町長	渋谷昌彦
支所長	田所隆	会計管理者	藤井清和
総務企画課長	高田純市	総務企画課幹主	西幸宏
総務企画課幹主	酒巻宏臣	総務企画課幹主	大塚治樹
町民生活課長	萬純二郎	町民生活課幹主	飯田洋明
健康福祉課長	高橋道雄	健康福祉課幹主	今井喜代子
健康福祉課幹主	藤田浩樹	産業振興課長	成田忠則
産業振興課幹主	東和博	産業振興課幹主	松本洋
産業振興課幹主	今井巧	建設水道課長	山本徹
建設水道課幹主	江後秀也	建設水道課幹主	兄後敏彦
地域振興課長	石川英毅	地域振興課幹主	菅原光博
地域振興課幹主	中澤十四三	恐竜ワールド戦略室主幹	加藤英樹
恐竜ワールド戦略室主幹	田口博	地域経済課長	為田雅弘
地域経済課幹主	吉田直司	国民健康保険穂別診療所事務長	藤江伸
教育長	長谷川孝雄	生涯学習課長	齊藤春樹
生涯学習課参事	中村博	教育振興室長	金本和弘

選挙管理委員会
会事務局長

高 田 純 市

選挙管理委員会
会事務局次長

石 川 英 毅

選挙管理委員会
会事務局次長

西 幸 宏

農業委員会
事務局次長

鎌 田 晃

農業委員会
支 局 次 長

為 田 雅 弘

監 査 委 員

辻 圓 治

事務局職員出席者

事 務 局 長 八 木 敏 彦

主 査 長谷山 美 香

◎開議の宣告

○議長（三倉英規君） おはようございます。

ただいまの出席議員数は11名でございます。定足数に達しておりますので、ただいまから平成30年第1回むかわ町議会定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

開議 午前10時00分

◎議事日程の報告

○議長（三倉英規君） 本日の議事日程は、あらかじめ配付のとおりでございます。

◎議案第15号から議案第21号の一括上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（三倉英規君） 日程第1、議案第15号 平成29年度むかわ町一般会計補正予算（第6号）から日程第7、議案第21号 平成29年度むかわ町病院事業会計補正予算（第1号）までの7件を一括議題といたします。

議案第15号から議案第21号までの7件について提案理由の説明を求めます。

酒巻総務企画課主幹。

〔酒巻宏臣総務企画課主幹 登壇〕

○総務企画課主幹（酒巻宏臣君） 議案第15号 平成29年度むかわ町一般会計補正予算（第6号）から議案第21号 平成29年度むかわ町病院事業会計補正予算（第1号）まで一括して御説明申し上げます。

最初に、議案第15号 平成29年度むかわ町一般会計補正予算（第6号）について御説明申し上げます。

今回の補正予算につきましては、一部を除き事務事業の実行予算による整理が中心でございますので、主要なもののみ説明させていただきます。

議案書の41ページをお開き願います。

第1条でございますが、既定の歳入歳出予算の総額からそれぞれ1億8,450万1,000円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ82億6,167万8,000円とするものでございます。説明の都合上、別冊配付してございます平成29年度むかわ町一般会計補正予算（第6号）に関する

説明書により、御説明申し上げます。

14ページの歳出より御説明申し上げます。

1 款議会費につきましては、年度末における整理で41万3,000円の減額となっております。

次に、2 款総務費につきましては、基金の積み立てなどで一部に増額がございますが、年度末における整理で減額があるため、全体で3,438万3,000円の減額となっております。

主な増額の項目につきましては、18ページの1 項1 目財産管理費、財政調整基金の利子積み立てが実績により32万5,000円増額し、基本基金積立金で、基金利子を見込みにより2万3,000円減額するとする一方で、町有林に係る立木の売払収入額が増額しておりまして、ここからかかる経費を充当して、なお利益となる部分について420万4,000円が原資積み立てとして積み増しするものでございます。

6 目財産管理費につきましては、19ページの地域情報施設管理運営事務のうち、支所分につきましては、インターネット加入の増加により、地域特定サービス使用料12万7,000円を追加するものでございます。

20ページの公共施設長寿命化推進基金については、利子が見込みにより増額し、利子積み立てを34万1,000円追加するものでございます。

9 目の企画費につきましては、21ページの上から2 項目め、町づくり推進事業でまちづくり委員会の開催回数が増加する見込みから、委員報酬が19万円追加となりまして、差し引き26万円の減額となっております。

22ページにお進みいただき、地域振興基金積立金では、基金利子は見込みにより6万3,000円減額する一方で、猟友会苫小牧支部鵠川部会様から1万5,000円、株式会社N I P P O北海道支店様から70万円のほか、ふるさと納税に係る寄附金収入が、寄附の趣旨に基づきまして、原資として855万2,000円を積み増しするため、差し引きで917万4,000円の追加となります。その下の未来担い手基金積立金では、基金利子を見込みにより1万4,000円減額する一方で、基金の充当先の事業であります看護師修学資金貸付金において、申請者の事情により返還がございましたので、基金に185万円を積み戻しするため、差し引きで183万6,000円の追加となります。

また、その下の恐竜の卵基金につきましては、基金利子を見込みにより8,000円減額する一方で、ふるさと納税に係る寄附金収入がございまして、趣旨に基づきまして151万9,000円積み増しするため、差し引きで151万1,000円の追加としてございます。

28ページまでお進みいただきまして、3 款の民生費でございます。こちらも年度末の整理

で、全体として6,118万4,000円の減額となっております。

主な減額の内容は、まず1項社会福祉費のアイヌ関連対策事業につきまして、アイヌ住宅新築資金と貸付金の利用がございませんでした。760万円の減額。

29ページにお進みいただき、国民健康保険特別会計繰出金、直診勘定で直営診療施設に係る国の調整交付金の増額や収支の見込みから、一般会計繰出金が587万8,000円減額。

そして、30ページの下から2段目、介護保険特別会計繰出金で特別会計における保険給付費の減少に伴い一般会計からの繰出金を1,116万3,000円減額。

また、31ページの後期高齢者医療事務で市町村療養給付費負担金の確定により1,347万7,000円の減額。

33ページ、児童手当と支給事務の年度末における見込みから405万9,000円の減額などが主なものとなっております。

なお、31ページ中段の医療助成費において、未熟児養育医療給付事業で、過年度における国庫負担金の精算確定により、6万6,000円の追加となっております。

続きまして、33ページにお進みいただき、4款衛生費につきましては、全体で1,106万5,000円を減額するものでございますが、母子保健推進事業で不妊治療費助成費や不育治療費の助成など合わせて360万円、健康診査事業で392万円、34ページの予防接種事業302万円の減額が主なものとなっておりますが、いずれも年度末における実績見込みによるものでございます。

続きまして、34ページの下段、5款農林水産業費でございます。年度末における整理で減額が生じる一方で、国の補正予算に係る事業や北海道からの追加割り当てを受けて行う事業によるもので、全体で3,072万9,000円の増額となっております。

増額の1つ目につきましては、37ページ、農業基盤整備事業でございますが、既定の予算のうち圃場整備事業の定額分から一部を農業排水や農道の整備を行う定率分に変更を行うとともに、国の補正予算として5,200万円の事業費を加えて5,665万8,000円の増額とし、林業費の鳥獣対策事業では、整理予算で減額が生じる一方、鳥獣被害防止緊急捕獲活動支援事業補助金266万円が増額となり、差し引きで12万7,000円の増額となっております。

なお、農業基盤整備事業の補正につきましては、既定予算の一部を含め、平成30年度に繰り越して施工するもので、施工箇所につきましては、別冊配付の議案説明資料24ページに地図を添付しておりますので、後ほどお目通しいただければと存じます。

6款商工費につきましては、40ページまでお進みいただきまして、下段の起業力耕上促進

事業で補助金の要望件数の増加により80万9,000円を追加しておりますが、その上の商工振興対策事業で中小企業振興融資貸付金が執行に至らなかったことや、42ページの移住定住促進事業のは一とふる事業、地域おこし協力隊活動支援事務の執行見込みによる減が主なもので、その他は整理予算による減額で、全体として6,603万7,000円の減額としております。

43ページ、7款土木費でございますが、除雪対策事業でこの間の気象状況から除雪費がかさんでおり、1,300万円追加しておりますが、工事関係の入札などによる執行残のほか、その他の執行見込みによる整理予算から減額としており、土木費全体で272万円の増額としております。

46ページにお進みいただき、8款消防費につきましては、胆振東部消防組合負担金の確定により929万9,000円を減額するほか、2目災害対策費は、入札の落札減や年度末における整理により706万3,000円の減額とするものでございます。

47ページの9款教育費でございます。

基金の積み増しや学校運営費などの一部で増額がございましたが、事業整理により全体としては2,409万3,000円の減額となっております。

増額の項目につきましては、ふるさと納税に係る寄附金の積み立てと利子の見込みにより、47ページの教育施設整備基金積立金で378万5,000円、48ページの鈴木章記念事業推進基金で396万円が追加となり、48ページから49ページの小学校運営事務では、年度末の整理で減額がある一方で、鶴川中央小学校の工事が完了により、全施設の利用が今年度から開始され、見込みより燃料費及び光熱水費がかさんでいることから、724万5,000円が追加となり、差し引きで446万8,000円増額し、50ページまでお進みいただきまして、4項の社会教育費では、ふるさと納税に係る寄附金の積み立てと利子の見込みで、差し引き367万8,000円増額となっております。

56ページにお進みいただきまして、10款公債費でございます。

前年度同意債の借り入れを含め償還額及び償還利子が確定したこと、利率見直しに伴う変更などにより元金では91万9,000円を増額し、利子は789万5,000円減額するものでございます。

次に、57ページにお進みいただき、11款諸支出金でございます。

1項1目公営企業支出金につきましては、厚生連の決算を受けて前会計年度の損失額が確定しましたことから、損失交付金として病院事業会計補助金6,138万円を追加する一方で、上水道事業及び下水道事業補助金については、それぞれ会計の決算見込みから減額となるな

ど、差し引きで4,466万円を増額するものでございます。

次に、12款給与費でございます。

給与費につきましては、年度末における整理により4,209万7,000円の減額となっております。減額の大きなものにつきましては、一般職給で前年度末の退職者に係る経費など2,034万円、58ページでは育児休業休暇取得者の増や負担率の確定などに北海道市町村職員共済組合負担金が970万円、道市町村職員退職手当組合負担金が650万円それぞれ減額となっております。

以上で、歳出の説明を終わらせていただきます。

説明書の3ページにお戻りいただき、歳入の説明を申し上げます。

1款町税の5,892万3,000円の追加につきましては、課税及び収納見込み額の増加により追加するものでございます。主な点につきましては、個人町民税現年分につきましては農業所得が見込みを上回ったことや、年金等の所得割が増加したこと、固定資産税で太陽光発電施設等の整備により増額となるものでございます。

10款地方交付税は8,500万円の追加でございます。普通交付税分につきましては、既に決定しているところでございまして、特別交付税分につきましては、3月交付分が未確定でございますので、過去の交付実績に照らして見込んだ額を含めて今回追加補正するものでございます。

なお、普通交付税の確定額は39億7,561万5,000円、特別交付税は見込みで4億938万5,000円としております。

4ページの12款分担金及び負担金につきましては、農業基盤整備事業の農地耕作条件に係る分担金について、定額分から定率分への事業調整を行ったことにより6,483万円の減額としたほか、年度末における実績見込みにより全体として7,445万4,000円の減額となっております。

下に移りまして、13款使用料及び手数料の326万4,000円の減額につきましては、それぞれの事業の実績見込みによる整理で、全体として1,022万4,000円の減額となっております。

15款道支出金につきましては、7ページの2項3目農林水産業費道補助金の農地耕作条件整備事業交付金で、国の補正予算に係る追加配分により4,151万9,000円と大きく増額となり、8ページ上段の農村環境保全対策事業補助金につきましては、エゾシカの捕獲対策として追加割り当てがあり、266万円の増額となったほか、事業の実績見込みなどにより、整理での増額を含め、全体で3,207万3,000円の増額としております。

16款財産収入につきましては、基金利子の増額や立木の売払収入の増加により453万7,000円の追加となっております。

10ページ、17款寄附金につきましては、猟友会苫小牧支部鶴川部会様から1万5,000円、株式会社NIPPON北海道支店様からの70万円のほか、ふるさと納税寄附金について、見込みを含めまして890万7,000円増額し、歳出で御説明申し上げたとおり、寄附者の意向に沿ってふるさと納税の返礼などの経費を控除した上で地域振興基金、恐竜の卵基金、教育施設整備基金、鈴木章記念事業推進基金、生涯学習推進基金へ振り分け、それぞれ積立額を計上してございます。

18款繰入金の各基金繰入金につきましては、決算見込みから財源が確保できたため、財政調整基金のうち1億円、バス運行事業基金繰入金、四季の館営繕基金、恐竜の卵基金、義務教育施設整備基金の繰り入れは取りやめ、そのほかの特定目的基金はそれぞれの充当事業の確定、または決算見込みにより整理しているものでございます。

11ページ、19款繰越金につきましては、決算額に合わせ前年度繰越金を追加するものでございます。

20款諸収入につきましては、看護師修学資金貸付金収入で、利用者の事情による貸付金の返還がございまして185万円を増額となっておりますが、中小企業振興融資資金貸付の預託実行の減少で元金6,000万円が減額したほか、対象事業の確定、最終見込みにより全体で5,847万6,000円の減額となっております。

12ページ、21款町債につきましては、普通交付税の算定結果に応じ発行可能額が決定する臨時財政対策債は3,763万2,000円の減としており、その他の建設事業債については、事業の確定による増減で、全体として5,923万2,000円の減額としております。

以上で、歳入の説明を終わらせていただきまして、議案書の48ページをお開き願います。

48ページは第2表繰越明許費補正についてでございます。

こちらは地方自治法第213条第1項の規定により、翌年度に繰り越して事業を行う必要から繰越明許費を定めるものでございますが、5款1項農業費で農地耕作条件整備事業の事業内容の調整により、農業基盤整備事業で1億7,335万円を繰り越して実施する必要があることから繰越明許を追加設定し、一方で農地整備事業分については3億32万9,000円から8,249万6,000円に設定額を減額するものでございます。

また、9款教育費の放課後子どもセンター整備事業につきましては、事業の実施状況から繰越設定額を2,800万から1,080万に減額するものでございます。

次に、議案書49ページの第3表地方債の補正でございますが、先ほど歳入の町債で御説明申し上げた町債の変更でございますので、説明は省略させていただきます。

以上で、議案第15号の説明を終わらせていただきます。

続きまして、議案第16号 平成29年度むかわ町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）の説明に移らせていただきます。

議案書の51ページをお開きください。

本補正予算につきましては、国民健康保険特別会計の保険事業勘定補正予算（第2号）及び直診勘定補正予算（第2号）でございます。第1条では、既定の保険事業勘定歳入歳出予算の総額からそれぞれ7,110万3,000円を減額し、保険事業勘定歳入歳出予算の総額をそれぞれ15億9,678万2,000円とするものです。

また、第2条といたしまして、既定の直診勘定歳入歳出予算の総額からそれぞれ2,913万7,000円を減額し、直診勘定歳入歳出予算の総額をそれぞれ4億8,051万円とするものでございます。

説明の都合上、先に保険事業勘定補正予算につきまして別冊配付してございます平成29年度むかわ町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）に関する説明書、保険事業勘定補正予算（第2号）で御説明いたします。

5ページの歳出から御説明申し上げます。

1款総務費の302万8,000円の減額につきましては、都道府県共同事業化に向けた業務システムの改修経費の実績見込みによる減額でございます。

2款保険給付費6,500万円の減額につきましては、今年度の医療費が減少傾向にある状況から見込み額を減額調整したものでございます。

6ページの3款後期高齢者支援金から8ページの9款基金積立金までは、それぞれ年度末における給付額や拠出額の確定と基金の利子の実績見込みによる減額となっております。

10款諸支出金1項5目償還金につきましては、過年度の療養給付費負担金など国道負担金の償還金1,645万4,000円と特定健診に係る国及び道負担金がそれぞれ2万6,000円、合わせて1,650万6,000円を追加するものでございます。

また、2項繰出金では、直営診療施設に係る国からの調整交付金が増額となりましたことから、直診勘定への繰出金1,385万2,000円を追加するものでございます。

次に、歳入の説明に移らせていただきまして、2ページをお開き願います。

1款国民健康保険税の1,947万8,000円の減額につきましては、当初見込みから被保険者数

が減少していることによるものでございます。

3 款国庫支出金につきましては、保険給付費の減少により、療養給付費負担金と高額医療費共同事業負担金合わせて2,400万円減額し、2 ページから3 ページにかけての国庫補助金は、歳出の他会計繰出金でも触れさせていただきましたが、僻地直営診療所に係る運営費補助金や医療機器更新に係る特別調整交付金が1,347万5,000円の追加となっております。

4 款の療養給付費交付金では、交付額の確定により600万円の減額となり、4 ページの8 款財産収入のうち保険給付費支払準備基金利子につきましては、実績見込みにより減額でございます。

9 款の繰入金のうち、2 目基金繰入金では保険給付費の減額に合わせて基金の繰り入れを800万円減額するものです。

10 款繰越金は、前年度繰越金2,346万9,000円を追加するものでございます。

次に、直診勘定の説明に移らせていただきます。

説明の都合上、こちらにも別に配付してございます、平成29年度むかわ町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）に関する説明書（直診勘定補正予算第2号）により御説明申し上げます。

4 ページをお開きください。

歳出から説明させていただきます。

1 款総務費の1,690万2,000円の減額につきましては、最終見込み額による減でございます。

7 ページの2 款医業費の1,223万5,000円の減額につきまして、主なものといたしまして、ほかの医療機関に特殊な検査を委託しなければならない受診者の方が減少したことによる特殊検査委託料691万8,000円のほか、看護師等に係る人材派遣委託料194万5,000円などが減額となっております。

次に、歳入の説明に移らせていただきまして、2 ページにお戻り願います。

1 款診療収入のうち3,600万1,000円の減額、2 款診療外収入の111万の減額につきましては、それぞれ収入額の最終見込み額による補正でございます。

3 ページにお進みいただき、3 款繰入金につきましては、直営診療施設に係る国からの調整交付金が増額となりまして、国庫事業勘定からの繰り入れが1,385万2,000円増額し、収支見込みから一般会計への繰り入れが587万8,000円減額となりまして、差し引きで797万4,000円の増額となります。

以上で、議案第16号の説明を終わらせていただきます。

続きまして、議案書の55ページをお開き願います。

議案第17号 平成29年度むかわ町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）でございます。

第1条でございますが、既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ50万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ1億3,160万7,000円とするものです。

こちらにも別冊配付しております、平成29年度むかわ町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）に関する説明書により御説明申し上げます。

3ページの歳出をお開き願います。

2款分担金及び負担金の44万4,000円の追加につきましては、広域連合への保険料負担金と事務費負担金の最終見込みによるものでございます。

3款諸支出金の後期高齢者医療保険料還付金につきましては、この間、過年度に係る保険料の還付が増加しており、所要の額として6万円を追加するもので、財源は広域連合からの還付金でございます。

次に、歳入でございますが、2ページにお戻りいただきまして、1款後期高齢者医療保険料の103万1,000円の増額につきましては、保険料の収入見込み額により補正するものでございまして、2款繰入金につきましては、歳出事業の最終見込みによる保険基盤安定繰り入れ及び事務費繰り入れに合わせて66万8,000円を減額するものでございます。

3款繰越金は、前年度繰越金8万1,000円の追加で、4款還付金につきましては、歳出で御説明申し上げた過年度の保険料還付に係る広域連合からの還付金でございます。

以上で、議案第17号の説明を終わらせていただきます。

続きまして、議案書57ページをお開き願います。

議案第18号 平成29年度むかわ町介護保険特別会計補正予算（第3号）でございます。

第1条でございますが、既定の歳入歳出予算の総額からそれぞれ5,160万6,000円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ8億8,080万円とするものでございます。

こちらにも別冊配付しております、むかわ町介護保険特別会計補正予算（第3号）に関する説明書により御説明申し上げます。

5ページの歳出をお開き願います。

1款総務費につきましては、1項総務管理費で最終見込みから18万2,000円を不用額として減額し、2項介護認定調査費では、認定審査に係る意見書作成経費が減額となるなど93万8,000円の減額としております。

2 款保険給付費から 4 款地域支援事業費までの歳出につきましては、それぞれ事業の利用実績を踏まえた最終所要額への補正でございます。

9 ページの 5 款基金積立金につきましては、整理予算により調整した財源余剰と利子の見込み額を積み立てするものでございます。

次に、歳入の説明に移らせていただきまして、2 ページをお開き願います。

1 款介護保険料の510万2,000円につきましては、保険料の収入見込み額により増額するものでございます。

3 款国庫支出金から 3 ページの 5 款道支出金までは、介護給付費及び事業費の負担割合などに基きまして、収入見込み額の調整を図ったものでございます。

6 款財産収入 5 万6,000円の増額は、基金利子の見込みによる増でございます。

7 款 1 項 1 目の一般会計繰入金につきましては、介護給付費や事務費の所要額の最終的な見込みから繰り出し基準に応じた額を整理したものでございます。

4 ページの 2 項 1 目介護給付費準備基金繰入金の1,903万2,000円の減額につきましては、事業の最終見込み額により整理したものでございます。

8 款繰越金の938万4,000円は、前年度繰越金でございます。

以上で、議案第18号の説明を終わらせていただきます。

続きまして、議案書の61ページをお開き願います。

議案第19号 平成29年度むかわ町上水道事業会計補正予算（第 1 号）でございます。

第 2 条は、平成29年度むかわ町上水道事業会計の収益的収入と収益的支出からそれぞれ 606万円を減額するものでございます。

また、第 3 条では資本的支出について、水道事業で662万4,000円、簡易水道事業で308万円を減額し、資本的収入では簡易水道事業で企業債を180万円減額するとともに、内部留保資金の収支調整額の変更を行うものでございます。

こちらを別冊配付してございます平成29年度むかわ町上水道事業補正予算（第 1 号）に関する説明書により御説明申し上げます。

2 ページの水道事業収益的支出から御説明させていただきます。

収益的支出は、1 款水道事業費用、2 款簡易水道事業費用ともに年度末における整理で不用となる額を減額するものでございまして、これに伴いまして 1 ページの収益的収入で一般会計からの補助金を水道事業で438万3,000円、簡易水道事業で167万7,000円減額するものでございます。

続きまして、3ページにお進みいただき、中段の水道事業資本的支出につきましては、町道改良工事の進捗状況に歩調を合わせた対応を行っており、事業量の確定により662万4,000円を減額し、下段の簡易水道事業資本的支出につきましては、和泉配水管更新工事に係る事業内容の精査で180万円と、穂別地区6次拡張に係る落札減により128万円、合わせて308万円を減額するものでございます。

これに対する資本的収入でございますが、3ページ上段をごらんいただき、簡易水道事業和泉地区配水管更新工事の減額に合わせて、企業債で180万円を減額するものでございます。

議案書にお戻りいただきまして、62ページの第4条につきましては、企業債の限度額の補正、第5条は補助金の額の補正となっております、先ほど説明書で御説明した内容となっております。

以上で、議案第19号の説明を終わらせていただきます。

続きまして、議案書の63ページ、議案第20号 平成29年度むかわ町下水道事業会計補正予算（第1号）でございます。

第2条でございますが、公共下水道の既定の収益的収支からそれぞれ903万1,000円を減額し、公共下水道事業収益的収支の総額を2億4,009万9,000円とし、農業集落排水事業の既定の収益的収支からそれぞれ160万円を減額し、農業集落排水事業の収益的収支の総額を1億4,155万6,000円とするものでございます。

第3条でございますが、公共下水道事業資本的収入から290万円減額し、資本的収入の総額を1億430万円とし、公共下水道資本的支出から291万1,000円を減額し、資本的支出の総額を1億7,023万1,000円とするものでございます。

収入減額の内容といたしましては、第1項企業債を290万円減額し、収支の差につきましては内部留保資金を調整し、収支バランスを図るものでございます。

こちらも別冊配付してございます、平成29年度むかわ町下水道事業会計補正予算（第1号）に関する説明書をごらん願います。

2ページをお開きいただき、収益的支出でございますが、1款の公共下水道事業費用、2款の農業集落排水事業費用ともに決算見込みにより整理予算で減額としており、これらに係る財源として1ページの収益的収入で一般会計からの補助金を減額するものでございます。

続きまして、3ページの資本的支出につきましては、公共下水道処理施設長寿命化工事に係る工事委託料につきまして、委託先の日本下水道事業団において工法等を見直したため、既定の3,911万1,000円から機器更新に係る291万1,000円を減額し、補正額を3,620万円とす

るものでございます。かかる財源として、下水道事業債につきましても290万円減額するものでございますが、これに伴いまして、補正後の3,620万円につきましては、次年度に繰り越して施工するものでございます。

議案書にお戻りいただきまして、64ページの第4条でございます。

第4条につきましては、企業債の限度額の補正、第5条は補助金の額の補正となっております。先ほど説明書で申し上げた内容となっております。

以上で、議案第20号の説明を終わらせていただきます。

続きまして、議案書65ページの議案第21号 平成29年度むかわ町病院事業会計補正予算（第1号）でございます。

第2条でございますが、平成29年度むかわ町病院事業会計の収益的収入と収益的支出にそれぞれ6,099万7,000円を増額するものでございます。

こちらにも別冊配付しております平成29年度むかわ町病院事業会計補正予算（第1号）に関する説明書により御説明申し上げます。

説明書の2ページ、収益的支出から説明させていただきます。

1 款病院事業費用 1 項医業費用の6,122万8,000円を増額につきましては、主なものとしまして、平成28年度の損失額を補填するため交付金6,141万6,000円追加になるものでございまして、その他につきましては、それぞれの所要額の確定によります整理予算でございます。

また、2 項医業外費用につきましても、所要額の確定による整理予算でございます。

これに対する収益的収入でございます。

1 ページにお戻りいただきまして、1 款病院事業収益の 1 項医業収益の37万8,000円の減額につきましては、収入の最終見込みによる整理でございます。

2 項医業外収益の増額につきましては、一般会計からの補助金を6,138万円増額するとともに、収入の最終見込みにより整理するものでございます。

以上で、議案第15号から第21号まで一括して説明させていただきました。よろしく御審議、御決定いただきますようお願い申し上げます。

○議長（三倉英規君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑の順番は議案番号順といたします。

各会計とも質疑をされるときは、ページ数及び款、項、目、節または事業番号を指示の上、

質疑願います。

議案第15号 平成29年度むかわ町一般会計補正予算（第6号）に関する説明書、別冊事項別明細書の3、歳出の14ページから28ページまでの1款議会費、2款総務費について質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三倉英規君） 質疑なしと認めます。

次に、28ページから34ページまでの3款民生費及び4款衛生費までについて質疑ありませんか。

4番、大松議員。

○4番（大松紀美子君） 28ページから、まで。

〔「28ページから34ページまで」と言う人あり〕

○4番（大松紀美子君） ですよ。

30ページの740の在宅生活支援事業の中の軽度生活支援サービス委託料が減額になっているんですけれども、これは除草だとか煙突掃除だとか、軽微な修繕などということのサービスなんですけれども、今年度でどれぐらいの方が利用されているのか伺います。

○議長（三倉英規君） 今井健康福祉課主幹。

○健康福祉課主幹（今井喜代子君） 今の質問にお答えいたします。

軽度生活支援サービス事業につきましては、平成29年度の利用者はいないという状況です。軽度生活支援のこの予算の中には、除雪サービスのほうも含まれておりまして、そちらのほうの利用者はおりますが、今はまだちょっと利用段階にありますので、最終的な人数のほうは、今段階ではまだ報告できる状況にはありません。

○議長（三倉英規君） 4番議員。

○4番（大松紀美子君） 除雪も入っているということでお伺いしたいんですけれども、きのうの一般質問の中でもありましたけれども、今期の積雪というのは大変高齢者を苦しめておりまして、幾つか相談があったんですが、自宅の前の道路を除雪車が通って来てくれるのはいいんですけども、結局自分で、家の自分が通る道路までのところを除雪していただくサービスもありますよね、この除雪サービスはそうですよね。ところが、していただいた後に雪が、除雪車が来て入り口を塞いだ場合に、その除雪は除雪サービスの対象にならないと。

その場合は、例えば人材派遣なりのところに頼まなければいけない。それで、頼むとしたらシルバー人材センターは1時間だと1,100円ちょっとかかるし、それも平日、それ以外だ

と1時間千六百幾らかかるということなんです。そうすると、1時間単位でしかお願いできないのかどうか、その辺わからないんですけども、そういうときに除雪サービスを受けている、1回100円で受けていても、どんと積まれると、それを除雪するためには自分でお金を払わなければならないというふうなことですよね。

その場合に、ちょっと穂別地区のことを聞いたんですけども、今実態として穂別地区はどんなふうになっているか、鵜川地区はそれに対してどういうふうな対応をしてきたのかということについて伺います。

○議長（三倉英規君） 中澤地域振興課主幹。

○地域振興課主幹（中澤十四三君） 高齢者の各家庭における自宅前の道路の除排雪のあり方についての質問かと思いました。

現行の除雪サービスは、やはり自宅前の御本人が使う道を除雪するということで、非常に広範囲にはしておりません。生活範囲の道路ということで、家屋が広い場合においても、車が1台通れる程度、1台半、2台程度通れる程度ということで、生活に即した範囲の除雪をシルバー人材センターのほうにお願いしております。

その中で、一般的な除雪車が通ったときの雪の塊というのをどういうふうに対応しているかといいますと、今回頻回に雪が降っております。ですから、毎日降っている場合は、次の日には、また大きな塊はよけていただけるというようなことで、大きな問題にはなっていません。

また、実は大きな雪の塊、持てない方については隣近所の支え合い、それから、シルバー人材センターにつきましては、15分単位の仕事を請け負っていただけるということも聞いておりまして、1時間単位ではなく15分ですと300円弱のお値段でやっていただけるということなので、そういうところでは、ちょっと雪が多くなった時点でみずから頼んでいただくという方法をとっていただくようにしております。

ただ、今回、困ったなという相談は、私どもには届いていない状況です。

○議長（三倉英規君） ほかに質疑ありますか。

大松議員。

○4番（大松紀美子君） 穂別地区では15分単位でお願いしているということなんです、私は鵜川地区でもぜひやっていただきたいと思いますし、その除雪サービス自体が自分の家から道路までの間、歩けるか、車が入るかぐらいはすると。でも、塊が来たときにその対象にならないというのは、ひどく不親切なサービスだなというふうに私は思うんですよね。結局

お金を、それをよけられないから、御近所の手助けも得られなかったら、自分でお金を出して頼まなければならないと。

今回も担当のほうに聞いてみました。窓口のほうで、そういう要望がきたので、困った相談が来たので聞いてみましたら、やっぱり歩くところはやるけれども、除雪して入り口を塞いだ雪は対象にならないという、そういうことを言われました。でも、それは非常に不親切なことだと思いました。

それと、例えばデイサービスを利用している方なんかが、例えば奥にいて、道路までは着いたけれども迎えに来てもらったときにそこに入れないということだって実際に起きますよね、普通に考えて。だから除雪サービス自体の内容、これをやっぱり新年度に向けて、もうちょっと内容を検討して、本当にサービス事業として使っていただけるように私はすべきだというふうに考えているんですが、いかがですか。

○議長（三倉英規君） 渋谷副町長。

○副町長（渋谷昌彦君） ことは特別といいますか、非常に雪、そして寒気がひどかったもので、いろいろな御苦労はされているのかなというふうに思っております。

間口除雪、いろいろ課題はあるんですけれども、全ての間口除雪について対応ということは困難ということで申し上げてきておりますけれども、今言われた支援サービスを受けているところ、こういったところに限っては、今回のことも踏まえて、今後に向けても少し考えていく必要があるだろうというふうに思っていますので、今後、担当とも相談しながら解決に向けてといいますか、検討してまいりたいというふうには考えておりますので御理解をいただきたいと思います。

○議長（三倉英規君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三倉英規君） 質疑なしと認めます。

次に、34ページから46ページまでの5款農林水産業費、6款商工費及び7款土木費までについて質疑ありませんか。

大松議員。

○4番（大松紀美子君） 40ページの1486の起業力耕上促進事業が追加になっているんですが、具体的な例を教えてください。

○議長（三倉英規君） 松本産業振興課主幹。

○産業振興課主幹（松本 洋君） それでは、ただいまの質問にお答えをしたいと思います。

起業力耕上促進事業につきましては、当初予算で新規申請につきまして5件分を見ているところでございます。プラス、複数年にまたがる事業の分についても見ておりますが、その新規事業分が5件予定していたところが1件追加になりまして、6件追加になっております。そのための増額となっております。

○議長（三倉英規君） ほかに質疑ありませんか。

佐藤議員。

○2番（佐藤 守君） 同じく40ページの1480の00商工業振興対策事業、ここに6,000万の減額補正が載っているんですが、たしかここ数年来、同じような数字が載っているというふうに、ちょっと記憶しているんですが、何か借りにくい何かがあるのか、その辺どのように捉えているのか。ここ数年、確か同じ数字でもって減額されていると思うんです。その辺ちょっと考え方を伺いしたいと思います。

○議長（三倉英規君） 松本産業振興課主幹。

○産業振興課主幹（松本 洋君） それでは、ただいまの質問にお答えをしたいと思います。

中小企業振興貸付金につきましては、もともと年度当初につきましては総額で4,000万、予算につきましては1億とっておりますが、4,000万ということで、苫小牧信用金庫のほうに3,300万、そして、北央信組さんに700万の預託をして、その中で融資をしていただくということになっております。

6,000万につきましては、あくまでも予備的な追加預託のための予算として計上しているものでありまして、制度創設以来、特にその4,000万以上の追加預託をしたということはありません。

以上です。

○議長（三倉英規君） 佐藤議員。

○2番（佐藤 守君） 今、予備的という答弁ですけれども、そういう考え方でしたらよろしいんですけれども、借り入れで事業拡大をしようと思っても、体力そのものがなくて、こういった事業を借り入れられないという状況にあるのかなという、その辺の認識が私あったものですから、その辺に関しては、それじゃ、そういった捉え方はしていないという理解でよろしいのでしょうか。

○議長（三倉英規君） 成田産業振興課長。

○産業振興課長（成田忠則君） ただいまの質問にお答えしたいと思います。

この中小企業振興融資については、やはり今、議員御指摘のとおり、高齢化を各商店が迎

えていて、なかなかその融資というものに、そこら辺の融資事業ということで、新たに新規というか、そういった事業に伸びていかないという状況があるというふうに聞いております。

この辺の融資の制度についても、商工会ともちょっと会話してございますけれども、これが使い勝手が悪いということであれば、現行の例えば制度融資の中で、そういったものが使いやすいということであれば、そういったものの融資制度にシフトしていくということも考えられるかなというふうに思っておりますので、実態もよくよく踏まえながら、この融資の中身についても、今後調査をさせていただくということでございますので、御理解をいただきたいというふうに思います。

○議長（三倉英規君） 佐藤議員。

○2番（佐藤 守君） いろいろ話を聞きますと、こういった借り入れ制度、それぞれたくさん制度があるようなんです。そうすると、選択肢として一番借りやすい、そういうところに手をかけるというのが、これ当然だと思うので、今答弁があったとおり、そういった状況も認識しているようですので、こういった方法論とかそういったものを考えながら今後お願いをしたいと思います。

○議長（三倉英規君） ほかに質疑ありませんか。

野田議員。

○13番（野田省一君） 42ページの1590の00番移住定住促進事業300万の減額ということですけれども、これの実態として移住定住につながらなかったのか、どうしてこういう減額されているのか。

それと、その下の1595の00もそうですけれども、地域おこし協力隊員の活動支援事務、これちょっと減額された理由、もう少し詳しく教えてください。

○議長（三倉英規君） 江後建設水道課主幹。

○建設水道課主幹（江後秀也君） 私のほうから1590移住定住促進事業の減額補正について御説明申し上げたいと思います。

この事業は、今むかわ町で行っています、は一とふる・ほ一む事業でございまして、住宅の新築及び中古住宅の取得、またリフォームで、民間賃貸住宅の改修に伴う助成事業の内容でございまして。

今年度、事業を開始しまして、年度末を迎えまして、実績見込みの中で、この戸数の中で残額が生じた額を減額補正しているという形の実績見込みでの減額でございまして。

○議長（三倉英規君） 為田地域経済課長。

○地域経済課長（為田雅弘君） 私のほうから地域おこし協力隊の活動支援事務の減額について御説明させていただきます。

主なものは委員等の報酬、地域おこし協力隊の報酬なんですが、採用が6月中旬以降が1名、7月からの採用が1名ということで、その部分の月額報酬が減額となったのが主なものでございます。それに伴いまして住宅料の借り上げ料等の減額が主な要因となっております。

以上です。

○議長（三倉英規君） どうぞ。

○建設水道課主幹（江後秀也君） 今現在のは一とふる・ほ一む事業の実績を申し上げたいと思います。

まず、新築助成につきましては、新築19件の実績がございます。中古住宅取得につきましては、7件の実績がございます。は一とふる・りふお〜む事業につきましては、今年度10件の申し込みの実績がございます。民間賃貸住宅の改修にかかわります賃貸の助成につきましては、15件の実績がございますので申し上げます。

○議長（三倉英規君） ほかに質疑ありませんか。

小坂議員。

○8番（小坂利政君） 今の質問の関連で、ちょっとお伺いをさせていただきたいと思うんですが、この定住促進事業、今説明の中で、中身はわかったんですけども、じゃ、この精神は一体何なんだというところをお伺いさせていただきたいんですが、定住促進、いわゆる交流人口も含めて本町に定住を促進すると、基本的な中身はそこにあると思うんです。

じゃ、一体そういう事業展開どうしていけば、いわゆるその定住が進んでいくのかとか、むかわ町に住みたい人がふえてくるのかというところの精神をちょっとお伺いをさせていただきたいと思うのと、もう一つ、この地域おこし協力隊の活動、これは全道、日本全国でもこういう推進というかやっていると思うんですが、地域おこし協力隊が、我々が見ていると、いわゆる行政のお手伝いというか、行政のお手伝いの範囲にしか見えないような気がするんです。もう一つ越えて、やっぱりむかわ町の地域おこしを夢見てこの人たちは来ていると思うんですよ。この人たちの精神をどのように展開させてやるのが、あるいはこの人たちが、この事業が終わった時点で本町に定住したいというところの手当てというのかな、そういったことというのは、この中に生きているのかどうなのか。

ほかの地区、近隣町を見ても、地域協力隊の仕事もしますよと、しかし自分の持っている

仕事もするよと、イコール定住促進につながるよというタイプの展開もあるように聞いておりますので、この辺の中身というのは、本町はどのような取り扱いをしているのかお伺いをさせていただきたい。

○議長（三倉英規君） 山本建設水道課長。

○建設水道課長（山本 徹君） ただいまの御質問にお答えします。

このは一とふる事業の部分の移住定住の部分の考えというか、そういう目的という質問がありますが、は一とふる事業の柱として、ほ一む、そしてりふお〜む、そしてちんたいという3つの柱でやっております。その中で、は一とふる・ほ一むにつきましては、新築戸建、そしてこれは28年から始めているんですけども、今年度、29年度からは中古住宅の取得の部分についても補助を加えております。その中で町外から、そして町内の定住促進という部分で子育て支援、そして土地取得の助成等によりまして、町外からの移住促進と町内の方の定住促進と、そういう部分の中で取り組んでいるところであります。

○議長（三倉英規君） よろしいですか。

為田地域経済課長。

○地域経済課長（為田雅弘君） 私のほうから、地域おこし協力隊についてお答えしたいと思います。

地域おこし協力隊につきましては、現在2期目といたしますか、当初2名の者を採用しております、3年経過して、その後新たに2名、今年度含めて2名を採用して、活動させていただいております。

最初の2名の方につきましては、1名はその後スキルアップを目指して、岐阜のほうの木工のほうの専門のほうに進んで、現在行っているところでございます。もう1人の方につきましては、その後、町内のほうに定住をしていただいて、現在活動しているところでございまして、2期目の2名につきましても、現在地域おこしの活動をしておりますけれども、決して行政の下請けというようなことではございませんで、1名の方については木育、または木工のほう、もう1名につきましては通常の事務で、これからどのようにこの穂別の地域で定住していけるかということを、現在模索して活動をしておりますので、御理解いただきたいと思います。

○議長（三倉英規君） 小坂議員。

○8番（小坂利政君） 本当にそういうことは、僕は地道ではあるけれども定住につながっていく大きな手だてだと思うんです。住宅を直したり、あるいは改修したりということも、こ

れも必要なんですけれども、やっぱり興味を持って来てもらう、そういう人たちが、未来もともにむかわで住んで仕事をしたいという、特に若い人が今希望して、地域おこし協力隊という形で来ているわけですから、これはやっぱりこの精神を大事にしてやって、できれば企業を起こすくらいの、そういう形を含めて手当てをしてやる方法が私は必要ではないか。

ほかの町村では、随分そういうことが盛んに行われているようでありますので、できればそういうところもこれからどんどんやってもらうことが、やっぱり「地侍に旅坊主」という言葉があるんです。地侍というのは、地元で威張っているけれども、なかなか戻しがたい。旅坊主というのは、旅でぐるぐる歩いていて、金はないけれども知恵があると、そういったこともありますので、できればその旅坊主をできるだけ集めることによって、一つの違った意味での活性化が生まれると思いますので、その辺についてお考えあれば、お伺いをさせていただきます。

○議長（三倉英規君） 田所支所長。

○支所長（田所 隆君） 現在、地域おこし協力隊員の多くが穂別支所に配置されているというところもあります。それで、私のほうからちょっとお答えはしたいんですけれども、29年度から地域おこし協力隊員の身分が、常勤の嘱託職員という形から非常勤の特別職、いわゆる自由に時間設定をして、自分なりに勤務時間を設定して、そして自由に自分のやりたいことをやれる、そのような勤務体系に変えております。

そういう意味で、この町でどのような、今後将来設計をつくっていくかといった部分では、以前よりは今年度からのその制度の仕組みが変わりましたので、地域おこし協力隊員自身も、その自由裁量がふえたという部分で考える時間、あるいは考える行動もふえたというふうに思っております。自主自立の発想で、将来ここで根づいていただきたいというような思いも含めて我々も考えておりますので、御理解いただきたいと思います。

○議長（三倉英規君） ほかに質疑ありませんか。

北村議員。

○11番（北村 修君） 2つほどお伺いします。

1つは、43ページの道路維持費にかかわって除雪対策、除雪の追加なんです、これが当初どのぐらいの見込みであったのか。12月、1月と余りなかったと、使うこともなかったという話もありましたけれども、 の予算を見ていて、どのぐらいの実績があって、2月にどのぐらいの費用が重なって補正になったのか、その辺の中身がある程度わかれば教えていただきたいというのが一つ。

それからもう一つ、ことしの場合には全国各地で大雪があつて、この日胆管内でも、日高管内では農業ハウスが大変破壊されたりして大きな問題になっているんだけど、そういう点で、そういう災害対策もありますけれども、この大雪という点では、これまで交付税に関連して特例措置というのがありました。ことしは、そういうことがかなり全道的にありますから、そういう措置での特別交付税という形のものにかかわっていくんじゃないかと思っているんですけども、その辺のところをうちの町として、そういうことを探ったり、要望したりという、そういう経過をやっているのかどうかということを、まず1点お伺いしたい。

それから、戻って農業振興費になりますけれども、ことし政府は、国は、国民から、国民の皆さん理解もしていないんだけど、T P Pイレブンだとか、あるいはE P Aだとか、またはアメリカとF T Aをやりたいとか、そういうことをもって相当農業に対するばらまき予算という形で、17年度補正で相当のメニューを出して、補助事業を出しました。

私が知っている限りでは、我が町として使えるものはなかったというふうに農業関係団体はなっているんですけども、行政側として、それらのメニューに対してどのような検討をし、また対応されようとしたのか、その経過があれば教えていただきたい。

以上2点です。

○議長（三倉英規君） 江後建設水道課主幹。

○建設水道課主幹（江後秀也君） 私のほうから除雪費の補正の積算項目といいますか、根拠といいますか、説明したいかと思います。

29年当初予算額が、2,412万9,000円の予算額で除雪を予算化しておりました。12月から除雪を始めまして、1月末までの支出見込みで1,670万の支出見込みという形で除雪の実績は上がってきまして、ここから過去3年の実績を比較していった中で、不足額といいますか、今後かかる必要の見込みの額を算出し、また、今回穂別地区、鶴川地区も雪が多いため、排雪費用が1回、2回かかるという形の見込みをしていきまして、1,300万の額を算出したところでございます。

○議長（三倉英規君） 酒巻総務企画課主幹。

○総務企画課主幹（酒巻宏臣君） 今回の豪雪にかかります特別交付税についての特別な手当についてでございますけれども、今年度のむかわ町に関する状況の中では、そういった特別な対応というものの御案内はございませんでした。

○議長（三倉英規君） 東産業振興課主幹。

○産業振興課主幹（東 和博君） 先ほどの農業振興費に係る考え方ということでございます

が、この間、国あるいは道の補助事業に関しましては、直接生産者にかかわるものにつきましては、FAX等によりまして周知をしてございます。その中で、聞き取りを行う中で、残念ながら該当がなかったということで、ノー となっておりますし、また、その都度関係するような補助事業がございましたら、都度都度、各農協とも協議しながら進めているということでございますので、御理解のほどお願いしたいと思います。

○議長（三倉英規君） 北村議員。

○11番（北村 修君） 1回だけ伺います。

除雪の関係なんだけれども、1月までやって、およそ2,400万ちょいの予算に対して2,600万ぐらいの費用がかかるんじゃないかとなったんでしょう。それで2月に大雪が来たぞと。それを今、1,300万補正するということなんだけれども、その間除雪を、委託を受けてやっていらっしゃる業者の皆さんへの支払いとか、そういうものについては、ちゃんとできていたというふうに処理していいのか。

私は、どうもここが心配であったんです、実は。相当除雪費がかさむのに、補正予算を組むという状況も、もっと早くあっていいんじゃないかなと思いつながら、なかったものですから、その辺の対応が、委託業者の皆さんと、そつがなくできたのかどうかという点、改めて伺っておきたいというのが1つです。

それから、臨時特例措置のことについて、うちは該当しないということを調べてなったということなのかな。それは調べてなったということなんだね。それならわかりました。

それから、農業振興費に係る、ことしの年度末になって、国も補正でいろいろなメニューを出してきたんだけど、補助事業で。組合員さんに私は、該当がなかったということなんだけれども、全く相当な額なんだよね、種類もあるけれども。だからそれらについて、一つ一つ行政側としても、関係団体に任すじゃなくて、やってみたのかどうかということをもうちよっと聞きたいというのと、言ってみればそれはあったんだけど、使えるものは全くなかったということなのか、すみません、もう1回だけお願いします。

○議長（三倉英規君） 江後建設水道課主幹。

○建設水道課主幹（江後秀也君） 私のほうから、除雪費の支払いについての説明をしたいかと思えます。

除雪の委託につきましては、11月に見積もり合わせによりまして、時間単価の決定をしております。そこで、除雪を始めまして、1カ月締めで、その都度支払っている状況でございます。ですので12月分、1月分、2月分、3月分という月締めでそれぞれ支払っている状況

でございます。

○議長（三倉英規君） 江後建設水道課主幹。

○建設水道課主幹（江後秀也君） すみません、説明足りませんです。

ということですので、支払いには遅れは生じておりません。

以上でございます。

○議長（三倉英規君） 東産業振興課主幹。

○産業振興課主幹（東 和博君） 先ほどの農業振興の部分でございますが、ちょっと説明が不足でしたので、申しわけございません。

この間の補助事業につきましては、その都度、その補助事業が今の生産者のニーズに合っているかどうかを含めながら、まずは生産者に周知する前に関係機関と協議をいたしまして、該当になるであろう補助事業につきましては、その時点で判断をし、全戸ファクスを通じながら聞き取りを行っているということでございます。

近々の状況でいきますと、経営体育成支援事業という補助事業がございまして、この説明に関しましては説明会を開いたり、それから生産者、あるいは関係機関も一緒に入って聞き取りをしながら手挙げをしていくという状況で、現在の大きな事業といたしましては、新年度予算のほうで向かっていきながら、今協議を進めているという事業がございまして、そのような形で生産者とのやりとりをしっかりと行っているということでございますので、御理解のほどお願いしたいと思います。

○議長（三倉英規君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三倉英規君） 質疑なしと認めます。

次に、46ページから58ページまでの8款消防費、9款教育費、10款公債費、11款諸支出金、12款給与費について質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三倉英規君） 質疑なしと認めます。

次に、1ページから13ページまでの1総括事項別明細書歳入歳出、2歳入全般について質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三倉英規君） 質疑なしと認めます。

次に、議案書つづり41ページから49ページまでの予算総則第1表歳入歳出予算補正、第2

表繰越明許費補正及び第3表地方債補正までの全般について質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三倉英規君） 質疑なしと認めます。

これで議案第15号の質疑を終わります。

次に、議案第16号 平成29年度むかわ町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）に関する別冊説明書保険事業勘定補正予算（第2号）の1ページ、1総括事項別明細書から8ページまでの2歳入、3歳出の全般について質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三倉英規君） 質疑なしと認めます。

次に、平成29年度むかわ町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）に関する別冊説明書直診勘定補正予算（第2号）の1ページ、1総括事項別明細書から7ページまでの2歳入、3歳出の全般について質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三倉英規君） 質疑なしと認めます。

次に、議案書つづり51ページから54ページまでの予算総則第1表保険事業勘定歳入歳出予算補正、第2表直診勘定歳入歳出予算補正について質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三倉英規君） 質疑なしと認めます。

これで議案第16号の質疑を終わります。

次に、議案第17号 平成29年度むかわ町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）に関する別冊説明書1ページ、1総括事項別明細書から3ページまでの2歳入、3歳出全般について質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三倉英規君） 質疑なしと認めます。

次に、議案書つづり55ページから56ページ、予算総則第1表歳入歳出予算補正について質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三倉英規君） 質疑なしと認めます。

これで議案第17号の質疑を終わります。

次に、議案第18号 平成29年度むかわ町介護保険特別会計補正予算（第3号）に関する別

冊説明書 1 ページ、1 総括事項別明細書から 9 ページまでの 2 歳入、3 歳出全般について質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三倉英規君） 質疑なしと認めます。

次に、議案書つづり 57 ページから 59 ページまでの予算総則第 1 表歳入歳出予算補正について質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三倉英規君） 質疑なしと認めます。

これで議案第 18 号の質疑を終わります。

次に、議案第 19 号 平成 29 年度むかわ町上水道事業会計補正予算（第 1 号）に関する別冊説明書 1 ページから 3 ページまでの事項別明細書全般についてと、議案書つづり 61 ページから 62 ページまでの全般について質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三倉英規君） 質疑なしと認めます。

これで議案第 19 号の質疑を終わります。

次に、議案第 20 号 平成 29 年度むかわ町下水道事業会計補正予算（第 1 号）に関する別冊説明書 1 ページから 3 ページまでの事項別明細書全般についてと、議案書つづり 63 ページから 64 ページまでの全般について質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三倉英規君） 質疑なしと認めます。

これで議案第 20 号の質疑を終わります。

次に、議案第 21 号 平成 29 年度むかわ町病院事業会計補正予算（第 1 号）に関する別冊説明書 1 ページから 2 ページの事項別明細書、収益的収入、収益的支出及び議案書つづり 65 ページの全般について質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三倉英規君） 質疑なしと……

はい。

○11 番（北村 修君） 収益支出のところの、いわゆる損失補填の関係なんだけれども、今回 6,000 万を超えるという状況になっちゃったわけですが、私もあそこの患者としてドックも受け、やっているんですが、こういう状況になってきたということと、あわせてこの間、

病院運営について指定管理という形の中で、行政側としていろいろな協議をしていると思うんですが、それらの内容について、この間どうであったのかということを含めて、少しお聞かせ願いたいというふうに思います。

○議長（三倉英規君） 高橋健康福祉課長。

○健康福祉課長（高橋道雄君） ただいまの病院事業会計損失補填の関係でございます。病院事業会計につきましては、このたび損失交付金6,100万ほど計上してございます。これにつきましては、平成28年度の運営実績に基づきまして、必要な経費等の中で損失補填が出てきたものでございます。

この損失補填、今回増額しているという大きな要因についてでございますが、病院経営、特に入院する方の病床稼働率、むかわの場合40床ございますけれども、この稼働率が前回の60%から50%ほどにちょっと落ちていると。これが大きく影響してございまして、金額的にいきますと3,000万ほどの影響が生じるものでございます。そういう要因により、経営上の損失補填が今回生じているというものでございます。

病院側として、これまで同様経営努力ということで、経費削減、それから事業の展開を考えていますけれども、御承知のとおり、公立病院の改革プランというものを29年度から実施をしております。その中で、経営のいろいろ今後の取り組みをやっておりますけれども、昨年からもそうですけれども、外来の部分の今後の予約制を含めまして、訪問看護体制を入れたりとか、それから病床につきましては、地域包括ケア病床という形で在宅に向けた病床を、今後実施していくという形で、新たな展開等も今後考えていきます。

そういったのも含めまして、今現在、医師の確保というのもかなり重要な、大きな問題でございますが、現在医師が3名体制という形で、もともと2名体制から1名増員と、こういった中で今後病院の運営の仕方が拡大されていくと。2名体制では、やはりいろいろ制限がつきますので、3名の体制の中で入院、それから外来につきましてサービスを展開していった、経営改善等を今後図っていくというところで期待をしているところでございます。

○議長（三倉英規君） よろしいですか。

ほかに質疑ありませんか。

北村議員。

○11番（北村 修君） 迷うときには、そういう回答になるんだろうというふうに思うんですが、やっぱり6,000万まで膨れ上がっていった。医師、確かに週1の臨時的な方々含めれば、そういう体制になって、大変喜ばれている点もあるというふうに私は思っていま

す。しかし、やっぱりこのところ、本当にそんなに赤字になったからこれだけでいいよという、そういう形で終えられていたんでは、これはなかなか緩くない話でありますから、このところ、やっぱりどういう形にするか。

そこで、例えば在宅医療の話をしました。これ前々から出ているんですよ。今、聞いたら、お話の中では、今後こういうことに力を振り向けていってという話がありました。既にこれ計画の中ではやっていた話だというふうに思っているんですが、それらの経過はどのようなかということと、もう一つ行政側として、やっぱり指定管理ではあるけれども町立病院という形でありますから、町民の皆さんに多く、必要のない利用はいけませんけれども、ちょっとしたことはやっぱりこの身近な医療として利用してもらうという、そういうふうな啓蒙等々、そういう努力というのはどのようになされるのか、改めて伺っておきたい。

○議長（三倉英規君） 高橋健康福祉課長。

○健康福祉課長（高橋道雄君） ただいま1点目の在宅医療の関係でございますが、これにつきましては、これまでも、今お話がありましたとおりやってございます。

ただ、このたび午後の予約制という形の中で、看護師等、医師の時間帯を確保することによって、在宅の訪問看護等に振り向けていけるという形で、体制部分でも充実をさせていくということでございますので、これまでの部分、それをさらに拡大していくという形で取り組みを、方針を持っていっているということでございます。

それから町立病院、今お話ございましたとおり、地域住民、むかわ町民のかかりつけ医という形での役割は、これまで同様重要視願うところでございます。そういった意味で、厚生病院のいろいろ中身の紹介という形で、これまでもお話ししていますけれども、広報等での病院の紹介等も行っておりますので、病院側としてもできるだけ利用しやすいという中で、病院内でのいろいろな周知、それから町の広報等の利用も含めまして、町民の方々に利用促進を広報しているところでございます。

○議長（三倉英規君） ほかにありませんか。

津川議員。

○10番（津川 篤君） 1点だけ、今の病院関係について質問させていただきたいと思いますが、当然、我が町においても、非常に高齢者が多くなっている現状の中で、やはり行政として、今後この地元にある病院を、いかに多くの人に利用していただくのかというふうなことも必要不可欠になってくるというふうに思うんですが、そこで、町長自身これらについて、今の膨大に膨れ上がっているけれども、これが、6,000万が1億になるかもしれない、

先行きの見通しはまだわかりませんが、ただ、そういう部分で最小限に食い止めていくような方策というものが今後考えていかなければならないというふうに思うんですが、行政の長として、今後における厚生病院のあり方、それから赤字補填のあり方について、どのように考えているのか、このあたりをちょっとお聞きしたいと思うんですが、いかがですか。

○議長（三倉英規君） 竹中町長。

○町長（竹中喜之君） 私も北村議員と同じように、3週間前に厚生病院のほうの患者としてお世話になった1人でございます。

これまでの取り組み経過につきましては、先ほど担当課長のほうから申し上げたとおりかと思えます。加えて、3名の医師とともに、苫小牧市の王子病院のほうから、リハビリの先生も応援に来ていただいているということで、かなり利用者の方々には評判がよくなっているのかなということもお聞きしているところでもございます。

あわせて、町としても、これまでそれぞれ厚生病院と連携ある道内の自治体というのがあります。そういったところと各自治体と北海道厚生連、こういうところを通しながら、それぞれの自治体の病院、あるいは医療機関として努力できることはしていただく。と同時に、行政としてどういうふうな向き合い方で今後についてもしていくのかという、逐次情報共有と、それと支援のあり方といった協議もしているところでもございます。これは町外的。

現在、町内におきましても、これは議員御案内のとおりです、町内の病院経営の運営協議会というのがございます。こういったところにも、今回の利用実態だとか、これから厚生病院、町内唯一の、病院としてですけれども、かかりつけ、いいですか、津川議員いいですか、かかりつけ医、町内唯一の病院かかりつけ医ということとして、どういうふうに機能を充実していくか、あるいは先ほど提案されていたように、その活用のあり方。一方では、病気にかからない健康づくりとあわせて保健医療、介護、地域包括ケアの充実に向けて努めていくべきと考えているところでございます。

○議長（三倉英規君） 大松議員。

○4番（大松紀美子君） 1つお伺いしたいんですけども、損失補填交付金の関連で、その要因として、入院の患者の病床の稼働率が下がっているということを言われたんですけども、高齢者が例えば入院すると。その高齢者は認知症の症状があって、例えば治療はまだ必要なかもしれないけれども、いいと判断した時点で、結局夜中に出歩いたり、ちょっと声を上げたりするということがあって、退院していただきたいというふうなことが、やはり起きているんです。

この病院の仕組みとしてしようがないのかもしれないけれども、例えば自宅へ帰ってきて
も介護する人がいないとかとなると、やはりどこか施設を探さなきゃならないというよう
なことになりますよね。しかし、それがなかなかそう簡単に入れるところは見つからないとい
うのが現状ですよ。

私は本当に毎年のように、毎年1回や2回のそういう相談を受けるんですけども、そう
いうときというのは、病院側の対応としてこれ以上のことはできないのかどうかというのは、
いつも私思ってしまうんですけども、その辺の考え方というのはどうなのでしょうね。ど
こまで我慢していただけるのかとか、そういうことも病院としてあると思うんですけども、
一応看護師さんは1対10ですよ、今。だからその中でそういう患者さんの対応というのは、
やはりできないのかどうかというのが、私はいつも思うんですけども、難しいお話ですけ
れども、どうにかできないかというのが私の訴えなんですけれども、いかがですか。

○議長（三倉英規君） 今井健康福祉課主幹。

○健康福祉課主幹（今井喜代子君） 今の質問にお答えいたします。

私どものほうでも、やはり入院してせん妄状態になって大変だというような状況は確認し
ております。その中で、介護認定を受けている方が結構多いという状況もありますので、こ
れから在宅医療連携という部分が重要視されてくるところがありますので、その中ではケア
マネージャーと、それから医療スタッフとの連携というところで、入院時カンファレンスで
あったりとか、退院に向けての支援体制を整えていくというのが、これから重要視されてい
るところです。

特に精神症状につきましては、精神科との連携というところも重要な部分がありますので、
そちらのほうにつなげていく支援というところも重要になってくるかというふうに思ってお
ります。

そこら辺を踏まえまして、来年度以降の在宅医療連携推進事業というものを立ち上げてい
く予定なんですけれども、その中では相談窓口というところを病院の中につくっていくとい
う部分も今、考えているところです。そのほかにも認知症施策というところで、来年度以降
取り組む部分がありますので、初期の認知症の方への対応についての拡大というところを図
っていくような形で、地域の中에서도見ていきたいというふうに思っているところです。

○議長（三倉英規君） 大松議員。

○4番（大松紀美子君） 認知症対策、充実していくということなんですけれども、やっぱり
日中はとにかく、ほかの患者さんも起きていますし、そこに入院する認知症の患者さんも紛

れるのかもしれないけれども、就寝時間帯の対応というのがやっぱり一番、きっと問題になっていると思うんです。健康な人だって大きい声出されて大変ですよ。特に入院患者さんばかりいるわけですから、だからその辺の対応を、例えば前にあったのは、24時間付き添いをつけてくれないと、この認知症の患者さんは置いておけませんよと実際に言われて、苫小牧のサービスする人たちに頼んでついてもらったということもありましたので、やはりその辺の就寝時間帯の対応で何とかできないのかなと思うんですけれども、何かいい方法ないですか。

○議長（三倉英規君） 今井健康福祉課主幹。

○健康福祉課主幹（今井喜代子君） 私どももそのような患者さんの御家族からの御相談を受けているところであります。やはり、その部分につきましては、こちらとしてもどのような方法がとれるかというところでは、困っている部分がありますので、今後病院のほうとも御相談しながら、検討を進めていきたいと思います。

○議長（三倉英規君） ほかに質疑ありませんか。

山崎議員。

○1番（山崎満敬君） インフルエンザの予防接種の関係なんですけれども、現在は3時までと伺っているんですが、小さいお子さんを抱えた共稼ぎの方が、昼間ちょっと行けないので、できれば夜間診療の中でできるような方策をとっていただけないかという相談を伺ってありました。厚生病院との協議もあろうかと思いますが、できれば予約制で週1回なりということで厚生病院のほうにお願いをして、ぜひ実現ができないものかと思っておりますが、その辺についてお考えがあればお願いします。

○議長（三倉英規君） 今井健康福祉課主幹。

○健康福祉課主幹（今井喜代子君） 予防接種に関しましては、受けられる時間が限られているということで、御利用者様のほうからも御意見いただいているところです。

それで、どうしても発熱のある患者さんと予防接種を受ける患者さんが一緒になるというところは、余りよろしくないという部分もありまして、病院側のほうの意向として時間を分けているというところで、どうしても利用しづらいというところにつながっているのかなというふうに思っております。

それで、夜間につきましても、今まで受けられたものが受けられないというところでの話も聞いておりますので、今後病院側ともちょっとよく相談していきたいなというふうに思っていますので、よろしくお願いいたします。

○議長（三倉英規君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三倉英規君） 質疑なしと認めます。

これで、議案第21号の質疑を終わります。

これから議案第15号から議案第21号までの討論を行います。

討論の順番は議案番号順といたします。

初めに、議案第15号について討論を行います。

原案に反対者の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三倉英規君） 討論なしと認めます。

これで、議案第15号の討論を終わります。

次に、議案第16号について討論を行います。

原案に反対者の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三倉英規君） 討論なしと認めます。

これで、議案第16号の討論を終わります。

次に、議案第17号について討論を行います。

原案に反対者の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三倉英規君） 討論なしと認めます。

これで、議案第17号の討論を終わります。

次に、議案第18号について討論を行います。

原案に反対者の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三倉英規君） 討論なしと認めます。

これで議案第18号の討論を終わります。

次に、議案第19号について討論を行います。

原案に反対者の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三倉英規君） 討論なしと認めます。

これで議案第19号の討論を終わります。

次に、議案第20号について討論を行います。

まず、原案に反対者の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三倉英規君） 討論なしと認めます。

これで議案第20号の討論を終わります。

次に、議案第21号について討論を行います。

原案に反対者の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三倉英規君） 討論なしと認めます。

これで議案第21号の討論を終わります。

これから議案第15号から議案第21号までの7件を採決します。

採決の順番は議案番号順といたします。

まず初めに、議案第15号を採決します。

お諮りします。

議案第15号 平成29年度むかわ町一般会計補正予算（第6号）は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三倉英規君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第15号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第16号を採決します。

お諮りします。

議案第16号 平成29年度むかわ町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三倉英規君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第16号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第17号を採決します。

お諮りします。

議案第17号 平成29年度むかわ町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）は原案のと

おり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三倉英規君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第17号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第18号を採決します。

お諮りします。

議案第18号 平成29年度むかわ町介護保険特別会計補正予算（第3号）は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三倉英規君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第18号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第19号を採決します。

お諮りします。

議案第19号 平成29年度むかわ町上水道事業会計補正予算（第1号）は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三倉英規君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第19号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第20号を採決します。

お諮りします。

議案第20号 平成29年度むかわ町下水道事業会計補正予算（第1号）は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三倉英規君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第20号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第21号を採決します。

お諮りします。

議案第21号 平成29年度むかわ町病院事業会計補正予算（第1号）は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三倉英規君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第21号は原案のとおり可決されました。

昼食のためしばらく休憩いたします。

再開は13時といたします。

休憩 午前 11時42分

再開 午後 零時59分

○議長（三倉英規君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎議案第22号から議案第28号の一括上程、説明、質疑、予算審査
特別委員会設置、付託

○議長（三倉英規君） 日程第8、議案第22号 平成30年度むかわ町一般会計予算から日程第14、議案第28号 平成30年度むかわ町病院事業会計予算までの7件を一括議題といたします。
議案第22号から議案第28号までの7件について提案理由の説明を求めます。
酒巻総務企画課主幹。

〔酒巻宏臣総務企画課主幹 登壇〕

○総務企画課主幹（酒巻宏臣君） 議案第22号 平成30年度むかわ町一般会計予算から議案第28号 平成30年度むかわ町病院事業会計予算まで一括して御説明申し上げます。

平成30年度の各会計予算につきましては、御案内のとおり、選挙年に鑑みまして骨格予算として編成を行っております。各会計の説明につきましては、別冊配付しております平成30年度各会計予算概要書及び平成30年度各会計予算説明書を基本に御説明いたしますので、よろしく願い申し上げます。

ファイルのインデックス、予算概要と表示されているところで、まず1ページをお開きいただきたいと思います。

こちら平成30年度むかわ町各会計予算総括表でございます。

一般会計は69億8,267万5,000円で、前年度比10億3,087万4,000円、12.9%の減額となっております。

特別会計につきましては、国民健康保険特別会計ほか2特別会計で総額28億8,249万4,000

円、前年度比 3 億3,613万5,000円、10.4%の減額でございます。

公営企業会計につきましては、上水道事業ほか 2 事業で総額12億1,091万7,000円、前年度比 2 億5,286万6,000円、17.3%の減額となっております。

全会計におきましては、総額110億7,608万6,000円、前年度比16億1,987万5,000円、12.8%の減額となったものでございます。

ページをめくっていただきまして 2 ページ、3 ページにつきましては、一般会計歳入歳出予算科目別対比表でございます。前年対比の款別増減額の大きいもので、その内容を中心に御説明申し上げます。

まず、左側の歳入でございます。

1 款町税は、農業所得の伸びや太陽光発電施設の整備などを考慮し 9 億4,642万6,000円で、前年度比5,475万5,000円、6.1%の増加でございます。

10款地方交付税につきましては39億5,000万円で、歳入全体の56.6%を占めておりますが、平成30年度地方財政計画を勘案し、前年度比で 3 億5,000万円、8.1%の減額としたところでございます。

12款分担金及び負担金でございますが、学校給食が 2 年目となり、4 月からの計上となりますので、前年度比97万6,000円、1.9%の増額となっております。

3 ページに移りまして、14款国庫支出金につきましては 3 億2,788万2,000円でございます。前年度比3,829万円、10.5%の減額となっております。これは主に骨格予算編成による建設事業の保留により、道路整備や公営住宅整備に係る社会資本整備交付金が減額となったことによるものでございます。

15款道支出金につきましても、農地耕作条件整備や林道専用道整備などの建設事業の保留により前年度比9,598万1,000円、17.1%の減額となったところでございます。

17款寄附金につきましては、ふるさと納税について、昨年実績を勘案した上で4,000万円を計上したところでございます。

18款繰入金につきましては 1 億2,524万9,000円、前年度比 2 億3,522万2,000円、65.3%の減額でございます。その内訳は、主に財政調整基金が 1 億5,000万円、四季の館営繕基金 3,200万円、地域産業多角化推進基金944万2,000円が皆減したほか、政策的予算を保留しているため、地域振興基金繰り入れが6,538万9,000円の減額となったところでございます。

21款町債につきましては 2 億3,420万でございます。前年度に比べますと 4 億1,080万円、63.7%の減額となっております。これは骨格予算の編成のため、普通建設事業の計上を一部

を除き見送ったことによるものでございます。

続きまして、歳出の内訳につきましては、ファイルのインデックスで一般会計と表示されているページをお開きいただきたいと思います。

こちら、ファイルで一般会計と表示されている冊子の16ページをお開きいただきたいと思います。

1 款議会費でございます。議会費につきましては、議員報酬額の改定により、前年度から291万6,000円増の6,358万3,000円としております。

2 款総務費は、前年度比で9,534万2,000円の減額の6億1,669万9,000円としております。減額の主な要因につきましては、PCBの処分、老朽職員住宅の解体、公用車公費、博物館周辺エリア計画の策定、四季の館施設修繕費など、事業の終了や骨格予算に係る計上保留によるものでございます。

総務費に計上した主な予算は、22ページの1 項 6 目財産管理費、225番鵜川地区の地域情報施設管理運営事務で、テレビ共同受信施設の経年により対応が必要な装置の更新を行うため、備品購入費454万円を計上し、その下の225の02番穂別地区の地域情報施設管理運営事務では、情報設備のサーバー室の機械冷却用のエアコンの更新費として、工事費300万円を計上しております。

24ページ、9 目企画費では、260番町づくり推進事業で環境美化モデル活動組織の運営支援や、惑星セミナーの誘致経費として48万3,000円を、25ページ、274番恐竜プロジェクト事業では、恐竜ワールドセンターへの支援や、にっぽん恐竜協議会の参加経費など576万2,000円を計上しております。

同じページ下段の、10目地域自治区振興費の287の01番と、次のページ、287番02事業では、鵜川地区と穂別地区の各種イベントへの支援など、合わせて959万5,000円を計上しております。

32ページまでお進みいただきまして、3 款民生費でございます。

前年度比で2,419万1,000円減額の13億6,386万2,000円としております。減額の主な要因は、安住と栄生活館の改修の終了や各特別会計への繰出金が減少したほか、骨格予算での計上保留によるものでございます。

民生費に計上した主な事業のうち、1 項 1 目社会福祉総務費の640番の障害者福祉事業は、障害者福祉サービスの利用者が増加傾向にあり、扶助費が前年度から2,533万6,000円の増額となっております。

その下の641番障害者支援認定審査会共同設置事務の45万5,000円の追加につきましては、議案第3号で御決定いただきました市町村審議会を共同設置する経費を新規計上しているものでございます。

2目老人福祉費では、35ページ下段、725番事業で介護従事者養成事業、介護職員初任者研修助成金160万円や、次のページ上段、730番緊急通報システム導入事業176万1,000円、740番在宅生活支援事業633万6,000円を計上し、39ページの2項1目児童福祉総務費では、910番児童福祉一般事務で、子育てコンシェルジュの設置経費354万6,000円と障害児通所給付に係る扶助費1,092万5,000円を計上。

42ページの3目児童措置費、960番児童手当等支給事務では9,480万1,000円を計上しております。

4款の衛生費は、前年度比で2,067万6,000円増、2億9,469万3,000円としております。主なものといたしまして、1項1目保健衛生総務費、990番地域保健医療対策事業で、看護師養成修学資金貸付金を継続し、取り組むものとして計上してございますが、貸し付け中の実態と新規の貸し付けの見込みから、前年度から240万円増額の540万円としたところでございます。

また、43ページ、1000番母子保健推進事業では、妊婦に係る健診費や交通費の支援等、不妊症、不育症の支援に係る扶助費648万3,000円を当初計上しております。

2目予防費では、44ページの1030番健康診査事業や、1040番予防接種事業について、当初から計上しているところでございます。

2項1目の環境衛生総務費では、45ページ、1070番環境衛生一般事務で、安定した水の確保に課題のあった地域への対応として、汐見共同井戸配水管整備費1,420万円を計上しております。財源につきましては、全額過疎債を予定しております。

46ページにお進みいただき、2目清掃費では1130番資源リサイクル推進事業、1140番合併処理浄化槽設置助成事業を計上しておりますが、合併処理浄化槽設置助成については、消費税増税前の増加を見込み、予算を138万1,000円増額しております。

続きまして、5款農林水産業費は、前年度比で2億1,126万7,000円の減額で、4億2,472万6,000円としております。減額の主な要因は、農業振興費の地域農業活性化基金補助金、農地費の農業基盤整備事業や林業費の林業専用道整備、小規模治山事業など、工事関係事業を骨格予算により計上保留しているためでございます。

当初予算に計上した主な事業は、47ページ、1項2目農業振興費、1200番農業振興対策事

務で、むかわ町担い手育成センターへの補助金1,340万円、1210番地域農業推進事業では、新規就農者促進対策補助金や次世代人材投資資金補助金など、新規就農者に対する支援、また多面的機能支払交付金1億4,074万4,000円、48ページの1220番中山間地域農業振興対策事業3,564万4,000円、3目畜産費では、和牛振興対策補助金42万円などを計上しているところでございます。

50ページの2項林業費では、1340番林業振興対策事業480万9,000円や、51ページ、1410番鳥獣対策事業821万7,000円、2目造林事業で基本基金山林の管理や造成経費を当初計上しているところでございます。

52ページの3項水産業費では、1450番水産業振興対策事業の漁業振興対策特別資金貸付金4,900万円などを計上しているところでございます。

53ページにお進みいただき、6款商工費でございます。前年度比で1億431万5,000円減の2億3,902万6,000円としております。減額の主な要因は、産業会館改修工事の終了により、6,500万円が減少したほか、地元消費活性化事業補助金1,900万円、起業力耕上事業の補助及び貸し付け、合わせまして900万円など、骨格予算につき計上を保留しているためでございます。

当初予算に計上した主な事業は、1項1目商工業振興費では、1480番商工業振興対策事業の中小企業振興融資貸付金1億円、54ページの2目観光振興費、1510番観光振興対策事業でグルメフェスタ実行委員会補助金200万円や、鶴川・沙流川WAKUWAKU協議会負担金340万4,000円、55ページの1540番キャンプ場管理運営事業では、キャンプ場の浄水施設の機器更新費387万8,000円を計上しております。

4目ふるさと振興費では、56ページの移住定住促進対策事業で、住宅取得費や持ち家リフォームに係る支援費2,800万円、地域おこし協力隊員の配置や支援に係る1,727万9,000円を計上しております。

続きまして、7款土木費は、前年度比1億9,491万7,000円減の1億5,549万円としております。増減の主な要因は、道路、公園、住宅等の整備事業について、骨格予算につき計上を保留しているためですが、日常の道路維持や公園、住宅管理に必要な経費につきましては、当初計上させていただいております。

60ページの8款消防費は、前年度比1億2,046万4,000円減の4億6,379万5,000円としております。減額の主な要因は、消防組合負担金のうち、消防資機材や施設の整備に係る経費について当初計上を保留したことや、61ページの防災対策事業で、鶴川地区防災倉庫、防災行

政無線デジタル化実施設計、空き家調査などの事業費が終了したものによるものでございます。

62ページにお進みいただき、9款教育費は、前年度比1億2,268万1,000円減の6億163万6,000円としております。主な減額の要因は、穂別放課後子どもセンターの整備や、鵜川地区教職員住宅の屋根ふきかえ工事の終了、教職員住宅整備に係る償還が終了したことによるものでございます。

当初予算に計上した主な事業は、64ページの1項4目教育振興費で、道立鵜川高等学校より穂別高等学校への振興のための両校の振興対策事業に対しての支援、中高一貫教育推進事業補助や、鈴木章記念事業の海外派遣事業、講演会の開催費、英語指導助手の配置費を例年どおり計上したほか、新規事業として、コミュニティスクールを推進するため、1850番魅力ある教育推進事業において、両地区に学校運営協議会を設置する費用75万7,000円を計上しております。

また、66ページの2項2目小学校費の教育振興費、小学校就学援助事業と、69ページの3項2目中学校費の教育振興費、中学校就学援助事業につきましては、それぞれ増額となっておりますが、学校給食に係る部分が当初からの計上となったことによるものでございます。

4項社会教育費では、70ページの2150番生涯学習推進基金活用事業や、2180番公民館事業、75ページの2267番わんぱく放課後子ども教室事業、76ページ、2300番町民体力づくり事業など、生涯学習機会の提供や支援に関する事業のほか、博物館や学校給食施設を初めとする各種施設の運営経費について当初計上としております。

80ページの公債費につきましては、これまでの発行額の抑制による効果として、償還額が減少しております。

81ページの11款諸支出金につきましては、各企業会計における工事などについて、当初計上を保留している関係で減額となったところでございます。

12款給与費につきましては、29年度中給与改定がございましたが、職員の退職及び新規採用による相殺があり、総額は減額となっております。

次に、インデックスの予算概要と表示の資料にお戻りいただき、4ページをお開き願います。

4ページは、国民健康保険特別会計の保険事業勘定に係る予算科目別対比表でございます。

平成30年度から都道府県単位化による影響により、総額では13億4,688万円で、前年度比3億1,893万3,000円、19.1%の減額となっております。

歳入の1款国民健康保険税は、世帯数、被保険者数の減少や、所得動向などを勘案し、前年度比で減少する見込みでございます。都道府県単位化により、国庫支出金や療養給付費交付金などが北海道の収入となり、必要な額について北海道から交付されることから、3款道支出金は前年度比8億5,511万円増の9億5,253万2,000円となっておりますが、下段の国庫支出金から共同事業交付金までは皆減となっております。

右の欄の歳出につきましては、1款総務費につきましては、都道府県化に向けた準備経費が終了しましたので2,854万9,000円の減で、999万4,000円としております。

2款保険給付費につきましては、7,790万減の8億5,464万円としておりますが、主な要因は、一般保険者診療報酬が減少傾向であり、また、一般保険者高額療養費の受診件数が減少傾向にあることと、退職医療制度の廃止によるものでございます。

都道府県単位化に伴い、下段の後期高齢者支援金から介護納付金までの4つの款については廃止し、3款の国民健康保険事業納付金を新設し、3億8,530万8,000円を計上しております。

次に、5ページ上段、直診勘定でございます。

直診勘定予算は総額で5億624万2,000円、前年度比390万5,000円、0.8%増とほぼ横ばいの予算となっております。

歳入の1款の診療収入につきましては、入院収入を増額、外来収入を前年度と同額と見込み、診療収入全体では増額で計上しているものでございます。

3款繰入金は、僻地診療所に係る特別調整交付金の増額を見込み、国保事業勘定からの繰り入れを増額し、一般会計の繰り入れは減額を見込んでおります。

歳出につきましては、1款総務費は前年度比302万1,000円増の3億3,415万2,000円となっておりますが、施設ボイラーの設備補修経費のほか、労務賃金単価の上昇や定期昇給等による人件費の伸びによるもので、2款医業費は105万円増の8,828万4,000円となっており、医療機器等の更新経費が減額となる一方で、派遣医師の招聘経費が増額したところによるものでございます。

同じページ下段の後期高齢者医療特別会計につきましては、総額で1億3,551万4,000円で前年度比451万1,000円、3.4%の増額でございます。

歳入の1款後期高齢者医療保険料及び歳出の2款分担金及び負担金におきましては、被保険者数が横ばいながら1人当たりの保険料が増となっているものでございます。

6ページをお開き願います。

介護保険特別会計でございますが、第7期の介護保険事業計画がスタートいたしますが、総額は8億9,385万8,000円、前年度比2,561万8,000円、2.8%の減少でございます。

歳入につきましては、歳出の各事業に対応いたしまして、それぞれの負担割合に応じ所要額を算しており、介護保険料の不足部分につきましては、7款繰入金の基金繰り入れにより措置しているところでございます。

歳出につきましては、1款総務費は前年度比153万9,000円増の953万1,000円としておりますが、前年度の第7期介護保険事業計画の策定経費が減額する一方で、議案第4号で御決定いただいた介護認定審査会共同設置に係る事務が増額となったところでございます。

2款保険給付費におきましては、7次計画の推計により、特定入所者介護サービス費は増額としておりますが、その他の給付費については減額を見込んでおり、4款地域支援事業におきましては、1項介護予防生活サービス事業費のうち通所型介護予防事業、2項一般介護予防事業費へ組み替えたことによるなど増額となり、3項包括的支援事業任意事業費では、新規に在宅医療・介護連携推進事業と認知症総合支援事業を実施することとし、増額となっております。

次に、7ページにお移りいただきまして、公営企業の上水道事業会計でございます。

まず、右側の表下段にございます収益的支出と資本的支出の合計で3億7,471万3,000円、前年度比8,859万4,000円、19.1%の減額となっております。

鷗川地区の水道事業につきましては、給水戸数が2,217戸で、量水器の取りかえや、国営かんがい排水事業に伴う支障配水管の移設工事につきましては、当初に計上させていただいておりますが、その他の配水管布設替えや機器更新経費につきましては、一般会計同様計上を保留しております。

穂別地区簡易水道事業につきましては、給水戸数が1,342戸で、主な建設改良事業といたしましては、量水器の取りかえのみとし、工事関係につきましては計上を保留しております。

8ページをお開きいただきまして、上段の下水道事業会計でございます。

上段の表右下の欄でございますが、収益的支出と資本的支出の合計で5億4,698万2,000円、前年度比8,116万8,000円、12.9%の減額でございます。

鷗川地区公共下水道は排水戸数1,466戸で、穂別地区農業集落排水事業は配水戸数808戸で、いずれも施設の設備や更新工事等について計上を保留しております。

次は、下段、病院事業会計でございます。

病院事業会計の収益的支出と資本的支出の合計は、2億8,922万2,000円で前年度比8,310

万4,200円、22.3%減額となっており、医療機器に係る企業債の償還の終了や機器備品の減価償却費が減少したことによるものでございます。

左側の歳入につきましては、1款病院事業収益の2項医業外収益におきまして、普通交付税算入額及び病院事業費用の不足額を一般会計から繰り入れするものでございます。病院の業務予定量といたしましては、1日当たり平均患者数は入院で30人、外来で98人を予定しているものでございます。

なお、ただいま申し上げた新年度予算に計上した主な事業につきましては、別冊配付してございます議案説明資料の25ページから29ページの一覧表と、介護保険事業特別会計の包括支援事業の新規2事業の資料を添付してございますので、後ほど御確認いただければ幸いです。

続きまして、9ページでございます。

9ページ、10ページは町税の状況でございまして、町税全体で先ほど申し上げたとおり、前年度比6.1%の増加を見込み、税別では個人町民税が3.9%、1,225万3,000円増、法人町民税は横ばい、10ページ固定資産税は償却資産分が33.8%、5,194万6,000円増額、軽自動車税は横ばい、たばこ税は減少の状況となっております。

11ページにお進みいただきまして、地方交付税と地方譲与税との年度別推移の状況でございます。

地方交付税につきましては、29年度見込みで43億8,500万円ほどと見込んでおりますが、平成30年度におきましては地方財政計画、算定基礎数値の動向、町税収入の増加、合併特例通減措置などを考慮し、39億5,000万円と推計しているところでございます。

下段の地方譲与税等の状況でございますが、平成29年度の決算見込み額に対しまして4,480万円、13.9%の増額となっておりますが、主に地方消費税交付金及び自動車取得税交付金の伸びを見込んでいるところでございます。

12ページをお開きいただき、こちら12ページから13ページまでは町債の状況でございます。

まず、12ページの一般会計の平成29年度末現在高見込み額は、前年度末見込み額より6億2,194万8,000円減額となっておりまして、99億3,033万7,000円の見込みで、中長期財政フレーム103億円以内になる見通しでございます。

また、13ページは特別会計及び企業会計の詳細の状況でございます。

全会計を合わせました平成29年度末現在見込み額では130億2,014万8,000円で、前年末に比べ9億7,260万5,000円減少する見込みでございます。

次に、14ページをお開きいただきまして、基金の状況でございます。

一般会計の基金は財政調整基金、減債基金のほか16の特定目的基金がございまして、下から4行目、黒丸で表示しております一般会計基金の合計で、平成29年度末現在高は53億6,347万円ほどの見込みでございます。新年度においても中期財政フレームにおける財政調整基金保有高の目安、10億円を維持できる見通しとなっております。

また、特別会計の2基金を合わせました基金総額の平成29年度末現在高は52億6,343万円ほどの見込みとなっているものでございます。

以上、議案第22号から議案第28号まで一括して御説明申し上げました。よろしく御審議、御決定くださいますようお願いいたします。

○議長（三倉英規君） 提案理由の説明が終わりました。

これから質疑を行います。

なお、本議案7件の取り扱いにつきましては議会運営委員長報告のとおり、議長を除く全員で構成する平成30年度むかわ町各会計予算審査特別委員会を設置し、これに付託の上、審査をすることに協議が調っておりますので、提案理由の説明に対する質疑は大体論または特に重要な点だけに限定して質疑を受けたいと思います。

質疑の順番は議案番号順といたします。

まず初めに、議案第22号 平成30年度むかわ町一般会計予算の説明に対し質疑ありませんか。

北村議員。

○11番（北村 修君） 骨格予算ということですから、かなり減額の予算なんですが、中心部分だけ、ちょっと2点ほどお伺いしたいというふうに思います。

まず1点目は、地方交付税の見込みであります。前年度よりも相当大きく減額ということですが、これは地財計画、国の地方財政計画で見れば、それほど大きく減額するというようなこともないんじゃないか。さらに、合併特例関係でもそんなでもないなというふうに思っているんですが、そういう意味でいきますと、これは相当大きな減額見込みをしておりますが、これは骨格ということ、その後の政策的なものを含めていったら、また変化するということも見込んでおるのかどうかというのが1点です。

それから、もう一つは、今回こういう額になってきたわけですが、私いつも気になっているのは、我が町の基準財政需要額から見て、相当大きな形でこの間ずっと予算が推移してきているのですが、そうした状況から見れば、この数字というのはどういう位置付けに

なるのかなというような思いがあるんですが、その辺のところ、基準財政需要額との関連の中での対比でわかる点があれば、ちょっと教えていただきたいなというふうに思います。

○議長（三倉英規君） 高田総務企画課長。

○総務企画課長（高田純市君） まず、骨格予算におけます地方交付税の算定内容でございますが、先ほど申し上げました地方交付税の額につきましては、今後6月、肉づけ予算等を考慮します財源を一度保留いたしまして、今後変更の見込みでの交付税算定となっているところでございます。

また、標準財政規模等から基準財政需要額の部分につきましては、今現在この骨格予算の中での比較はしていないのが現状でございます。その点は御了承いただければというふうに考えます。

○議長（三倉英規君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三倉英規君） 質疑なしと認めます。

これで議案第22号の質疑を終わります。

次に、議案第23号 平成30年度むかわ町国民健康保険特別会計予算の説明に対し質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三倉英規君） 質疑なしと認めます。

これで議案第23号の質疑を終わります。

次に、議案第24号 平成30年度むかわ町後期高齢者医療特別会計予算の説明に対し質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三倉英規君） 質疑なしと認めます。

これで議案第24号の質疑を終わります。

次に、議案第25号 平成30年度むかわ町介護保険特別会計予算の説明に対し質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三倉英規君） 質疑なしと認めます。

これで議案第25号の質疑を終わります。

次に、議案第26号 平成30年度むかわ町上水道事業会計予算の説明に対し質疑ありません

か。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三倉英規君） 質疑なしと認めます。

これで議案第26号の質疑を終わります。

次に、議案第27号 平成30年度むかわ町下水道事業会計予算の説明に対し質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三倉英規君） 質疑なしと認めます。

これで議案第27号の質疑を終わります。

次に、議案第28号 平成30年度むかわ町病院事業会計予算の説明に対し質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三倉英規君） 質疑なしと認めます。

これで議案第28号の質疑を終わります。

お諮りします。

議案第22号 平成30年度むかわ町一般会計予算から議案第28号 平成30年度むかわ町病院事業会計予算までの7件につきましては、審議の都合上、議長を除く全議員で構成する平成30年度むかわ町各会計予算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査をすることにしたと思います。

御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三倉英規君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第22号から議案第28号までの7件につきましては、議長を除く全議員で構成する平成30年度むかわ町各会計予算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することに決定いたしました。

ただいま設置されました平成30年度むかわ町各会計予算審査特別委員会の委員に申し上げます。委員会条例第10条の規定により、委員長の互選をするため委員会を招集いたしますので、休憩中に委員会を開催願います。

しばらく休憩いたします。

説明員は本会議再開までの間、退席願います。

再開は14時10分といたします。

休憩 午後 1時38分

再開 午後 2時09分

○議長（三倉英規君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎諸般の報告

○議長（三倉英規君） これから諸般の報告を行います。

休憩中に開催されました平成30年度むかわ町各会計予算審査特別委員会において、委員長及び副委員長の互選が行われ、委員長に津川篤委員、副委員長に山崎真照委員が選任されたので、議会の運営に関する基準第107号の規定により報告いたします。

◎休会について

○議長（三倉英規君） お諮りします。

平成30年度むかわ町各会計予算審査特別委員会における議案審査のため、ただいまから予算審査特別委員会の議事日程が終了するまでの間、休会にしたいと思います。

御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三倉英規君） 異議なしと認めます。

したがって、ただいまから予算審査特別委員会の議事日程が終了するまでの間、休会することに決定いたしました。

◎散会の宣告

○議長（三倉英規君） 以上で、本日の日程は全部終了しましたので、本日はこれをもって散会いたします。

散会 午後 2時10分

平成30年第1回むかわ町議会定例会

議 事 日 程 （第3号）

平成30年3月8日（木）午後4時20分開議

町長提出事件

- 第 1 議案第22号 平成30年度むかわ町一般会計予算
- 第 2 議案第23号 平成30年度むかわ町国民健康保険特別会計予算
- 第 3 議案第24号 平成30年度むかわ町後期高齢者医療特別会計予算
- 第 4 議案第25号 平成30年度むかわ町介護保険特別会計予算
- 第 5 議案第26号 平成30年度むかわ町上水道事業会計予算
- 第 6 議案第27号 平成30年度むかわ町下水道事業会計予算
- 第 7 議案第28号 平成30年度むかわ町病院事業会計予算

議員等提出事件

- 第 8 意見書案第1号 生活保護費の一方的減額に関する要望意見書
- 第 9 所管事務調査等報告の件
(総務厚生文教常任委員会)
(産業建設常任委員会)

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

出席議員（12名）

1 番	山 崎 満 敬 議 員	2 番	佐 藤 守 議 員
3 番	中 島 勲 議 員	4 番	大 松 紀美子 議 員
6 番	星 正 臣 議 員	8 番	小 坂 利 政 議 員
9 番	山 崎 真 照 議 員	10 番	津 川 篤 議 員
11 番	北 村 修 議 員	12 番	木 下 隆 志 議 員
13 番	野 田 省 一 議 員	14 番	三 倉 英 規 議 員

欠席議員（１名）

５番 三 上 純 一 議 員

地方自治法第１２１条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町 長	竹 中 喜 之	副 町 長	渋 谷 昌 彦
支 所 長	田 所 隆	会 計 管 理 者	藤 井 清 和
総務企画課長	高 田 純 市	総務企画課幹主	西 幸 宏
総務企画課幹主	酒 卷 宏 臣	総務企画課幹主	大 塚 治 樹
町民生活課長	萬 純二郎	町民生活課幹主	飯 田 洋 明
健康福祉課長	高 橋 道 雄	健康福祉課幹主	今 井 喜代子
健康福祉課幹主	藤 田 浩 樹	産業振興課長	成 田 忠 則
産業振興課幹主	東 和 博	産業振興課幹主	松 本 洋
産業振興課幹主	今 井 巧	建設水道課長	山 本 徹
建設水道課幹主	江 後 秀 也	建設水道課幹主	兄 後 敏 彦
地域振興課長	石 川 英 毅	地域振興課幹主	菅 原 光 博
地域振興課幹主	中 澤 十四三	恐竜ワールド戦略室主幹	加 藤 英 樹
恐竜ワールド戦略室主幹	田 口 博	地域経済課長	為 田 雅 弘
地域経済課幹主	吉 田 直 司	国民健康保険穂別診療所事務長	藤 江 伸
教 育 長	長谷川 孝 雄	生涯学習課長	齊 藤 春 樹
生涯学習課参事	中 村 博	教育振興室長	金 本 和 弘
選挙管理委員会事務局長	高 田 純 市	選挙管理委員会事務局次長	石 川 英 毅
選挙管理委員会事務局次長	西 幸 宏	農業委員会会長	鎌 田 晃

農業委員
支局 会長

為 田 雅 弘

監 査 委 員 辻 圓 治

事務局職員出席者

事 務 局 長

八 木 敏 彦

主

査

長谷山 美 香

◎開議の宣告

○議長（三倉英規君） それでは、御苦労さまでございます。

ただいまの出席議員数は12名でございます。定足数に達しておりますので、ただいまから平成30年第1回むかわ町議会定例会を開催させていただきます。

直ちに本日の会議を開きます。

開議 午後 4時20分

◎議事日程の報告

○議長（三倉英規君） 本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付のとおりでございます。

◎議案第22号から議案第28号の一括上程、委員長報告、質疑、討論、採決

○議長（三倉英規君） 日程第1、議案第22号 平成30年度むかわ町一般会計予算から日程第7、議案第28号 平成30年度むかわ町病院事業会計予算までの7件を議題といたします。

本案は、今期定例会において設置の平成30年度むかわ町各会計予算審査特別委員会に対し休会中の審査事件として付託を行ったものであります。

これより予算審査特別委員会における本案の審査結果について報告を求めます。

津川委員長。どうぞ。

〔津川 篤予算審査特別委員長 登壇〕

○予算審査特別委員長（津川 篤君） それでは、平成30年度むかわ町各会計予算特別委員会の報告をしたいと思います。

平成30年度第1回むかわ町議会定例会において付託された議案第22号 平成30年度むかわ町一般会計予算から議案第28号 平成30年度むかわ町病院事業会計予算までの7件について審査した結果、いずれも原案のとおり可決するものとして決定をいたしましたので、ここに会議規則第77条の規定に基づき報告いたします。

○議長（三倉英規君） ただいま津川委員長より報告がありました。

委員長報告に対して質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三倉英規君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから議案第22号から議案第28号までの討論を行います。

まず、討論の順序は議案番号順といたします。

初めに、議案第22号について討論を行います。

原案に反対者の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三倉英規君） 討論なしと認め、討論を終わります。

次に、議案第23号について討論を行います。

原案に反対者の討論はありませんか。

どうぞ。

○11番（北村 修君） 議案第23号 むかわ町国民健康保険特別会計予算について討論をいたします。

本予算は、2018年度から国保事業のあり方が大きく変わるという中での予算であります。国保事業がこれまでの市町村の独自事業という中から、都道府県、北海道では道が財政管理者となって進めるという状況にあります。この変化の最大の理由は、高齢者がふえる中で膨れ上がる医療費、これの対策として、本来国が持ち出さなきゃならない部分を国民に負担を求めるという方向での内容であります。この点でも許しがたき問題だというふうに思っておりますが、我が町の本予算の中で見れば、限度額の引き上げ等々があり、さらに3年かけて資産割をなくし、所得割に絞るという状況の中で、限度額の引き上げ、さらには均等割の引き上げ回答という中でやっていきます。

今回の予算で、その後の後期高齢者の中でも保険料率が改定されて負担がふえる、さらには介護保険の重たい保険料というような状況もあります。そういう中で、この国保の保険料が一番重たいわけでございますし、私どもはこれ以上町民の皆さんの暮らしに与える影響を考えると、やはり一般財源からの繰り入れ等で何らかの対応しながらやっていく必要があるんじゃないか、思いを強くいたしております。

そういう意味で、そういうことが残念ながらでき得ていないということを含めて、この予算案には反対とさせていただきます。

以上です。

○議長（三倉英規君） 次に、原案に賛成者の討論はありませんか。

13番、野田議員。

○13番（野田省一君） 先ほどの委員会でも述べさせていただきましたけれども、この30年度の予算が通らないということになりますと、町民に大きな御迷惑をかけるという事態にもなりかねないということでもありますし、また今後の展開においては、新たな船出ということで、まだまだ先が少し見えていない部分もあるのかもしれませんが、その中で今後の町の努力に期待をするということを込めて賛成意見とさせていただきます。

○議長（三倉英規君） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三倉英規君） 討論なしと認めます。

これで議案第23号の討論を終わります。

次に、議案第24号について討論を行います。

まず、原案に反対者の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三倉英規君） 討論なしと認めます。

これで議案第24号の討論を終わります。

次に、議案第25号について討論を行います。

原案に反対者の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三倉英規君） 討論なしと認めます。

これで議案第25号の討論を終わります。

次に、議案第26号について討論を行います。

原案に反対者の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三倉英規君） 討論なしと認めます。

これで議案第26号の討論を終わります。

次に、議案第27号について討論を行います。

原案に反対者の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三倉英規君） 討論なしと認めます。

これで議案第27号の討論を終わります。

次に、議案第28号について討論を行います。

原案に反対者の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三倉英規君） 討論なしと認めます。

これで議案第28号の討論を終わります。

これから議案第22号から議案第28号までの7件を採決いたします。

採決の順番は議案番号順といたします。

初めに、議案第22号を採決します。

お諮りします。

議案第22号 平成30年度むかわ町一般会計予算は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三倉英規君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第22号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第23号 平成30年度むかわ町国民健康保険特別会計予算を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立多数〕

○議長（三倉英規君） 起立多数です。

議案第23号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第24号を採決いたします。

お諮りします。

議案第24号 平成30年度むかわ町後期高齢者医療特別会計予算は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三倉英規君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第24号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第25号を採決します。

お諮りします。

議案第25号 平成30年度むかわ町介護保険特別会計予算は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三倉英規君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第25号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第26号を採決します。

お諮りします。

議案第26号 平成30年度むかわ町上水道事業会計予算は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三倉英規君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第26号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第27号を採決します。

お諮りします。

議案第27号 平成30年度むかわ町下水道事業会計予算は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三倉英規君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第27号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第28号を採決します。

お諮りします。

議案第28号 平成30年度むかわ町病院事業会計予算は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三倉英規君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第28号は原案のとおり可決されました。

◎意見書案第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（三倉英規君） 日程第8、意見書案第1号 生活保護費の一方的削減に関する要望意見書案を議題といたします。

本案について趣旨説明を求めます。

4番、大松議員。

〔４番 大松紀美子議員 登壇〕

○４番（大松紀美子君） 意見書案第１号 生活保護費の一方的削減に関する要望意見書（案）についてです。

厚生労働省は、新年度からの生活保護費の見直しを進めてきました。食費や光熱水費に充てる生活扶助費を最大14%の引き下げ案を出しましたが、各界から異論と反発の声が上がり、下げ幅を最大５％に縮小しました。

しかし、前回2013年度に続く削減であり、対象世帯への影響は避けられません。

そもそも生活保護は、病気や失業など苦境に陥った人の命綱です。その機能を弱め、自立が困難な人達をいっそう窮乏させることがあってはなりません。

一人親世帯に上乘せされる母子加算の減額も予定されています。これは13年に施行された子どもの貧困対策法の趣旨とも矛盾しています。

減額の根拠は、一般世帯の低所得者の消費支出を上回っていると言いますが、切り下げられれば一般世帯にも跳ね返ります。しかも、現政権は19年10月に消費税を10%に引き上げるとしています。

低所得者世帯全体の底上げを図らなければならないのに、これでは経済の底が抜けてしまいます。ほんとうに保護が必要なのに網の目から落ちこぼれている人も少なくありません。

憲法25条の「健康で文化的な最低限度の生活」を保障するよう困窮世帯の現実を直視し、保護基準の向上を図られるよう要望します。

以上、地方自治法第99条の規定により提出いたします。よろしく御審議、御決定くださいますようお願いいたします。

○議長（三倉英規君） 趣旨説明が終わりました。

これから趣旨説明に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三倉英規君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三倉英規君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから意見書案第1号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三倉英規君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎所管事務調査報告の件

○議長（三倉英規君） 日程第9、所管事務調査報告の件を議題といたします。

本件について、別紙配付のとおり総務厚生文教常任委員会及び産業建設常任委員会の各委員長から所管事務調査報告書が提出されております。調査の経過と結果について報告を求めます。

総務厚生文教常任委員長、報告はありませんか。

○総務厚生文教常任委員長（津川 篤君） 特にありません。

○議長（三倉英規君） 産業建設常任委員長、報告はありませんか。

○産業建設常任委員長（佐藤 守君） 記載のとおりでございます。そのほかは特にございません。

○議長（三倉英規君） これから委員長報告に対する質疑を行います。

まず、総務厚生文教常任委員長報告に対する質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三倉英規君） 質疑なしと認めます。

次に、産業建設常任委員長報告に対する質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三倉英規君） 質疑なしと認めます。

これで委員長報告に対する質疑を終わります。

総務厚生文教常任委員会及び産業建設常任委員会の所管事務調査報告については報告済みといたします。

◎発言の申し出

○議長（三倉英規君）　ここで、長年むかわ町の議会議員活動に御尽力くださいました木下議員と山崎議員から発言の申し出がありましたので、これを許します。

まず、木下議員からどうぞ。

○12番（木下隆志君）　御指名をいただきましたので、簡単に引退の御挨拶を申し上げたいと思いますが、非常に私にとりましては、長い期間だったと思いますが、微力ではございますが、皆様方に支えられ、また御協力いただきながら、この席まで今日来られましたことを心から深く御礼を申し上げる次第でございます。ありがとうございました。

今後は一町民といたしまして、あらゆる面におきまして、町政に協力していく所存でございます。いずれにいたしましても、微力な私がここまで皆様のおかげでこられたのも非常に感謝にたえないところでございます。まことに簡単でございますが、私の御挨拶とかえさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（三倉英規君）　次に、山崎真照議員から発言の申し出がありましたので、これを許します。

○9番（山崎真照君）　声がこの調子なものですから、耳を澄まして聞いてください。

4年前の、この前の選挙が終わった時点で、私なりに考えに考えて、今回で引退をさせてもらいたいということを心に決めて臨んだこの4年間でございました。あっという間に過ぎ去りました。

そしてまた、2年前には思いもよらぬこの病にかかりまして、つらさと悔しさの中、これが私に与えられたことかと思い、過ごしてまいりました。これから先、私もこの病と上手につき合いながら、私には似合わない言葉でありますけれども、穏やかに、穏やかに過ごしてまいりたいと考えています。

この先、むかわ町が永遠に続くわけでございます。このむかわ町がますます飛躍し、発展していくことを心から願っている一人でもございます。皆さん、頑張ってください。

終わりに、町長を初め職員の皆さん、そして同僚の議員の皆さんには、本当にこのわがまま者が大変お世話になりました。心から、心から感謝と御礼を申し上げまして、一言挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（三倉英規君）　木下議員におかれましては43年間、山崎さんにおかれましては31年間、長きにわたりまして、本当に町政発展のために御尽力ありがとうございました。

これからもまたひとつ私も議会に対しまして、御支援と御協力を賜りますように心からお願いを申し上げて、御挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

◎閉議及び閉会の宣告

○議長（三倉英規君） お諮りします。

本定例会の会議に付託された事件は全部終了しました。

したがって、会議規則第7条の規定によって本日で閉会したいと思います。

御異議ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三倉英規君） 異議なしと認めます。

したがって、本定例会は本日で閉会することに決定いたしました。

これで本日の会議を閉じます。

平成30年第1回むかわ町議会定例会を閉会します。

御苦労さまでした。

閉会 午後 4時39分

地方自治法第 1 2 3 条第 2 項の規定により署名する。

議 長

署 名 議 員

署 名 議 員